

第百四十二回 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第四号

平成十年五月二十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十五日

辞任

金田 勝年君

野村 五男君

山下 芳生君

五月二十六日

辞任

一井 淳治君

補欠選任

須藤良太郎君

山本 一太君

橋本 敦君

補欠選任

小川 勝也君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

遠藤 要君

石渡 清元君

片山虎之助君

釜本 邦茂君

高木 正明君

野間 赳君

伊藤 基隆君

小島 慶三君

荒木 清寛君

赤桐 操君

委員

石井 道子君

海老原義彦君

鎌田 要人君

亀谷 博昭君

久世 公堯君

国井 正幸君

清水嘉与子君

須藤良太郎君

田村 公平君

国務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

常田 享詳君
長尾 立子君
林 芳正君
松村 龍二君
三浦 一水君
宮澤 弘君
山本 一太君
石田 美栄君
小川 勝也君
小山 峰男君
竹村 泰子君
寺崎 昭久君
牛嶋 正君
海野 義孝君
益田 洋介君
渡辺 孝男君
清水 澄子君
田 英夫君
笠井 亮君
橋本 敦君
吉川 春子君
阿曾田 清君
星野 朋市君
佐藤 道夫君
奥村 展三君
橋本龍太郎君
下稲葉耕吉君
小淵 恵三君
松永 光君
町村 信孝君
小泉純一郎君
島村 宜伸君
堀内 光雄君
藤井 孝男君

政府委員

内閣官房内閣内政審議室長

兼内閣総理大臣官房内政審議室長

内閣法制局長官

防衛庁経理局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁総合計画局長

経済企画庁調査局長

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

自見庄三郎君
伊吹 文明君
瓦 力君
上杉 光弘君
村岡 兼造君
小里 貞利君
鈴木 宗男君
久間 章生君
尾身 幸次君
谷垣 禎一君
大木 浩君
亀井 久興君
竹島 一彦君
大森 政輔君
藤島 正之君
塩谷 隆英君
中名生 隆君
新保 生二君

事務局側

科学技術庁長官 沖村 憲樹君
官房長 加藤 良三君
外務省総合外交政策局長 阿部 信泰君
外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官 阿南 惟茂君
外務省アジア局長 高野 紀元君
外務省北米局長 大島 賢三君
外務省経済協力局長 竹内 行夫君
外務省条約局長 涌井 洋治君
大蔵省主計局長 尾原 榮夫君
大蔵省証券局長 山本 晃君
大蔵省銀行局長 山口 公生君
大蔵省国際金融局長 黒田 東彦君
文部大臣官房長 小野 元之君
文部大臣官房総務審議官 高 為重君
厚生大臣官房総務審議官 田中 泰弘君
厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君
農林水産大臣官房長 堤 英隆君
農林水産省経済局長 熊澤 英昭君
通商産業省環境立地局長 並木 徹君
労働大臣官房長 渡邊 信君
建設省都市局長 木下 博夫君
建設省道路局長 佐藤 信彦君
自治省財政局長 二橋 正弘君
自治省税務局長 成瀬 宣孝君

常任委員会専門 志村 昌俊君

本日の会議に付した案件

- 財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○林芳正君 自民党の林芳正でございます。昨日に引き続きまして御質疑をいたしたいと思っております。

まず、財政構造改革の方でございますが、これはむしろ去年このものと法律を通したときにお聞きするべきだったかもしれないけれども、そもそもなぜ財政赤字というものがいけないのか、減らさなければいけないのかということにつきましては、哲学論争とも言えるぐらい大変大きな問題があるわけでございます。グラム・ラドマンやO B R Aをやりましたアメリカにおきましても、憲法にこのバランス・バジェット・アmendメントといひまして、財政を均衡させる修正案を入れるかどうかにつきましては長年の議論がありまして、な

かなか国会を通らないということでございます。両論あるわけでございますが、そういったことも論をまずお聞きしたいと思うわけでございます。

よく言われますのは、財政赤字の問題点といたしましては、クラウディングアウトと申しまして財政支出が拡大をいたしますとこの支出を賄うために公債を大量に発行する。そうしますと、市中の資金が公債の購入に充てられるためにほかに回らなくなる。不足しまして、結果として金利が上昇するわけでございます。このため、民間企業は資金を調達するときに比較的高い金利で借り入れをするのを余儀なくされて、経済成長の源泉であります民間投資の抑制が起こるというふうなことが言われております。これがまた中長期的には経済成長に悪影響を与えるおそれがあるというふうなことが言われておるわけでございます。

一方、このクラウディングアウトという点につきましては、我が国の場合は大変に貯蓄率が高いわけでございます。過剰貯蓄と言われるぐらいのものが存在しておりますから、この問題は我が国に当てはまらないのではないかという議論もあるわけでございますが、この点について、まず総理の御見解をいただきたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員もお触れになりましたけれども、確かに我が国は民間部門の貯蓄が多額に上っております。こうしたことを背景に、クラウディングアウトの問題というのは少なくとも我が国においては顕在化するに至っていないことは、私は事実だと思っております。

しかし、将来を考えたとき、今後諸外国に例を見ない高齢社会に我々は突入する、既に入っているわけでもありますけれども、この状況というのは一層厳しなものになります。本当は長寿というのは喜ばれるべきことでありますし、私はそう思っておりますけれども、実は少子というものとこれが並行して起こっておりますために、他には例を見ない高齢社会というものを覚悟しなければなりません。それを考えたとき、中長期的には民

間部門の貯蓄も減少する可能性というものを否定することはできないわけですね。

そうしたことを考えましたときに、公的債務残高の累増が続いた場合、これはクラウディングアウトの問題が顕在化する可能性はあり得ると言わなければなりません。それは、当然のことながら民間投資を抑制し、経済にマイナスの影響を及ぼすといったことだけではなく、財政自体につきましても実は高金利によって利払い費が拡大をする。これは財政状況の悪化が一層進むということでもあるわけであり、この悪循環に陥る危険性もなしとはしないわけです。そうした事態を阻まな

きやならない。そのためにも実は財政構造改革としてはそのように進めていく必要がある、私どもとしてはそのように考えております。

○林芳正君 総理、ありがとうございます。

私も総理が今おっしゃったことと全く同感でございます。我が国は貯蓄は今も多いわけではございますが、これが人口構造によって変わってくるんじゃないかなという気がいたしておるところでございます。

そこで、今、少子・高齢化になっていく、また財政の利払いというお話もあったわけでございますが、公債発行、これ増税に比べましてどうして我々の世代の国民の負担感というのとはちかかという増税より希薄でございまして、ただ、将来世代の負担となるわけでございまして。

この財政赤字がどんどん膨らんでいくという問題、総理が今おっしゃったとおりでございますが、一方で公債の元利払いのために租税財源を調達すれば、結局は、公債を持つておる人というものが我が国の国民でありますから、国民の間で所得が移転するだけである。アメリカのように双子の赤字と言われたときは、これは外国の方がアメリカの国債を持つておったわけですから国外へ移転をするわけでございますけれども、我が国の場合は公債はほとんど市中といえますか国内で償却しておりますので、国内で所得が移転をす

るだけではないか、特段の問題ではないんではないかという見方もあるわけでございますが、この点について、総理、もう一点だけ伺いたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員が指摘されました公債といましようか国内公債、正確には内国債の方がいいのかもしれませんが、国民経済的に見ると将来世代の資産である。元利払いは納税者から公債保有者への国内での所得移転にすぎず、各時点での利用可能な資源の量は変化しないので将来世代の負担にはならないという議論が学問的にある、学問だけではなくておっしゃる方もありますけれども、そういう議論があることは承知してあります。

ただ、そういう論理を展開していきますと、例えば現在の巨額の公債残高を償還するために仮に現時点で大幅の増税をいたした、そうしたとしても、実はこれは公債保有者に所得が移転するだけのことである、だから現役世代の負担にはならないという理屈も出てきてまいります。しかし、これは一体いかがなものか。学問としての議論は別といたしまして、私は現役世代であれ将来世代であれ、そしてまた課された税が国債保有者に渡されるんだということでありまして、重い税負担を課すということ自体が実は経済社会に好ましくない影響を与える、これは否定できないと思っております。

将来、高齢化社会と言われるものが高齢化の化の字が取れてしまう。高齢社会という状況の中では、当然のことながら社会保障負担がふえざるを得ないということでもあるわけで、そうしたことをあわせて考えます場合には、財政政策の議論としてはこの議論は少々妥当性を欠く、妥当性を欠くと申し上げたらしめられるかもしれませんが、私は妥当性を欠く議論だと思っております。

○林芳正君 ありがとうございます。

私も、あえて異論を出して総理の御答弁を聞き

めて、その基本的な理解のもとにいろいろなことをやっていかなければならない、こういうふうにいるうわけでございます。

そこで、各論に入るわけでございますが、今回の財政構造改革法の一部改正法案の、どういふときにこれを外すかということでございますが、「経済活動の著しい停滞」の一つとして考えている直近の四半期、二四半期連続で実質GDP成長率が一%未満という、まずそういう条件でございますが、これは米国のOBRA、包括財政調整法にも同じ規定があるわけでございます。

そこでOBRA、少し我が国よりも先発でありますけれども、実際に米国でこの規定が発動されたことがありますがどうか、大蔵大臣または政府の方にお聞きしたいと思います。

○政府委員(涌井洋治君) お答え申し上げます。米国におきまして、九〇年から九一年にかけて一律削減停止の要件を満たす時期がございました。議会におきまして一律削減停止の決議の採択が行われましたが、圧倒的多数でこれは否決されております。したがって、実際には停止事項は発動されることはなかったと承知しております。

議会におきまして一律削減停止の決議が否決された理由として、当時の議会の審議におきまして、議会と大統領の合意の上、OBRAが成立した後早々にこれを破るようなことは不適切であり、議会は財政赤字に対し何ら有効な対策を打たなかったとの非難を受けることとなる。それから、予算の規律なかりせば、議会は直ちに財政の混沌に陥るであろうという意見が大勢を占めたとされております。

○林芳正君 もって限すべしだと思いますが、まさに先輩のアメリカでもこういう規定をつくってはいますけれども、大変に慎重な運営をされておられるということでもあります。

そこで、「経済活動の著しい停滞」のもう一つ、直近の一四半期の実質GDP成長率が一%未満で、かつ当該四半期の消費、設備投資、雇用の

指標が著しく低調な場合を考慮しておられるということでございますが、この消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調というのは極めて、何といいますが、難題といえますか、どの程度というのが具体的にわからないといかないような気がするわけでございますけれども、具体的にどういふ指標をお使いになつて、その指標がどういふふうになった場合にこの条項に該当するのか、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(涌井洋治君) 消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調である場合ということでございますが、これはまず一四半期しか実質GDP成長率が一%未満を記録していないものの、次の四半期の実質GDPが公表される前であっても、元の消費それから設備投資、雇用の諸指標から見ると実質GDP成長率の低下が見込まれ、早急に施策を実行すべきであるという、そういうケースがある場合に備えて設けるものでございます。

具体的には、消費につきましては消費水準指数、これは家計調査から作成される指数でございます。それから、設備投資につきましては資本財出荷指数、それから雇用につきましては有効求人倍率、これを基本的な指標として用いることを考えております。

それから、これらの指標につきデータを比較する際は、短期的な変動を除くために、直近三ヶ月平均と前三ヶ月平均、例えば十一月のGDPが三月に発表されております。その数字がマイナスである、そうすると一三月のGDPの発表は六月になります。しかし、どうも足元の数字を見ると、その発表まで施策の発動を検討するには時間を待てないということ、そのようなケースの場合は直近三ヶ月、例えば十一月、二月の数字は大体三月末から四月の早々にかけて出てまいります。ですから、十一月、二月とその前の九月、十月、十一月、その指標を比較した上で、直近三ヶ月平均が前三ヶ月平均を下回っている状態を著しく低調と考えているところでございます。

○林芳正君 ありがとうございます。具体的にきちんと決めておかないと、先ほどもアメリカの例を引きましたけれども、安易にこれを発動することになると、先ほど冒頭で総理に伺いましたこの基本精神というのが骨抜きにされてしまうわけでございます。厳格な適用をお願いしたい。

一方で、本当に悪いときには、いろいろ議論があるところでありまして、機敏に対応しなければいけない、こう思うわけでございます。そういう趣旨でその三つ目があるんだと思うんです。

もう一つは、「経済活動の著しい停滞」の三つ目として「予見できない内外の経済ショック」によって急速に経済活動が停滞状態に陥る場合、これだけ読みますと何のことかよくわからないわけでございますけれども、内外の経済ショックに該当するものというのはどういふことを想定しており、そういうふうになった場合にどういふような条項の発動の手続になるのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○政府委員(涌井洋治君) お答え申し上げます。直近の実質GDP成長率が二期あるいは一期一%未満というような状態、そういう数字はまだ出てないような状態であるわけですが、さばりながら、「内外の経済ショック」によって急速に経済活動が停滞状態に陥る場合、つまりGDPの数字というものは三ヶ月後でないといふと出てこない、しかしその三ヶ月間待つわけにはいかないような状況が想定されるということで、まさにこれは予見できない経済ショックということで、文字どおり予見できない状況であるわけでございます。

具体的に念頭に一つの例としてありますのが昭和四十八年の石油ショックのときのことでございます。石油ショックは昭和四十八年の十一月十二月にかけて石油価格が急騰しております。その結果として四十九年の一三月の実質GDP成長率というのは、これはもう一三・一%の大幅なマイナスになったわけでございますが、その数字が出

てきますのは四十九年の六月になってしまふ。ところが、その直前のGDPを見てみますと、四十八年の七月九月期は一・七%の増、それから石油高騰が起きた十一月十二月の間でもこれは五・〇%、まだ増加していたということでございます。ところが、石油ショックは急激に経済に影響したということでございます。間違いないこの一三月のQEは非常に悪いだろうということが想定されたわけでございます。ともかくそれは六月までは待てない、そのようなケースを念頭に置いてこの規定を設けたわけでございます。

それから、そのような状態に陥った場合にどういふ手続でやるのかということでございますが、石油ショックのような急速な経済活動の停滞に陥った場合、それが国民生活へ重大な影響を与えているかどうか、その影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生じるかどうか、その時々状況を経合的に勘案して、施策の実施の財源として前年度を上回る特別公債を発行せざるを得ないかどうかということとを判断してまいります。

具体的には、政府としてはまずそのような検討を行い、必要と認められた場合には補正予算を編成して、最終的には予算の形で国会にお諮りするものと考えております。

○林芳正君 ありがとうございます。まさに機動的に、数字が出てくる前に発動できる条項を入れておくというのは大変に大事なことだと思ひますが、今お聞きしたように、最後は補正予算をお組みになって、この国会へ出されるということでございます。

冒頭にお聞きしましたように、アメリカでも、議会に来てかんかんがくが議論した結果やらなかったという例もあるわけでございます。臨機応変ということ、みだりにこれを口実として財政赤字を削減するといふ基本精神が失われないように、これは我々も肝に銘じてやっていかなければならない、こういうふうに思うわけでございます。そこで、きのう片山先生から最後にお話があつ

たと思いますが、数字をどこへ出して、また歳入歳出を総合的にやることを何かできないのか、御検討されたいかがかということでございますが、今、グラム・ラドマンまたOBRAのお話をしたわけでございますけれども、アメリカでこの財政均衡法をつくりましたときにCBO、コングレシヨナル・バジェットリリー・オフィスというわけでございますが、議会に予算局を設置いたしました。向こうは我が国と大分制度が違いますけれども、政府にはOMBというところがございますので、そこではいろんな案をつくる、実際には議会でも編成にタッチをするわけでございますが、政府側でいろいろと情報を集めて数字をつくって統計をつくるということと別に、議会の方にCBOというところを置きまして、日本の場合は経済企画庁が経済見通しを出しますけれども、それとは別に、例えば予算委員会の調査室が別の数字を出して、それが異なることもあり得るというような形で議論をしておるわけでございます。

我が国は議院内閣制でございますから、アメリカの大統領制と違ひまして議会と行政府との関係というのが異なるわけでございますから、このままこの日本版CBOみたいなことを言うつもりはないわけでありますけれども、二つの違ったところがそれぞれ観点から数字を出してその間で議論をする。財政赤字がどのようになくなっていくのかという見通しについてのも議論があつたところでございますが、一つのところが出すだけではなくて一つのところが出して、その間で御議論をし、また選択肢として議論をしていくということがあればもう少しいろんな選択肢が出てくるのではないかな、こういうふうにも思つて、総理、もし御見解があれば賜りたいと思つてます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、昨日、片山議員とのやりとりをいたしました速記を改めて目を通してありますが、片山議員が展開されました御議論、歳入と歳出をばらばらに議論するのはおかしい、同時に税で議論をいたします場合においても、特定財源と一般財源あるいは国税と地方税、こうした関係をどう整理していくか、こうした観点から議論を提起されました。そして、私は一つの意見として評価しますということ、たまたまインターネットで届いております国民の御意見を踏まえて御答弁申し上げたわけであります。

今、アメリカの予算制度と日本の予算制度は、議員御自身が指摘をされたことであります。私は、議会予算局、これが果たしてあります機能といたしまして、アメリカの制度のもとではこれは当然のことながら予算編成権が議会に所属している、そうした観点から議会予算局というものの権限が広く立法院の中に設置されたと考えております。

〔委員長退席、理事高木正明君着席〕
国会に日本版のCBOと言われます点につきましては、アメリカの対応と日本の対応、制度の違いがございまして、立法院の中における組織ということでありまして、政府側からコメントは控えさせていただきますと存じます。

○林芳正君 ありがとうございます。
それでは、減税法案の方に移行したいと思つてございまして、きのうもいろいろ議論になつておりましたけれども、我が国の所得課税最高税率というのは、地方合せて六五％だ。諸外国の例もきのう引かれていろいろ議論がありましたけれども、大変に高いところにあるということでありまして、今回減税をやりますと、課税最低限、最初が三百六十一・六でありましたけれども、平成十年分については、今度の追加によつて四百九十一・七万円まで引き上げました。

昭和五十九年でございますが、私が最初にサラリーマンを始めましたら、そのときの月給が十三万六千五百円でございますから、そのときはたしか所得税を払つておつたような気がするわけでございますけれども、多分今度の減税になりますと、そのときの年収では所得税を払わなくてよくなるのかな、大変に高いといへば高いレベルになつてゐるんだと、改めて思つてござい

ます。
諸外国の例を引くまでもありませんけれども、例えばアメリカは二百四十四・八、英国は百五・六万円あります。それぞれ為替のレートがいろいろありますけれども、これを見ても若干我が国は高いところに来てしまつた感じがするわけでございます。

きのうも議論になりましたけれども、個人のやる気を引き出す税制ということでございますが、英米におきまして、まさに八〇年代にアメリカにおきましてはレーガノミックスということで、具体的にはこの減税につきましてはロス・ケンプ法案というのが出まして、そこで一連の改革をやつたと。イギリスにおきましてはサッチャーがそのときにいろんな改革をやりました。

きのう別の委員会の参考人でリチャード・クーさんという方が来られてまして、私も長年の友人でございまして、ワシントンでこんな話題になつてゐるといふことをおしやつておられました。たのは、大変皮肉なのは、レーガノミックスはレーガンでございまして、サッチャーも保守でございまして、保守のやつた革命、減税にしろ構造改革にしろ、その成果が同じ党の方のときにはなかなかあらわれなかつたということであり

ます。
レーガンのときにはブッシュのときになかなかそれがあらわれなかつたし、サッチャーの場合はメージャーのときにはなかなか時間がかるもので、それからあらわれなかつた。党がかわりましてクリントンになつて、またイギリスはブレアになつたときにちょうど構造改革をやつたときの成果が出てきて、レーガノミックスのおかげで今一番喜んでゐるのは皮肉なことにクリントンとブレアである、こんなようなことを今ワシントンでいろいろと話をしておるんだ、こんな話をされておられたわけでございます。

もしそうなることであつたとしても、我々はここでこの改革から逃げてはいけな、こういうふうにも思つてございまして、それは必ず我が国の将来にとって必要なことになる、こう思つてございまして、活力のある社会を構築していくためにはやはり最高税率を見直す、また課税最低限も含めて見直していかなければならないと私は思つてございまして、総理の御所見があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員は所得課税から議論を始められました。私ども、本当に何回も御答弁を申し上げてゐることでございますが、所得税につきましては、二度にわたる抜本的な税制改革の中で大半の方が生涯一〇ないし二〇％の税率が適用される。そういう意味では、最高税率の問題を除くとフラット化しているということがまず言えると思ひます。

同時に、議員が今御指摘になりましたように、累次にわたる減税の結果として課税最低限が諸外国に比して高い。所得課税負担全体としては主要先進国中最低となつてゐる。そうした問題だけではなく、各種の控除などのあり方も、また資産性の所得課税、あるいは年金課税のあり方、個人所得課税につきましてもさまざまな議論があります。

ですから、そうしたさまざまな問題について、よく申し上げますけれども、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような、こうした制度改正を目指して政府税制調査会においては既に議論を開始していただいております。また、当然ながら与党税制調査会においても幅広くきちんとした検討が行われるであります。

その上で、租税負担率の国際比較を見ておりますと、国税プラス地方税という形で見ましたときに、国民負担率の中における租税の高さとは別に、やはりそれぞれの国の税収構造に違いがあるなどということが非常に目につきます。

例えば、我が国の場合、九八年度の構成比でございますが、資産課税などが一六・四、消費課税が二九・一、個人所得課税が二九・六、法人所得課税が二四・九というのが租税負担率の中で占めるそれぞれの税目ごとの構成比であります。

の将来にとつて必要なことになる、こう思つてございまして、活力のある社会を構築していくためにはやはり最高税率を見直す、また課税最低限も含めて見直していかなければならないと私は思つてございまして、総理の御所見があればお聞かせ願ひたいと思ひます。

しかし、例えばイギリスの場合に、三八・三と租税負担率が高いんですが、税目ごとの構成を見ていると、資産課税などが二・九、消費課税は四二・二、そして個人所得課税が三三・三、法人所得課税が一・五。あるいは、日本よりも課税最低限が高いという点でドイツをとってみても、資産課税などが占めるウェイトは、ドイツの場合は四・六、消費課税が四五・八、個人所得課税が四五・〇、法人課税が四・六、租税負担率は三一・一。

こうして見ますと、やっぱり各国それぞれにいろいろその国その国の仕組みというものはあるんだな、そしてそれなりの税の構造というものをその国情に合せて工夫しているんだなという感じがいたします。

そうして中において、日本における所得課税のあり方、これは今申し上げましたようなさまざまな論点を持つて既にいろいろな角度から議論がされておりますが、大きく全体を論じていただく、その必要性があるということはいろいろな角度から指摘を受けて、今回もそうした意味で、税制調査会において議論が既にスタートをした、与党税制調査会においても当然近く議論がされるであろう、その中からより意欲を引き出せるような方式が見出されることを心から願っております。

○林芳正君　ありがとうございます。

ぜひ、公正、適正、そしてやる気を出さす、意欲を引き出す、特にこの意欲を引き出すというところに重点を置いて今からやっていくかなければならないんじゃないかな、私はこういうふうに思うわけでございます。

そこで、今、総理からも詳しく御答弁いただいたわけでございまして、各国それぞれの状況に応じていろいろ率も違いますし、やり方も違うというところでございしますが、その中で我が国になくてほかの国に大体あるというものの一つに納税者番号制度というのがあるわけでございます。公正、適正という意味からはこれの導入を図るべきという意見が大変強いわけですが、いろいろ

な経緯が今まであったことも承知をいたしておるわけでございます。

その中で、特に金融ビッグバン、今まさに第三委員会では財政・金融委員会で審議をしておるところでございすけれども、円の国際化という観点から、この間も大蔵大臣がおっしゃったというところを新聞記事で拝見したわけでございす。非居住者の受け取る国債の利子について源泉徴収をやっておるわけでございす。これは大変評判が悪いわけだ、これを撤廃するのがグローバルスタンダードだ、こういうことだ、と。ただ、納税者番号が我が国にないために本人の確認がなかなかできない。源泉徴収をやめちゃいますと、いろんな人がいろんな名前を使って自由にできるようなことになるではないか、これも当然のことだ、と。あわせてお聞きをいたしますけれども、こういうことで、ビッグバンに対応していくためにもこの納税者番号というものは大変重要になってくると思われわけですが、この検討状況について、また今申し上げました非居住者の国債の利子に対する源泉徴収の撤廃について、二点お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(尾原慶夫君)　お答え申し上げます。まず、納税者番号制度の方からお答えさせていただきますが、この問題につきましては、税務行政をどう効率化していくか、あるいは所得課税、資産課税の適正化をどう図っていくかという観点から検討が続けられてまいりました。

最近、今、先生からお話ございましたように、金融システム改革に伴いまして資料情報制度を充実する必要があるんじゃないかというように要請がございす。そういう環境変化が確かに見られるというふうな受けとめ方が税制調査会の考え方でございます。ただ、まだこの納税者番号制度は、プライバシーの問題をどう考えるのか、あるいは経済取引への影響等の諸課題についてどう考えるのか、検討を進めていく課題が残っているのも事実でございます。

こういうことを踏まえまして、税制調査会の十年度の答申でございす。納税者番号制度をめぐる環境は新しい局面を迎えており、国民の受け止め方を十分に把握しつつ、より具体的かつ積極的な検討を行わなければならない時期に來ています。」とされているところでございす。今回、税制調査会基本問題小委員会ができて課税のあり方について検討が進められますが、その中でも検討が進められていくものと承知しているわけでございす。

それから、一番目の国債の非居住者に対する源泉徴収を廃止したかどうかということでございます。この話、実は国境を越えた利子の支払いについてどう課税当局として取り扱いかという話でございまして、先生からお話ございましたように、グローバルスタンダードといたしましては、源泉徴収を行うか、あるいはそういう非居住者のどういう方に支払ったかという情報交換を行うという、少なくともそのいずれかを行うことがスタンダードになっているわけでございす。我が国では、御承知のように源泉徴収を基本にしているわけでございす。

この問題の検討に当たりましては、課税権の問題をどう考えるかという問題があるわけですが、その話は別にいたしまして、居住者による租税回避、つまり非居住者という名で居住者がこの制度の適用を受けるといふことになればおかしいことになってまいります。また、その本人確認、これも先生から御指摘のあったとおりでございす。さらにその非居住者について当該居住国に情報を教えるという義務があるわけでございす。これをどう確保していくかという問題があると思ひます。同時に、これらの前提といたしまして、振替決済制度等の国際流通市場のインフラ、相当アメリカ等とは違うようございす。この整備の問題、幅広い観点から検討が行われる必要があるというふうに考えております。

○林芳正君　ありがとうございます。問題点は大体わかっておるわけでございす。

て、あとはいろんな整備をしていただいて、ぜひ導入の方で推進をしていただきたいと御要望を申し上げておきたい、こういうふうに思うわけでございす。もう既に年金の方では年金番号というのがついておるわけでございす。納税者番号というところもイメージが、語感が悪いものですから、アメリカもソーシャル・セキュリティ・ナンバー、社会保障番号ということで実際に税の管理をしておるわけでございす。年金番号が先行してついておりますし、景気対策にも盛り込まれた確定拠出型の年金ということも組上に上がって今検討されておるわけでございまして、まさに個人勘定で年金が管理されるようになるということになれば、この年金番号との統一ということも視野に入れて御検討していただいてもいいんじゃないかなと思ひますので、申し添えさせていただきます。それで、今触れましたけれども、総合経済対策におきまして、これも議論がいろいろ出たところでありまして、法人課税でございすけれども、国、地方をあわせて総合的な税率を国際的な水準にするということが盛り込まれておるわけでございす。これは、私も何年も党の税調でも申し上げてきたことですが、特に法人税の場合は、減税をした場合にそれが企業の意欲を刺激して、いろんな設備投資や投資に回すお金がふえることによりまして、減税をしますと可処分所得がふえますから、これが回り回って国の景気を刺激する。その分増収になるわけでございす。その増収についてはなかなか法人税の減税財源にはしてはならない。これは相関関係が難しいものですから計算することは難しいというところでございす。そんな中で、やはり海外へいろんな優秀な企業が出ていく、租税回避といいますが一番安いところへ行くという問題も起きてきておるのには御案内のとおりでありまして、この精力的な検討を進めて早急に国際的な水準に持つていくことが必要だ

と思いますが、大蔵大臣、御決意をいただければと思います。

○国務大臣(松永光君) 法人課税の問題につきましても、言うまでもなくこの三月に基本税率の問題については法律を可決、成立させていただきたまいました。

しかし、地方税の關係その他で諸外国と比べた場合には実効税率の面ではある程度高いものになっている。これがいわゆる法人課税について三年以内のできるだけ早い機会に欧米先進国並みにしようというこの問題点はそこにあるというふうに思います。

そういったことから、税制調査会で小委員会までつくっていただきまして、鋭意この地方税、なかんずく法人事業税の課税問題を中心に検討を進めていただく、こうなっておるわけでございまして、私どもとしては、その検討の結果を受けて欧米先進国並みの実質の税負担になるように努めてまいりたい、こう思っておるわけでございまして。

○林芳正君 ありがとうございます。

そこで、これもきのう議論になったところでありまして、法人課税の見直しに当たっては、法人事業税、地方の方でございまして、外形標準化というものが検討の課題になっておるわけでございまして、まず自治大臣にこの段取り及び方向についてお伺いをしたい、こういうふうに思います。

○国務大臣(上杉光弘君) 法人課税の問題は、事業税への外形標準の導入の議論でございまして、これは一つには課税の仕組みを変更するかどうかという議論でございまして、この問題が一つあると思います。それからもう一つは、法人課税の減税の議論でございまして、これは国税、地方税を通じて、ただいま大蔵大臣からお答えをされましたが、税体系全体で議論されるべきもの。この議論、二つあると思っております。

○林芳正君 そこで、少し詳しくお聞きをしたいと思います。この外形標準課税をやりますと、たしかきのう自治大臣からはその地方税、地方の法人の税の部分では大体レベニュー・ニュートラル

ですよというお話があったわけですが、そういたしますと、個々の業種や企業によつては税が上がったり下がったりとでこぼが出てくる、こういうふうになるわけではございませんか。

一方で、この法人事業税というのは国税の方の法人税の課税ベースの計算のときに損金になっておりますから、企業においてせつかく法人事業の地方の方が税金が減ったと思つたら、この損金が減るものですから国税の法人税の方で少し多目に取られて、全部取られちゃうわけじゃないんです。法人税の税率分は法人税の方で取られてしまふ。これでは余り減税をした喜びというのがなくなつてしまふんではないかな、こういうふうな思つております。

これについて、前提の話でございまして、何らかの配慮がされるべきじゃないかと思うんですが、その辺については大蔵省いかがでございましょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) ただいま先生からお話でございまして、仮に法人事業税の外形標準化が行われたといたしますと、黒字法人の中には法人事業税の負担が減少し法人税の課税所得が増加するものが生ずることも考えられるわけでございまして。

ただ、これは、今、先生の方から損金というふうにお話でございましたが、まさにコストとして外部へ流出する部分、いわば法人事業税でございまして、この負担が減少して課税所得が増加するという当然の結果とも考えられます。また、法人事業税の負担がふえる法人の中には、逆に法人税の減収が生じるものもあるのではないかと、こういうことも考えられます。したがって、確かに先生のおっしゃるようなことが起き得るということとは否定いたしません。これをもちつて直ちに法人税率を引き下げるという考え方になるのかどうかという問題があるかと思ひます。

いずれにいたしましても、この法人課税の問題は、税制調査会で小委員会が設置されて検討が開始されたわけでございまして、こうした検討の方

向を見守つて検討していくべきものと考えております。

○林芳正君 ありがとうございます。

そこまでは御答弁いただけないんだらうなと思ひながら聞いておつたわけでございまして、これはまた税調でやつていきたい、こういうふうな思つておるわけでございまして。

そこで、法人事業税本体のお話で二、三お聞きをしたいわけでございまして、既に外形標準で実質的にやつておるところがございまして、これは従来業種と呼ばれておりましたが、電気、ガス、生保、損保というのは、なかなか所得というのは難しいものですから、いわゆる売上収入の一・五％ということで既にやつておるわけでございまして。今回の見直しはこういうところも含めて全部おやりになるのかどうか。

それから、これは一部の商工会議所等が出てい議論かと承知いたしておりますが、外形標準というのにならざるやと応益課税である。応益ではなくて、所得があるなしにかかわらず地方自治体のサービスを受ける対価として外形標準で地方の法人事業税を払うという考え方になりますと、今財政構造改革でまさに公共投資を七割ずつ減らしていくということでございまして、一方でそのサービスを保つておるものとインフラに対しては、お金の出し方が減つておるといふことであります。これに対応して応益課税の外形標準を減らしていくべきではないか、これは導入された後の話でございまして、そういう議論があるわけでございまして。その議論につきましまして自治大臣はどうお考えか、その二点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(上杉光弘君) 御指摘のように、電気事業、ガス事業、生命保険業、損害保険業につきましまして、従来から所得ではなくて外形標準の一種である収入金額により、一・五％でございまして、委員御指摘のとおり課税をされておるところでございまして。

事業税の外形標準の導入につきましましては、具体

的な外形標準に何をを用いるのか、税負担の変動をどう考えていくのか、なお検討すべき重要な課題があるわけでございまして。今後、政府税制調査会の中で広く各界各層の御議論をいただきたながら検討を進めてまいりたいと思ひておるわけでございまして、御指摘の収入金額課税法人の取り扱いをどうするかということについては、この中で検討してまいらるる当然の課題だと思つております。

それから、応益課税の導入についてでございまして、ちよつと長くなりますが、法人事業税につきましては、事業主がその活動を行うに当たり都道府県から行政サービスとしてさまざまなものを受けておるわけでございまして。その必要な経費を負担すべきであるという観点から、課税標準に外形標準を導入することにつきまして検討すべきと考えておるわけでございまして。

一つには、法人が受けておる都道府県の行政サービスには、地域においてこれまで整備をされてきた道路あるいは港湾等の産業基盤施設等の利用等のほか、各種の産業振興施策あるいは中小企業金融を含む商工行政教育あるいは警察、さらには衛生行政等のさまざまな幅広い行政サービスが含まれておること。それから二つ目には、これらの行政サービスを賄う財源といたしまして、地方税は三割程度にとつておるわけでございまして、法人課税はその一部にすぎないこと。三つ目には、応益課税という場合、具体的な受益と税負担は量的に対応するものではないことなどを考えますと、公共事業の動向によつて事業税率を変更するという考え方は適当ではないと考えておるわけでございまして。

○林芳正君 ありがとうございます。

そこで、先ほど少し空洞化のお話を申し上げたわけでございまして、今、自治大臣にも御答弁いただきましたけれども、法人事業税の見直しを含めて法人税全体を国際標準まで下げなければいけないということもございまして、一方でこれと表裏の議論がございまして、逆に余り行き過ぎますとある国が自国の経済や金融市場の繁栄だけをね

らって税の引き下げ競争を行うと。

よく船を持っておるところのかかる税金を安くして一國に船籍だけが集中したという例がありましたが、これと同じことが例えば法人税で行われたとするとどうなるかという議論があるわけでございます。いわゆる税のダンピングというふうに呼ばれております。だんだんと国際経済がグローバル化したしましてボーダーレス、本當に国境を越えていろんなことが動くようになってまいりますと、税のダンピング競争が行われましますと、移動しやすい資本というものは一番いいところへ行ってしまう。移動しにくいのは労働とか消費といった部分に税負担がしわ寄せをされる、こんなようなことになるわけでございます。税制の中立性、公平性ということが損なわれたり、各國の課税ベースそのものが縮小をしようという弊害が指摘をされておるところでございます。また、こういった観点から有害な租税競争を抑制するために国際的な協調が必要であるという認識が高まっておるところでございます。

今後、OECDで租税競争報告書というものが公表されておられるところでございますが、これを受けて我が国としても引き続きこの目標四〇％ぐらいということでございますけれども、その先を見て、例えばアジアの国は今金融危機で大変だということでございますけれども、税率を見てみますと大変に安いといえますか低い税率でどんどん成長しております、こういう問題も出てくるわけでございます。いろんなところで我が国がリーディングシップをとって国際的な協調に貢献をしていくべきだと思っておりますが、大蔵大臣の御見解を賜りたいと思っております。

○国務大臣(松永光君) 委員御指摘のように、OECD租税競争報告書が出たわけでありましたが、有害な税の引き下げ競争、これをどうするかというところについての問題点を整理して、国際的な協調によってこれに歯止めをかける、こういったことで報告書が出ておるわけでありまして、我が国は

フランスとともに共同議長国としてこの報告書の取りまとめに努力したという経緯がありますので、これを強く支持していかなきゃならぬ、こう考えているところであります。

なお、この報告書の公表は、税の競争の問題の解決の第一歩であるというふうに思っております。今後、この報告書の勧告が幅広く実施されていくことを期待するとともに、我が国としてもOECDにおけるフォローアップ作業に引き続き積極的に貢献をしていかなきゃならぬ、こう思っているところでございます。

○林方正君 ぜひよろしくお願いをいたしたいと思っております。

時間も迫ってまいりましたので、あともう一つお聞きをしたいと思うわけでございます。

平成十年度の税制改正におきまして、これは小さな話といえ小々な話でございますが、大変に私は経済に対する波及の効果があろうと思っております。少額減価償却資産の取得価額基準というものがございまして、これが二十万円から十万円に引き下げられたわけでございます。

大蔵大臣に、この改正で企業の事務負担がなるべく過大にならないようにというふうな配慮をさせていただいておられるのかということ、あわせてパソコン等がよく言われるわけでございます。情報化の機器の普及の促進につきましまして、これは経済対策の面で大変に重要だと思っております。また、今回の経済対策においてパソコン等情報化機器の普及促進という観点でどういうふうな対応をされておられますのか、二点まずお聞きしたいと思っております。

○政府委員(尾原榮夫君) まず、少額減価償却資産の即時損金算入制度について申し上げますが、この制度は確かに企業の事務負担に配慮して設けられた制度でございます。ただ、これまでの制度は、幾らかの少額資産が取得されても、年間の償却額に上限がなかった、全額が即時損金算入になるということから、期末において一種の利益調整が可能となつておるのではないかという指摘が

あつたわけでございます。

今回、課税ベースを拡大して税率を引き下げるというところの中で改正をさせていただきまして、その際、主要先進国における取り扱いを参考にしながら、取得価額基準を二十万円未満から十万円未満に引き下げました。

ただ、二十万円未満の資産についてでございますが、事業年度ごとに一括して三年間で償却できる、残存価額をゼロにできる制度でございますが、一括償却資産に係る損金算入制度というものを新たに講じまして、事務負担の問題に最大限の配慮を行ったというところでございます。

したがって、もう一点申し上げますと、この資産の個別管理はこの場合不要ということになるわけでございます。

それから第二点のお尋ねでございますが、今回、中小企業投資促進税制というものがございまして、新たに一定の要件を満たす複数のパソコンを同時に購入する場合、この投資促進税制の適用対象に追加するというようにしてございます。この結果、今回の法律の提案をさせてもらつたところでございまして、三〇％の特別償却または七〇％の税額控除が認められるということになるわけでございます。一年間の措置でございます。

○林方正君 ありがとうございます。

最後にもう一問だけ、今の関連で確認といいますが、御答弁いただいたんですが、この改正をいたしました、十万円以上二十万円未満のパソコン等取得した場合に、今度は逆に新たに固定資産税がかかるんじゃないかというふうな御心配をされる向きがあるわけでございますが、この取り扱いについてどういうふうにされるのか、最後に御確認というか、お答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(成瀬宣孝君) お答えを申し上げます。

今般の国税の税制改正に伴います固定資産税における償却資産の取り扱いにつきましては、取得価額が二十万円未満の償却資産で、法人税法等の

規定によりまして一括して所得の計算上損金または必要な経費に算入する方法の対象とされましたものにつきましては、原則として課税客体としな

いこととする取り扱いとしたところであります。したがって、御指摘のように十万円以上二十万円未満のパソコンなどを取得した場合、通常これらの資産につきましては、法人税法等の規定により、一括して所得の計算上損金または必要な経費に算入する方法の対象とされるものと思われま

すことから、このような場合には固定資産税の課税客体となることはないものと考えられます。

○林方正君 はっきりと言いつけていただきましてありがとうございます。

時間が参りましたので、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○山本一太君 総理、私は本委員会のメンバー、正規軍ではなくて出向でございますが、きょうは盗本邦茂理事初め先輩委員の御好意でこの貴重なチャンスをいただきました。私の持ち時間は一時間、六十分ということですが、大変いいチャンスなので一つ一つの質問を自分の言葉で、魂を入れてやらせていただきたいと思っておりますので、魂を込めた御答弁をお願いしたいと思います。

さて、法案の内容についての審議につきまして、衆議院の方でも随分議論がございました。今、私の同僚の林議員、音楽仲間でもあるわけですが、林議員の方からいろいろお話がありました。重複を避けるために私の方は関連質問ということで、財政全般ということで主としてODAを中心に掲げまして、外交あるいは国際金融等の分野について橋本総理、そして小渕外務大臣を中心に御質問させていただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

まず最初の質問は、これは衆議院の方でも出たやに伺っておりますけれども、インドの核実験に対する日本の対応についてお聞きをしたいと思います。御存じのとおり、日本は今でも世界最大のOD

A供与国でございます。毎年、一兆円を超えるお金をODAのために使っている、国家全体の財政の大体二・四％ぐらいをODAに使っている計算になるわけでありまして、インドにとつて日本はそのODAの最大の供与国でございます。そのインドが先般、五月十一日と十三日、二回にわたつて抜き打ち的に核実験を強行したわけでありまして。

これは、今NPTの締約国が大体百八十六カ国ぐらゐになった、しかもCTBTを九六年にやつと採択したということで、世界が軍縮と核不拡散の流れに向かつている中で、この流れに逆行する大変な暴挙であつたというふうに私は思つてゐるわけでございます。

当然、国際社会からもいろいろ非難がออกมาして、総理がこの間行かれたバーミンガム・サミットの首脳声明の中でもインドに対する非難が入りましたし、あるいは国連の安保理においては議長声明という形で非常に遺憾だという話が入つたのは御存じのとおりでございます。

欧米諸国の対応は、多少足並みの乱れがございますまして、アメリカは御存じのとおり武器輸出管理法というのがあつて、グリーン修正というのがありますからもう自動的にすべての経済支援を停止するということになりました。そして、フランスそれからロシアは基本的には経済制裁には反対だということ、大使を召還したヨーロッパの国もあるようですけれども、足並みが乱れたわけでありまして。

その中で、日本政府、すなわちインドに対する最大のODA供与国である日本政府は、一回目の実験の後で、中国のときと同じだと思ふんですけれども、人道援助を除く無償援助をストップしようという対応をいたしました。それを無視する形で二回目の実験が行われた後で、たしか新規借款の停止ということだと思ひますが、そこに踏み込んだ、こういう経緯だと思ひますが、そこに踏み込んだ経済制裁を含む日本のインドに対する一連の対応につきまして、小淵外務大臣の方にまず

簡単に結構でございますから御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) 印パの間の地域の情勢というのは非常に厳しい環境にあることを承知いたしております、したがつて三月三十一日に橋本総理から特にバジパイ首相あてに親書を送つて強く自制を求めたわけですが、にもかかわらず、インドは地下核実験を実施したということはまことに遺憾のきわみでありまして、今、委員御指摘のように、我が国としてはこの実験に対して私自身もシン大使を招致いたしまして強く抗議を申し上げるとともに、無償協力の原則的な停止、対インド支援国会合の東京開催の見合わせを決定するという姿勢を示したわけでございます。

しかるところ、また再びの実験を行ったわけでございます、我が国としては新規の円借款の停止及び国際開発金融機関における対インド融資の慎重な対応という強い態度をとると同時に、先ほどお話にありましたように、サミットにおきまして橋本総理がこの問題を取り上げられまして、各国と協調してインドの核実験について強い対応を考えておるところでございます。

○山本一太君 大臣、私はこのインドの核実験強行につきましては、国際社会からこういうことはペイしないというはつきりとしたメッセージを出すべきだと思つておられます。

一番問題なのは、インドが文字どおり確信犯でございます、まして、バジパイ首相の核実験後の会見におきまして、インドは安全保障上に必要なことは何でもやると、すなわち経済制裁を甘受することとは覚悟の上だというお話がありました。小淵大臣が何度か呼んだ駐日大使のシン大使は日経新聞のインタビュで、経済制裁をしてもほとんどインドに影響ないということを日本にわかつてはしなどと言つてゐるわけでありまして。

インド全体のGDPに占める経済支援、経済援助の割合というのは四％以下ということでございます。本日にインドというのはしたたかな外交の国だと思ひますのは、インドが核実験をした、

それにどうやつてペイしないということをわからせたらいいだろうかという議論から、もう既にデファクトな核兵器保有国になったインドをこれからどうやつてCTBTとNPTの流れの中に組み込もうかと、どうもこういう議論にすりかわつてゐるような感じがいたします。昨日も、バジパイ首相がどこかの記者とのインタビュで、自分はパキスタンと中国とは国交正常化をしたいというようなことを言つてゐるわけでありまして。

こういう状況の中で、もう一つお尋ねをしたいんですけれども、インドはもう既に未臨界実験といつてコンピュータシミュレーションにまでいく前のデータを得たと、もう核実験はしないと言つてゐるわけですが、万が一インドが新たな核実験をした場合に制裁のレベルアップをするという準備があるのか。あるいは、特にパキスタンに対する、今どうも迷つてゐるようですけれども、パキスタンに対しては日本政府としてこれからどのように対応していくのか、この二点について簡潔に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(小淵恵三君) さらなる実験を行ったというところでございますけれども、そうしたことの行われないように、先般は駐インド平林大使も、召還という言葉はいかかと思ひますけれども、帰国していただきまして、我が国の対応については改めて強くインド政府に抗議を申し入れておるところでございます。

また、世界各国も今御指摘のようにインドの核実験に対して厳しい目を持つておるわけでございますから、私どもとしては再度こういうことのないように強く主張をしていかなきゃならぬと思つております。

パキスタンにつきましては、そもそもこの核実験につきましては、インド側の論理からいへば隣国の核開発等がありまして、みずからの国の安全保障のために行ったんだということでありまして、同様に恐らくパキスタンとしてもインドの核実験に対する強い不信感があるわけでございますから、このパキスタンにつきましても、既に橋本

総理は登外政室長をロンドンから直接派遣をいたしまして、かりそめにもパキスタンがそのような対応をするということになれば我が国としては大変厳しい処置を講ぜざるを得ない、こういうことでございます。

パキスタンにつきましては、インド以上に我が国のODAの供与国としては第一位であると同時に極めて大きなシェアを持つておるわけでございますから、パキスタンとしてはそうした事態を踏まえまして、核が存在するかしないかは私は存じませんが、インドに對抗するようなことは決して行つてはならないと強く自制を求めておるところでございます。

○山本一太君 パキスタンに對しましては、ぜひとも引き続き日本政府の方からこの件については、自制を強く促していただきたいと思ひます。

どうもパキスタンがいろいろ迷つてゐる理由は、まず一つ、インドと経済の規模が違う、実際に主要国からの経済制裁を受ければ経済がデフョルトするかもしれないというおそれもあるでしょうし、あるいは今も一度パキスタンが核実験をやると国際世論の非難にさらされるということもあるかもしれません。ある筋によれば、実は技術的な制約がある、すなわちインドよりもすぐれた核実験ができるんだつたらばやらぬ方がよい、どうせ水爆までいかないんだからというふうなお話もあるようでございますけれども、このパキスタンの箱をここで開めることがやはりODA供与国の日本としての使命であると思ひますので、ぜひともその方向で対応していただきたいというふうに思ひます。

次に、総理にこの件について質問をさせていた

だきたいと思ひます。

総理、私はこの一回目の核実験が行われた後、自民党の外交部会で発言をいたしました。今回の核実験については借款の即時全面停止も含めて断固たる措置をとるべきだという話を外交部会で発言をいたしました。もちろん、いろいろと慎重論があることも存じ上げております。板垣議員が立

ち上がって、インドは日本にとっては非常に友好的な国だ、東京裁判のときのバル判事のエピソードなんかもおっしゃいます、改めてインド人というのは日本人に対して非常に親日的だということとは私も思ひ出したわけでありました。さらにはまた、今この核実験の問題を除いては日本とインドの関係はすべて非常にうまくいっているという事実もあると思いますし、あるいはインドの巨大市場の魅力といえますか、経済的な考え方、経済的な配慮といふものもあるかと思ひます。さらに言えば、インドがこのNPTに対してとっている立場、すなわち核保有国のエゴではないかという理論は必ずしも理解できないわけではないということも思ひしております。

先般、ブレジンスキー博士が読売新聞に投稿しておりました、アメリカの核拡散を防止する政策はもう破綻している、代々イスラエルに対してははつきり言っていないじゃないか、こんなダブルスタンダードを使つて、しかも核保有国が削減の努力を十分しない中でインドにどんな説得力があるだろうという話がありまして、なるほどポイントをついているなというふうに思ひたわけでございます。

しかしながら、中国との横並びという話も出ましたが、私は、この件については日本は断固たる措置をとるべきだったというふうに今でも信じておりますし、これからでもあらゆる状態を考えた上で一歩踏み込んだ制裁措置をとつてインドにはつきりとしたメッセージを送るべきだということに信じております。

総理、私は国連機関にしばらく勤めておりまして、上司がインド人になったりパキスタン人になったりインギリス人になったりアメリカ人になったりどんどんかわるわけでありましたけれども、日本の存在感というのは国際社会には確かにあると思ひます。ODAの最大の供与国、世界第二位の経済大国ということもあると思ひます。しかしながら、日本が本当に欧米を含めた国から好かれてゐるか、信頼されてゐるか、尊敬されてゐるかといふことになると大いに大きなクエスチョンマークをつけなければいけないと思ひます。

どうやったら日本がほかの国から尊敬されるような国になるか。ある識者がこういうふうに言ひました。表面的にはここにこしていても実は自分を嫌いな人に対して、おまえ、おれのことを軽蔑つてゐるな、おれを尊敬しろというのは最も愚かなオプショソだ。どうしたらいいか。それは、人間であつても政治家であつても同じだと思ひますけれども、やはり国としての生きざまを見せる、その国としての生きざまを見せることで初めて国際社会から認められ、人間としての、国としての価値を認められるという話でございまして、私はけだし名言だと思ひました。

いろいろな配慮はあつても、日本は核の問題については原理原則に従つてこまめやるのか、こういうメッセージを今回の核実験は国際社会に対してアピールする大変いいチャンスだったというふうに私は今でも信じておるわけでございますけれども、この点について総理の率直な、個人的な御見解を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は多少議員のお気持ちと違ふのかもしれないけれども、相手はだれであれ、被爆国という体験を持つ日本として核廃絶という願いとその中における核実験の停止ということに求める手法というものは同じだと思ひます。相手によつて使い分けるといふことではないと私は思ひます。

そして、この実験が最初に行われまして、人道的なものは別として、インドの国民大衆を苦しめることが目的ではありませんが、政府に対しての反省を求めることでありますから、人道的な部分は除きまして、まず無償資金協力をストップしました。それだけではもちろん強いメッセージにはなりません。東京に招致することにございまして、インド支援国合、その招致を日本は行わなかつたといふことを世界銀行にも伝えました。ところが、それでも全くインド政府の対応は変化をせず、二度目の実験を行いました。当然のことな

が、これならば——これならばという言い方はいけません、これでもわかつてもらえないのなら、資金協力だけではなく新規の円借款も停止をする、私はこれは相当地に、議員が思われる以上に強い姿勢をとつたと思ひます。

そして、まさに先ほど議員が触れましたように、既に核を持つた国としての対応の中でNPTあるいはCTBTにいう動きを認めようとする国が現にあるわけですが、我々はそういう考え方はありません。その上で、インドに対して、核実験の停止と同時に核開発そのものをもう即時とめろということ、そしてCTBT、NPTの無条件締結というものを粘り強く我々は働きかけていきます。

ただ、国際社会の全体がそうではないことを議員よく御承知の上で今お話をいたしました。そして、例えばカットオフ条約の一つの例でありますけれども、これは日本が主宰をいたしました先日の事務的な会合、これにインドは出席をいたしております。イスラエルも、さつきお名前を出されましたけれども、出席をいたしました。実は、パキスタンにはここには出てまいりません。しかし、我々はこうした粘り強い努力を払うのがまた日本の役割だと思ひますし、こうした努力をこれからも続けていきたいと考えております。

同時に、インドに対して、バーミンガム・サミットにおいてどのような反応、そして日本としてどういふ思いを持つておるかを平林駐印大使に私自身からきちんと伝え、インド側首脳にそれを伝達するよう指示して帰任させたいところであります。

○山本一太君 総理の方から大変理路整然とした、魂のこもつた御答弁をいただきました。ありがとうございます。私は、それでもこの日本の対応は不十分だったといふふうに個人的にはまだ確信をしておるわけでございます。

総理のおっしゃつたように、インドの対応に今変化が見られるということで、核実験後、NPTへの加盟といふことは口にしておりませんが、CTBTの幾つかの条項については従つても

いいというような話をしてゐるやにも何つておりますが、すなわち無条件でこのNPT、CTBTにきつと加盟をする、こういうことにつきまして、引き続き日本側からもインド政府に対しましていろいろな働きかけをせび続けていたいただきたいといふことを一言御要望しておきます。

さて、このインドの核実験に絡んで一つどうしても質問しようと思ひてゐたことがありまして、これがきょうの委員会でもお願いがかなつたと思ひつてゐるわけでございますが、それは国連の安全保障理事会の改組の問題でございます。

御存じのとおり、日本はアメリカに次ぐ分担金を負担してゐる。国連に対するトップドナート言つていいと思ひます。分担金は今大体一七・九%、約一八%を支払つておるわけでございます。総理、私の妻は今でも国連に勤めておられます、昔はPKOの財務におりました、今でも勤めてゐるものですが、なかなか地元へ帰つてこないで困つてゐるわけですが、妻ときよう朝御飯を食べながら話しました。このままだと、あなた、日本の分担金は二〇〇〇年には二〇%を間違いなく超えるのよ、GDPの上昇だからこれはもう自動的に超えるのよという話を聞きまして、改めて日本の国連に対する財政的貢献の大きさとこのものを私も再認識したわけでございます。

その絡みで言ひますと、今度のインドの核実験といふのは何で行われたんだらうと。一つは、もちろん隣国の巨大な中国が核を持つてゐる。しかも、パキスタンが核を持つてゐるかもしれないという疑惑がある。そういう安全保障の懸念が常にあるといふことはあると思ひますし、パキスタンのミサイル実験はたしかことしだったと思ひますけれども、パキスタンのミサイル実験も大きな契機になったかもしれない。しかし、やはりその背景には、インドという国が伝統的に自分の国のヘゲモニーを広げたいという思いがあつて、すなわち南アジアの地域大国としてしか認められてゐない、やっぱり世界の大国として認められたいといふインドの願ひがあるような気がいたします。

これに関連して、安保理との絡みで言いますと、一昨年、非常任理事国の改選がありました。インドは日本に大敗をいたしました。私は、このことが今回の核実験の一つの理由になっているような気がしてならないわけであります。私は、日本は安全保障理事国の常任理事国になるべきだという持論をずっと持っておられるわけでございます。その点について、今回のインドの核実験というものはこの安保理改組の議論に非常に悪影響があるのではないかと、今、日本が大変心配をしておられるわけでございます。今、日本がドイツとかP5の国々といろいろ連絡をとりながら進めている枠組み決議案にも恐らく非常に悪影響が出るんじゃないか。

思ったとおり、アメリカは、やっぱりインドなんか入れない方がいいということを言いついておられるわけでございますけれども、今のこの安保理改組につながる枠組み決議案の現状と、今度のインドの核実験がそれにどう影響を及ぼすか、そのインプリケーションについて外務大臣から一言伺いたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) インドの核実験につきまして、自国の安全保障ということが主張の主たるものであります。また、実験後、インドにおけるパジバイ首相の演説等に対して国民がもろ手を挙げて大変驚喜しておられる場面を見ますと、インドの国民の興味では本音の部分が出ておるんじゃないかと思っております。

ただ、国連におけるインドの例えは常任理事国入りというような問題になりますと、この実験以降、いずれの国々におきましてもむしろ大変否定的なコメントを出されておりますので、そういった意味では、大國として国連の場で主要な地位を占めるということについてはむしろ後ろ向きになったことではないかなという感じがいたしております。

しかし、我が国としては御案内のような経緯で強く常任理事国入りを主張いたしておりますので、我が国としてはこれから全力を挙げて次の総

会に向けて努力を傾注していきたい、このように思っております。

○山本一太君 小淵外務大臣御存じのとおり、私は衆参の自民党議員でつくる日本の国連貢献を考える議員研究会の事務局長を務めております。小淵外務大臣が外務大臣になる前に会長になつていただいた議員連盟でございます。その事務局と一緒にやっております私の盟友である衆議院の河野太郎という何か暴れん坊の議員がおります。二人で実はある手紙を英文でドラフトいたしました。ここにその原文がございます。これは英語のドラフトなんですけれども。

これはどういう内容かといいますと、枠組み決議案をしっかりと日本として推していききたい。安保理をきつかりと改組してほしい。つまり、日本においては国連に対する財政的な貢献のサイズと国連における役割のサイズ、これがきちっとバランスをされていなければ、タックスペイヤーである国民には説明がつかないという内容でございます。最後の方に一行喝を入れています。これが通らないと大変なことになるよというのを入れました。

そして、これを衆参の四十人の議員のところに持っていまして、中山太郎元外務大臣に代表になつていただきまして、手紙をつくりました。そして、数週間前に百八十四カ国、外務省を通じて河野太郎と二人で手紙を書いたから、えらい時間かかりましたけれども、百八十四カ国のワシントンとニューヨークの国連代表部に一斉に送付いたしました。オルブライト国務長官とアナン事務総長とウドベンコ国連議長にも送付をしたわけでありまして。

そして、そろそろその手紙が届いて反応が出てくるかな。こんなことで安保理入りが一気にいくとは思いませんけれども、少なくとも日本の立法府の中にも常任理事国入りを真剣に考えている勢力があるということと世界にアピールすることが目的でした。しばらく反応を待っております。そろそろ届いたなと思つたときにインドの核実験

が起つたわけでありまして。さらに、インドネシアの経済危機が起つたわけでありまして。

国連に勤めていた経験のある妻と二人で話しました。日本の与党議員が四十人も署名してこういう形で外にアピールしたことはない。しかも、アフリカの国々まで全部一斉にこの手紙が届くと、一週間ぐらいはデリゲーションラウンジという代表部の人たちが集まるところでざわざわ話題になるだろうと我々は予想していたわけでありまして、インドの核実験があつたためにまだ見ていない代表部もあるということがわかりました。ややつかりしているわけですが、今初めて外務大臣に御報告しますが、反応もありました。

まず、一番最初に反応してきたのはドイツであります。日本と常任理事国問題について立場を同じくするドイツの公使が喜々として日本代表部の公使のところに来て言つたそうです。大変興味深い、特にこの責任の分担の大きさや財政的な負担の大きさは均衡が保たれていなければいけないということは大変私はずばらしいと思う。この手紙はすぐに本國に送付して、連邦議会の議員にみんなコピーをとって回すということで、ドイツの連邦議員はみんな見ているんじゃないかというふうに思います。

アメリカとフランスとそれからイギリスからも反応がありました。これは担当官ベースですが、興味深い、しかしこれは立法府から来た手紙ということで政府として正式に行動はしませんという返事だつたのであります。

一番愉快だつたのがイタリアの反応でございます。担当官がかなり怒つて来たということでございまして、これは一体何なんだということで、説明を聞いて帰つたという話でございました。こういうことをしてみても、日本の常任理事国入り、安保理改組の問題というのはこれからいろんなハードルがあると思つた。大臣よく御存じのように、イタリアとかパキスタンを中心とした中進国のグループ、何でコーヒークラブと呼ばれるのか後でお聞きしたいと思うんですけれども、

そのコーヒークラブの面々がこの枠組み決議案を延ばそうという反対決議を出したりして、この辺のハードルを越えていかなきゃいけない。しかも、万が一枠組み決議案が通つても、安保理を改組するためには国連憲章を変えなきゃいけない、三分の二以上の賛成が必要だということ、こういう中でございましてけれども、こういう状況を受けた上で、改めて日本としてどういう戦略を持つてこの枠組み決議案を進めていくのか、ことが私は山だと思つておりますけれども、改めて大臣から伺いたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 次期国連総会におきましてこの枠組み決議案を通すことによりまして新しい安保理のメンバーをつくり上げることができなければ、国連そのものが破れたということになりかねない状況じゃないかと思つた。そういう意味で、山本委員初め委員の方々がこうした問題につきまして熱心にお取り組みいただいて、各国に我が国の立場を伝達していただくことは大変意義深いことだろうと思つております。

アメリカの方は御案内のようにまだ十億ドルも国連の分担金が未払いになっておりますが、これも恐らく議会の強いプレッシャーでそういうことができない形になっているんだろうと思つた。

そこで、おくれはせですが、昨年の総会におきまして、山本委員、河野委員、下地委員等が国連総会まで乗り込んでこられまして、アナン事務総長あるいはまたウドベンコ議長に対して強い今のようなお話をされたことに対して、心から感謝をいたし、敬意を表しておるところでございます。そこで、現実問題としては、今イタリアのお話が出ましたが、御承知のように、イタリアはドイツが国連の常任理事国に入るのに対して、本心から言えなげ自分の国も、こういう感じも持つておられるんじゃないかと思つた。そのことがなかなかもつて国連の場であるの決議案が提出されて、我が国の常任理事国入りが大変厳しい環境になっておられるわけでございます。

そこで、これを打開する方法としては、安保理の現在の十五のシートのひとつふやしていくことによつてできないかという考え方もいたしておりますが、これも御案内のとおりですが、アメリカは二十一までならという感じをいたしております。この点は橋本総理も先般のバーミンガム・サミットの折に同様の気持ちを持っておるドイツのコール首相に対して、この問題について、ともに国連の安保理入りについて共同で努力をしようというお話もされたようであります。

しかし、これを乗り越えるためには、どうしてもアメリカがこの数字についてこだわりを持っておりまゝと結論がつかないということになつておりました。いわゆる二十四カ国が入ることによつて大方の御理解を得ながら我が国もドイツも常任理事国入りできるという体制をつくり上げようというものであります。この点、山本委員も周知のオルブライトさんも長きにわたつて国連の安保理で活躍されておられまして、数がふえればなかなかもつて統一した考え方がまとまりにくいというふうなこともございまして、今なおこの問題について非常に厳しい環境にあります。

この点につきましては、また橋本総理が二国間の会談で、バーミンガムにおきましてクリントン大統領にもこの向きについてお話をされておるわけでございますので、何とかこの問題を打開して、次の総会で分担金の問題とともに我が国の常任理事国入りについて最大の努力をしていきたいと思つております。

それにつけても、先ほどのような御努力に對しまして改めて敬意を表する次第でございます。

○山本一太君 大臣から枠組み決議案の推進について、安保理改革について大変強い決意をちょうだいいたしました。心強く思つた次第でございます。

きょう、この委員会がなければバスタンの大使館に行つて大使に会う予定でございました。私が行けないので、今、河野太郎が要請というか、抗議に行つております。来週か再来週にイタリア

大使に二人で抗議に行く予定にしております。これからは立法府の方からこの枠組み決議案につきましては最大限のサポートをさせていただきたいというふうな思つております。

そして、この安保理改革の一番のポイントは、大臣が大変個人的にも親しいオルブライト國務長官、私どもの大学の先生でもありましたが、極めて頑固な方でございますが、小淵人間外交でオルブライトの壁を崩して、ぜひこの二十一でまとめたいただきたい、このことを強く御要望を申し上げます。

改めて申し上げますが、総理、私は日本は常任理事国になるべきだと思います。総理もたびたび日本は常任理事国としての責任を果たす用意があるというふうにおっしゃつております。中には、常任理事国になると軍事的な貢献の方に引つ張られるのではないかと、あるいは軍事参謀委員会の問題が片づいていないじゃないかという意見もあると思いますけれども、私は、経済大国の日本が、しかもODAの最大供与国の日本がきちつと常任理事国になつて、安保理の決定のプロセスプロセス一つ一つにきちんと参画をして、あるいは先ほどの核の問題、環境の問題、こういうところでほかのPRの意見をたすような日本のなきちつとした常任理事国のイメージを持つて進んでいけばいいと思つております。

これから、議員外交を通じてこうした問題につきましては全力でやっていきたいと思つてます。小淵大臣の在任中にぜひ安保理入りを実現していただきたいと思つてます。小和田大使の任期も二年か三年延ばしていただいて結構でございます。今は失言でした。結構ではなくて、延びればいいなと思つております。

さて、国連の話はこのぐらいにいたしまして、次に、きょうどうしてもお聞きしたかったODAの問題について伺つていきたいと思います。

今度のインドの核実験というのは、文字どおり日本のODAを改めて考え直す大変いい機会になつたのではないかとこのように思つております。

ます。

日本のODAは一〇%削減ということで、昨年はODA応援団として微力ながら一生懸命与党の中を走り回つたわけでございますが、こは、大臣の御尽力あるいは総理の御理解もあつて、国際機関に対する拠出金は随分戻していただいて、UNFPAとかあるいはユニセフとか、私の覚えがある限りでは、例えばUNHCRなんかは少しふえたような気もしておりますけれども、その点については大変高く評価をさせていただきたいというふうに思つております。

実は、これはちよつと参議院の宣伝にもなるんですが、ODAが転換期を迎えたということ、先般、参議院の国際問題調査会の中に対外経済協力に関する小委員会というのをつくりまして、十二回にわたつてまじめに超党派で議論を重ねてまいりました。

その報告書がこの間でできました。この中で、ODAの理念から始まつて、ODAの実施体制とか、あるいは国会とかかわりとか、いろんな議論をいたしました。特に理念については、国益といわゆる人道援助のバランスをどうやってとるか、そんな話もこの中でしたわけでございます。

そのことは、この平成十年一月に出た二十一世紀に向けてのODA改革懇談会報告書、これは外務省の指導でできたやに聞いておりますけれども、この中でも、私、ざつと見たんですが、一番の特徴として、「ODAが実現すべき目的」の中に「ODAの諸目的を実現することは、広い意味での国益の実現である。国際社会全体の利益のために行動することが、日本の長期的な開かれた国益につながる」と書いてあります。この報告書で非常に目新しかったのは、日本の国益ということについてかなりはつきりと言及したところではないかというふうに思つてゐる次第でございます。

さつきアメリカ通の林議員がいろいろ話をされておりましたけれども、アメリカは日本よりも

さらに議員立法が盛んなところでございまして、特に外交に関する議員立法が結構出ております。

私の記憶では、二、三日前にもイランに対するミサイル技術供与についての制裁法案というのが出たようなことも覚えておるわけであります。先ほど、林議員の方からOBRAの話が出ました。OBRA、すなわちアメリカの財政均衡法というんですか、削減法案というんでしょうか、その前身はグラム・ラドマンという財政均衡法でございました。グラムもラドマンも両方上院議員の名前でございまして。

そこで、こういうことで負けてはいけないというふうに私も法律をつくりました。タイトルが山本・河野法と申します。やはり山本一太と河野太郎でつくつた法案でございます。今、英文もつくつておりまして、山本・河野アクトというふうにしように思つております。なぜ山本が先かといふすと、私が大学の先輩だからでございます。

その山本・河野法の内容はどうかといふことと、正式名称が「国際連合安全保障理事会の改革のための枠組み決議案採択促進法律案」といふことになつておりまして、これを衆議院の法制局の方に持つていったら、こんなでたらしい法律は審査できませんというところでございまして、たけれども、でたらめとは何だ、法律案としてちゃんと形を整えてくれということで河野議員から再三やつてもらひまして、「応案がきょうに間に合つて完成をしたわけでありまして。

内容は一言で言いますと、これは安保理の先ほどの枠組みに関するんですけれども、この枠組み決議案が「国連総会で採択されるまでの間、国連及びその関連機関に対する任意拠出金について、遅滞なく、削減を含む見直し措置を講じなければならぬ」と、大変過激な法律でございます。これが一番。

二番が、大変私の気に入つてゐるところでございますが、簡単に言うと、この枠組み決議案を妨害する国であつて「我が国が政府開発援助を供与してゐる国に対するODAについて、遅滞なく、

削減を含む見直し措置を講じなければならぬ。」「邪魔するところはODAを削るよという法案でございます。

それで三として、「一及び二の措置に含まれる削減措置については、その削減幅を前年度比一〇%とする。」という、それこそ日本の国会のヘルムズと呼ばれてしまうような山本・河野法なんですけれども、この点について橋本総理に、おまえら何てばかなことをしているんだという意見でも結構ですが、率直な御感想を伺いたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 実は今その法案の内容そのもの、要綱がまとまったというお話は初めて伺いましたけれども、その議論をしておられることは伺っていました。そして、手紙を出された反応も、反応の方はきょう初めて伺いましたが、手紙を出された、しかも初代の会長が今、外務大臣であるために、議員連盟の名前ではなく個々の議員の集合体という注意まで払って手紙を出していたのだというのを存じておられます。こうした点には私は敬意を表したいと思えます。そして、今、議員が述べられた気持ちは、ほとんど本質的に私自身が思い、その上で各国の首脳あるいは会合の席上で主張しているものと変わらないと思います。

ただ、議員がお話になりませんでした部分が一つ私の場合にはついております。いつまでも旧敵国と呼ばれることには耐えがたい思いがあるという一言です。そしてその上で、我々の果たすべき役割にふさわしい負担はするけれども、役割が与えられずに負担だけを無制限に続けるつもりはない、これは明確に今までも言い切ってきました。そして、安保理の問題が議論をされ始め、次第に数の問題に、言いかえれば安全保障理事会という枠組みの議論が取れんをしてまいりましたから、とにかく極端な議論と極端な議論がありました時期に、妥協の成立する数は何かということを探索してまいりました。今、議員もお触れになりましたように、二十一から二十四の間にその議

論というものは収れんしつつあります。

その中で、確かにオルブライトさんは御自身が経験してこられた中から、数に対してのこだわりを非常に持っておられる、これはそのとおりです。その上で、先日、私がクリントン大統領領にこの部分で触れた話は、運営が難しくなると言うけれども、ドイツと日本という強力な味方が二つ加わるという発想をとることはできないのかという言い方でありました。

今回のバーミンガム・サミットにおける二国間会談はそれぞれこの問題が議論になりましたが、同様に他の首脳たちにも、我々は与えられる役割を果たすべき役割を超えた負担はできないし、するつもりもないという意思は明確に伝えてきたつもりです。その上で、私はこの問題にODAを直接絡めるということとは必ずしも望ましいやり方だとは思いません。

機械的にODAを考えました場合には、今回インドの核実験でも私が悩みましたように、政府に対して我々は抗議すべき場合でありまして、ODAの中、殊に無償の世界になりますと、本当にその地域の人々に直接かかるものがあります。国民をカタととるような形になったとき、果たして自分たちの主張というものは相手側の気持ちになつたときにいかになものだろう。ですから私は、そういう経済援助について安保理の問題と絡めるという直接のやり方は余りプラスばかりではないという気がいたしますが、気持ちとしては議員の言われたことは理解ができるつもりです。

○山本一太君 大変真摯な、率直なお答えをいただきました。ありがとうございます。

私が一番恐れていた総理のコメントは、政治家としての見識がないんじゃないかと、これは立ち直れないかなと思っておりました。もう一つ恐れていたことは、どんどん進めろと言われたらどうしようかなと思っておりました。これは、あくまでもODAというもののについてはこのぐらい国益を考えたやり方もあるということを示すための実験でございます。これが万一通るようなことが

あればODA応援団としては大変困る状況になるところでございます。一安心をしているわけでございます。

常任理事国入り等につきましても、総理がきちとした御理念をお持ちだということを改めて伺いまして、大変心強く思った次第でございます。ODAとその枠組み決議案を直接に絡めるといふやり方は、総理のおっしゃったように正道ではないかもしれませんが、ODAを常に国益の観点からとらえていくことをやはりこれからも続けていかなければいけないのではないかと、ということですので、ひとつ問題提起としてこれをお話しさせていただきました。

さて、さっきの法律は、本当に海のものとも山のものともわからない法律でございますけれども、こちらの方はもっともな資料でございます。そして、さっきの対外経済協力に関する小委員会の報告書の件にもう一度戻らせていただきたいと思

います。

先ほどお話ししたとおり、この小委員会ではODAに関するさまざまな問題を話し合いました。しかし、この報告書の一番画期的な点は、それは今までもいろいろ議論はありましたが、時代いろいろんな変化を受けて中で、今やはりODA基本法というものを改めてきちんと考え直す時期にきているんじゃないかと、その一歩を踏み出すべきではないかということ、両論併記ではなくて大きな方向として打ち出したことが画期的な点だということに思っております。この報告書には、さらにはODA基本法が出た場合の骨子の案まで出ているわけでございます。

この点について総理の御見解を伺いたいと思

たいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに私は、ODA基本法についてその必要性をどう考えているかという御質問に対して、基本法という御議論になりますとちよつと首をかしげる部分がございますという回答をいたしました。

それは一つには、ODAというものの性格上、相手国の動向あるいは二国間関係といったものが総合的な判断のベースに入る。同時に、機動的な対応あるいは柔軟な対応、さらに昨今の状況の中から緊急性ということを入れてもいいかもしれません、こういう性格を考えたときに、基本法という対応が果たしてそういう部分にどういう影響を与えるだろうと、これは私は従来からそういう意識がございました。

その上で、例えば国会が事後のチェックなどをしていたら、そのための工夫というものは必要だと、そういうことをむしろ考えてみるべきではないだろうかということ申し上げてまいりました。今もその点は同じような感じを持っておりま

す。

ただし、その上で、これは私もちよつと目を通させていただきましたが、小委員会報告、議員が言われたように確信が持たないとおっしゃる方々もおりであり、その方々の御議論もきちんと報告書の中に書き込まれた上で、ほとんどの小委員の積極的かつ具体的な意見が述べられたプロセスをきちんと把握しておられる報告書、報告書としては非常に、失礼な言い方でありま

すけれども、いい報告書だと思いつつながら目を通させていたことを申し添えます。

○山本一太君 総理のおっしゃったとおり、ODAというものが外交の非常に大きな柱の一つであるということを考えれば、ODAの基本法みたいなものをつくったときに、やはりそれは外交の柔軟性を何らかの形で縛るんじゃないかという議論が出てくるのは私は当然だと思つた瞬間に外務省の経協局長のまゆ毛はこんなに上がつており

ます。

しかしながら、私は外交の手足を縛るというこの意味をよく考えるわけであります。この点につきましては小委員会でも何回も議論をしたわけでございますけれども、いわゆる変な形で外交の手足を縛らない基本法というのは私は可能だというふうに思っております。そして、手足を縛らない基本法なんていうと理念法になっちゃうんじゃないの、それだったらODA大綱があるじゃないのという議論が随分ありますけれども、ODA大綱とODA基本法は明らかに違うと思います。

ODA基本法をつくることによって、まずODAに対するタックスベイヤードである有識者の意識は間違いなく高まる。さらには、なかなかこれまで外交の方に、ODAの方に興味を持つ議員は、有識者の方はいっぱいいらっしゃると思いますけれども、比較的多くなかった状況の中で、議会におけるODAに対する認識を深めることができる。そして、健全な意味で国会のODAに対する関与というものがきちっと担保できる。

さらに言えば、ODA基本法を持つことで世界一の援助大国である日本が、こういう原則に従って、しかも柔軟にODAをやっていくんですよというメッセージが送れるという点から考えまして、私はいい基本法、すなわち望ましい基本法という姿はあるのではないかとこのように思っている次第でございます。

大臣、よく言う話なんです、外務省はODA基本法と聞いた瞬間にそれはもう困るという話なんですけれども、私はよく外務省の方に言うのは、もっとポジティブにとらえたらどうかと。外交の手足を縛るんじゃないかと、例えば今言われている十何省庁体制といいますが、いわゆる実施体制の一元化を図るとか、あるいはODA全体の量の確保とか、そういう担保をむしろこの法律を通じてやる、もっとポジティブな面を考えたらいいんじゃないかというふうに言っておるんですが、この点について外務省のほうよりは、外務大臣の御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 平成十年の予算が御案内のとおりODAについて一〇％カットから出発したわけなんです。私も本職につくまでは自民党の対外経済協力委員会の委員長が私のただ一つの役職でございました。この問題についても担当してきただけでございますが、ODAにつきましてはこの予算が聖域としてとらえられてきて、日本経済また財政の膨張とともにずっと右肩上がりでありなりの大型の予算もつけていただきました。

しかし、単に財源論のみならず、ODAにつきましてもやはりこの機会に大きく見直す時期に来ておるのではないかと。そういう意味で先ほどの答申もいただいておりますのでございまして、そういうことから考えますと、この機会に、特にタックスベイヤードの皆さんがODAについて理解の上で、真に国際社会の中で我が国としての国際貢献ができる手法として、やはりこれだけの予算をつけていく必要があるんじゃないかと思っております。

そこで、基本法につきましては、総理から御答弁がございましたけれども、基本法というものの概念が、どうも基本法というすべてその中で予算から何から全部縛るのではないかと、そういう認識もなきにしもあらずでございますが、これを読んでみますと、基本法の基本法たるもの、簡潔な基本法とか、あるいは国会のチェックによって外交政策を縛る可能性についてどのように調和を図るかを考えての緩やかな基本法とかいろいろ検討をしておられて、山本委員も本問題について非常に現実的なお話を党内でもされたというところでありますので、やはりこの機会にODAのあり方全体をきちんと勉強するという意味で、ODAについての基本的な考え方を、これは政府もあるいは議会とも、ともどもにひとつ検討をしていく必要があるのではないかと私は認識しております。

○山本一太君 今の大臣の御答弁は外務当局よりもずっと踏み込んだ御答弁でございまして、私、大変感銘を受けたわけでございます。

このODAの小委員会をまとめられたのは参議院の板垣議員でございます。今度御引退をされるわけでございますけれども、大変すばらしいお仕事をなさって、御苦労してまとめられて、板垣議員に、山本君、参議院の見識を集めてこれをつくったんだから、しっかりとこの芽を残せというふうな御指示を受けております。参議院の方から近くODAの基本法を考えるプロジェクトチームが、衆議院ともよく御相談の上、立ち上がる可能性がございますので、そのときはぜひ総理あるいは外務大臣におかれましては、いろいろな可能性を見て、前向きに御検討いただきますことを強く要望を申し上げたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、基本法の話はこのぐらいにいたしまして、インドネシアの話は少し伺いたいというふうにして、インドネシアの話を少し伺いたいというふうにして、日本政府の今後のハビビ新政権に対する対応とか、いろいろとお聞きしたいこともあるんですが、時間も時間が迫ってまいりましたのでそこら辺で私が考えていることを二、三申し上げさせていただきます。

先般のAPERCの蔵相会議においては、IMFの金融支援の条件、IMFの改革プログラムが厳し過ぎるんじゃないかという批判が続出したというふう聞いております。大蔵大臣、御苦勞さまでございました。

最初にその批判の口火を切ったのが松永大蔵大臣でございます。各国の状況をちゃんと考えた上で対応するべきではないかというのは、非常にタイムリーな見識に富んだ発言だと思っております。新聞記事を見させていただきました。IMFというのは大抵病院長みたいなもので、アジアの国にはアジアのそれぞれの患者のことをよく知っている町医者といえます。その言い方がちよつと過当でなければ、ホームドクターがきつちりと処方せんを書かなければいけないというふうに私も思いますし、それ

はこれからアジア経済危機の中で日本が果たしていかなければいけない役割であるというふうに思います。

また、橋本総理もバーミンガム・サミットに行かれたわけですが、きのうバーミンガム・サミット的首脳声明を読んでいたら、その中に社会弱者に対する配慮というのが経済危機の対応の中で入っております。これも橋本総理が出されたイニシアチブであるというふうにとらえておるわけでございます。

IMFのことについて大臣にお聞きしたいと思っておりますが、ちよつと時間が迫ってまいりましたので、もう一つ直接にお聞きしたいと思っております。

アジア経済危機の原因というのはいろいろあると思っておりますけれども、金融のシステムがグローバルスタンダードに合わないといいますが、情報公開も進んでいなくて脆弱だったとかいう理由もあると思っております。巨額の短期資金が出たり入ったりしたということも、もちろんそういうような事情もあったというふうにも思います。

そして、何と云っても今回の危機でクローズアップされたのが投機的なお金です。貿易量の何十倍、何百倍という資金の流れを何とか監督できないかという話でございます。このことについていろんなことを言われております。税金をかけたかどうかとかあるんですが、これを大臣に伺っても、恐らく答えは有効な手段はありませんというお話に尽きます。私、これがきょうお聞きしたいことは次の質問でございます。

最近、私がテレビで見て名前を聞くたびに非常に不快に思っている名前が二つあります。それはスタンダード・アンド・プアーズとムーディーズという二つの格付機関でございます。これは民間機関であるにもかかわらず、まるで日本の金融の、あるいはアジアの国の生殺与奪を握っているかのような役割をこの二つの格付機関が果たしているわけでございます。

私は一応国際関係を勉強して、そんな理不尽なことを言うつもりもないし、何とかマフィアの陰謀というのを感じておりませんけれども、どうもここまでの格付機関の動向を見ていると、アメリカ政府と何か通じているんじゃないかというところまで思わざるを得ないような、それは事実じゃないかもしれないけれども、そういうことすら思っているわけでございます。

この間、大蔵省の官僚に、日本の格付機関はどうしたのと聞きました。日本にも格付機関があるそうですが、どうもものれんで負けているようでありまして、というよりも、どうも日本の格付機関の方がムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズよりも甘いというような話でございました。

このムーディーズとスタンダード・アンド・プアーズというのは民間機関でございます。もちろん政府とも関係ない。自由な資本市場の中で活動しているわけですが、しかし私は思うんです。もうこういう世界経済の状況になってきた場合には、やはりムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ格付対策というのが政府にあつてもいいんじゃないかというふうに思っています。

大蔵省の方で、余り今時間がないんですけれども、例えばこれは九八年四月二日、ニューヨークでのムーディーズのプレスリリースを見ました。そこでこう書いてあります。ムーディーズ、日本の外貨建て債務のキャントリー・リーディングと日本政府の円建て債務格付の見直しをネガティブに変更、こう書いてあったわけでありまして。

もちろん、日本の経済のファンダメンタルズがしっかりしているから、国としての信用をトリプルAから落とさないけれども、ちよつとまずいよと、こういうような話になっているわけでございまして、もし例えば日本の国債の格付が落ちるようなことになれば、日本の今度は金融機関、会社の格付も落ちるということになるわけでござい

す。大蔵省の方として、ムーディーズやスタンダード・

ド・アンド・プアーズに対してこちらから積極的に働きかけて、日本の経済の状況というのを説明していらつしやるのかどうか。あるいはこれから民間機関ではありますけれども、決して大蔵省から申し入れるのは私はおかしい話じゃないと思ひますが、日本経済が思つたよりも悪くない、機先を制してムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズにきちつと御説明をする準備というか予定があるのかどうか、大蔵大臣に一言お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(松永光吉) 委員、たくさんこのことを今発言をさいました。

まず一つは、質問事項ではなかったかもしれないが、この間のAPECの蔵相会議でこのお話をいたしました。私は、IMFの金融支援をする場合の対象国の構造改革の問題については、まずIMFが韓国にしろインドネシアその他ASEANの国にしろ、大変努力されたことに對する感謝の言葉を述べた上で対象国の実情を十分分析され、なかんずく弱者に對する配慮をしたというプログラムであることが望ましいと、こういう形で非常に上品に私は発言いたしました。これに触発されて、韓国は遠慮しておられたけれども、ほとんどのASEANの国々が私の発言に同調するような発言が続いて、続き過ぎてカムドシユさんごどんな顔をしているのかなと思つて心配したぐらいに私の発言は受けたような感じがいたしました。

ただ、しかし考えなきゃならぬことは、IMFの支援を受ける国は、やはりつらいでしようけれども、構造改革だけはきちつとやっていくということが前提なんです。それなしにはそういう国の金融システムの安定化は得られないという面があることは、私はこれは無視してはならぬ、大事な点だと、こう思つております。しかし、いずれもこれは橋本総理のサミットにおける発言の流れを受けてやっているとありますから、私、独断ではありませんので御理解をお願いしたいと思います。

それから、今のムーディーズ等々の格付会社のことです。まず名称がいかにね。格付機関と言ふものですか、何か公的な機関みたいな誤解を関係者に与えているんじゃないか。なかんずく当事者に与えているんじゃないか。これは格付会社でございます。民間会社でございます。したがって、民間会社のすることについては大蔵省として一々コメントするということは、これは差し控えていただきたいというふうに思ひます。

しかし、いずれにせよ、大蔵省としては我が国の経済・財政状況、こういったものが正しく国内はもちろ外国に對しても伝わるようなそういう説明活動はしつかりやつていかなきゃならぬ、こういうふうにも思つております。

○山本一太君 まだいろいろお聞きしたいこともありまして、時間も二分となりました。出向者ですから時間はきつちり守らなければいけないと思つております。

最後に、一言だけ総理にコメントをさせていた

だきたいと思ひます。総理、いよいよ参議院選挙が近づいてまいりました。六月には先頭に立つて全国遊説をされるというところでございます。私は、総理のおっしゃった参議院選挙でこの政権としての信を問うという方向はそれはそれなりに正しいというふうに思つております。

私は、総理が選挙区でそうしてきつたように、毎週毎週地元へ帰つて農家に泊まつたり、農家の仕事を手伝いながらおぼちややおじいちゃんたちとひざ詰めの談判でやり、あるいは商店街のおじさんたちと話す。そんな中で、自民党に對するおしかりはあつても、自民党やめろという声はありません。自民党もつとつかりしろという声だというふうには私は受けとめております。

政権政党として過半数を目指すのは当たり前だと思ひますし、一議席でも多くとるのは当たり前だと思ひますが、勝負をする前から、何議席だったからその責任問題とか、そういうピントの外れた

コメントをする方々がいらつしやいますけれども、そういうことは一切にされなくて、橋本総理をもつて参議院選挙を戦つて我々は勝つ、勝つた後はきつちりとその改革について職務を全うしていただきたい、このことを一言言わせていただきたいと思ひます。(余計なことを言わなくていいよと呼ぶ者あり) 余計なことと言われましてたけれども、最後にこのことだけコメントをさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

○理事(高木正明君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会
○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小島慶三君 総理初め各大臣の皆様、本当に御苦勞さまでございます。よろしくお願ひをいたします。

私、最初に伺ひたいのは、今の経済の状況なんです。

経済の状況の判断、予測というのはなかなか難しいものでありまして、森羅万象全部これに関係すると言つても過言ではない、そういう性質のもので、私もかつてはこの仕事に従事したこともございまして、会社へ入つてからもやはり予測というのが社運を決定するものですから、非常に重要な仕事としてやらせていただきました。そういう点から、皆様の御苦勞をつくづくと思うわけでございます。

現状の経済というのは、非常にこれは判断の難しい局面に來ていと思ひます。昭和二年から

四年までの経済恐慌のときの日本の恐慌、それ以来の経済不況、あるいは恐慌と言った方が正確かもしれませんが、これに類するようなものは今まで我々経験がございません。したがって、従来であれば大体二年半ないし三年で頭を下げていけば不況の波が通り越す、そういう感覚で皆おつたと思います。ですから、それが七年たつても八年たつても片づかないこの不況というのは全くだれしも経験がない。それだけにおびえも多いし、それからちよつとしたつまらないアナウンスメントでも非常にそれが大きく響くということもございいます。

だから、戦前の不況と比べて今大きく違ふのは、社会の価値観とか考え方とかあるいは社会の構造とか、そういうものが大きく変動期にあるということが、これが一つでございましょう。

それからもう一つは、何と申しまして世界的な広がりを持つていっていることであるかと思ひます。一國の動きというのには必ず他國に反映する、そしてそれがまたリバーカッションを起こすというところで、そのもとの國に戻つてくるブーメラン現象といひますか、そういうことがあると思ひます。

それからもう一つは、恐慌に波があるということとでございします。ですから、ちよつと一時明るさが見えたと思つたとまた暗くなるということ、そういうサイクルがある。そのサイクルにもどうも我々は惑わされやすいということ、本當に御担当の皆様、御苦勞なさつておられると思ひます。

今、このところで私も少しつかりと見詰めなければならぬのは、どうしても統計といふものが二カ月、三カ月たつた後から出てくるものですから、非常にこれはいろいろ数字の読み方や何か難しいんですけども、これはある程度はシャープに大胆に物事を割り切つて見るという、そういう予測の姿勢も要るかと思ひますが、現状について非常に判断が分かれておひます。

一つは、やはり政府の皆様のおっしゃられるよ

うな非常にソフトタッチな経済判断というものがある。これは政治の面から取りかじをとつておられる皆様としては、当然なソフト化だと思つておひます。しかし、現実にはなかなか厳しいものがございまして、その点で一方では、今はもう新しいデフレ期に入つたんだ、こういう見方もされておひます。

午前中に質問された林先生のお友達のクーさんという人は、このごろそういった経済判断や何かで随分表に出ておられるようですが、この人は、いやデフレではないということをおっしゃつておられる。生産とか所得とか物価とかあるいは設備投資、こういったものは循環的にダウンしていくような状況ではないということがクーさんのお説だと思ひます。それからもう一つには、いやそういうものではない、長引く不景氣の中にぶち当たつたビッグバンという大きな衝撃、これが非常な不安を呼んでるんだ、こういう説もありました。

この辺についてどういふふうな我々は考え方を持つか。これは二年間という今度の改善目標時期の延期、これに絡んでくると思ひます。ございします。そういう点、総理及び企画庁長官の御見解をまず承りたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) ただいまの小島委員のお話のとおり、まさに非常に経済の状況、激動という言葉をあらわしてもいいような状況であると考えておひまして、その中で正しい経済の状況についての判断をしていかなければならないというふうな常々自戒をしているところでございします。

秋口のアジアの経済危機、あるいは相次ぐ金融機関の倒産、破綻等によりまして、消費者あるいは企業、先行きに対するコンフィデンスが非常に低下をいたしまして、金融機関に対する信頼感といふのも一時大変低い状態になりました。

それに対して、金融システム安定化対策三十兆円というところで対策をとりました結果、一月の半ば以降、そういう金融機関に対する不信感、心配といふのはかなり改善されたと思ひますが、将来に対するコンフィデンスの低下といふ

ことが、最終需要であります消費とか投資とかあるいは住宅建設等に反映をして、それがまた生産あるいは雇用等のまさに実体経済の面にまで及んでおひまして、この実体経済が非常に停滞し厳しい状況にあるというのがたまたまの状況かといふふうな考えておひます。

これに対して、各般の総合経済対策を決定いたしまして現在国会で御審議をいただいているわけですが、私どももいたしましては、これが一日も早く実施できるようにぜひお願いをしたいと考えている次第でございします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員から財政健全化の目標年次を二年延ばす、それとのかかわりという御指摘もいただきました。

仮に、目標年次を据え置いて目標達成を急ごうとした場合、非常に急激な財政支出の削減という結果になります。これは、不測のダメージの懸念といふものをぬぐい去ることはできませんし、同時に、やはり中期的に整合性のとれた姿をつくつていく必要があるであろう。ただし、それでは一体どれぐらい延ばしていくことができるのか。

そうした場合に、たまたま平成七年のG10レポートで、二〇〇五年あるいは平成十七年ごろ、これは急速に我が國において貯蓄率が低下し始めている、顕著に低下し始める、そういう予測をなされている。同時に、第二次世界大戦後のベビーブーマー世代、これがちょうどそろそろ六十歳あるいはそこを過ぎる。こうしたタイミングといふものは超えてしましますと、急速な貯蓄率の低下といふた状況の中で果たして財政健全化といふ目標を終えるのかといふ議論もあらうかと思ひます。そういう範囲におきまして二年の延長といふものを考えました。

同時に、金融システム改革の影響といふものにも触れられたわけでありまして、確かにそういう御議論があることも承知をいたしておひます。しかし、今度SEC基準によつて行いました決算の結果が今出ておひますけれども、金融機関の経営実態といふものは従来以上に明らかになつてまいりました。

そして、私どもは、バランスシートの片方に不良債権があれば、これに見合う引き当てが行われていけばという考え方を持っておりまして、けれども、今回の決算を見ますとここにも相当な隔りがございします。そして、やっぱりバランスシートから不良債権そのものを消していく努力をいたしませんと金融システムに対する本當の信頼感といふものは戻つてこないのではないか、そうした思いも込めて今問題に取り組んでおひますということでお答えにしたいと思ひます。

○小島慶三君 ありがとうございます。それで、そういう慎重な配慮で二年という期間を設定されたというふうな今承りました。ところが、けさの新聞を見ておひましたら、宮澤元総理が、今回のこの法律は再修正する危険性があるといふんです、可能性があると。いふんです、そういうふうな発言をしておられるので、これは我々法律の改正の審議をしていられる最中でありまして、大変愕然としたのであります。それはどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(松永光君) 実は私は直接宮澤元総理の話を聞いたわけじゃありませんが、私の役所の関係者が聞いたところによりますと、宮澤元総理の発言の主たる内容は、税制改革の関連で、今、日本の個人所得に対する課税は、中低所得者層に対する課税は非常に低い、一方、二千五百、三千万といったような高所得者に対する課税は非常に高い。税制改正を議論する場合には、理論的にはこの二千万、三千万以上の高所得者の税率が地方税を含めれば六五%にも達するといふ、そういう点を直すといふ問題があるけれども、それは現在の政治情勢その他を考えるとなかなか難しいといふ話があり、一方、それらも直すし、さらに中低所得者の方々の分まで減税するとなると、とうとう相当な財源が要るんじゃないか、その財源をどうするかといふふうな話が進んできて、その趣旨の質問もあつて、その場合には特例公債の問題が出てくるでしょうねといふ感じの話

だったようであります。

したがって、正面から財政法の改正という話をしたわけじゃないというふうに、これは伝聞でありますけれども、私はそう聞いておるところであります。

○小島慶三君 ありがとうございます。

これは記事が出ておりましたのは東京新聞、中身は、個人の所得税最高六五％というのは高過ぎる、これはもう五〇％ぐらいまで下げた方がいいというの是一般の常識になりつつある。それからもう一つは、法人税。法人税も世界各国に比べると高過ぎるので、これも四〇％台に下げると。その二つはやらなきゃいけない。しかし、その財源のことになるとまたさらに問題があるので、当然ほかの増税というものでないことになるか、特例公債によらざるを得ないということになるかもしれない、そういうふうな話で、そうすると今出ている法律は再改正する必要がある、こういうロジックだったと思うんです。

私は、前から個人所得税の引き下げとそれから法人課税の引き下げというのは非常に急いでやるべきことではないかと実は思っておったわけなんです。ですから、今度もいろいろ公共事業等新社会資本のための支出増というのが中心になって、法人税とそれから個人所得税の方は検討するということになっておいて、これが恐らく今回の緊急対策に対する一番の不満ではなかったかと思っておるんですが、これは後でまた話をさせていただきます。

それから、先に参りますが、今回のこの法律の裏打ちをなす緊急対策ですけども、この十六兆というのはいくつ算出根拠でお出しになったのか、これをひとつ伺いたいと思います。

これは総理ですか、企画庁ですか。

○国務大臣(尾身幸次君) この十六兆円を超える事業規模ということでございますが、現在の経済の状況、先ほど申し上げましたように停滞をし、厳しさが増しているという状況でございます。特に失業率三・九％、生産もマイナスを続けている

という昨今の状況にかんがみまして、経済を一日も早く立て直していく、そしていわゆるマインドの悪化を防いでいく、そういうために十分な規模の経済対策を講じることが必要であるということ、過去に十五兆円を超える規模の対策がございましたが、過去の最大規模の水準を超える対策をしていきたいと思いますということで十六兆円に決定をしたというふうになっております。

私もそういったしましては、事業規模の十六兆円もさることながら、同時に経済構造改革を進め、さらにいわゆる不良債権の問題の処理を進めることによりまして民間活力中心の経済の改革を実現していく、それによって引き続き経済が順調な回復軌道に乗るような対策も総合経済対策の中で同時にとっているところでございまして、こちらの方も実は大変大事な対策であると考えている次第でございます。

○小島慶三君 ありがとうございます。

実は、十六兆円のこれがどこから出てきたのか、話の出だしも非常に突然出てきたような印象を私持っております。そこで、どうした算出根拠かお伺いしたかったわけですが、こういう対策を講ずる場合に前提というものがあろうかと思うんです。需給不均衡というものがあつて、需給不均衡を埋めるのが今回の対策だということに思っておりますけれども、需給のアンバランスという点を何兆ぐらいに置いておられたんでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 今の小島委員のお話は、いわゆるデフレギャップのお話であろうかと思ひますが、先ほど来のお話のとおり、秋口からいろいろなことがございまして、消費者及び企業のいわゆる景気の先行きに対する信頼感が非常に低下をいたしました。

その結果といたしまして、消費が停滞をし、それから設備投資も停滞をしている。それから、特に住宅建設の関係は、昨年の消費税の引き上げ前の駆け込み需要の反動減というのがそのまま続いております。約百三十万戸ぐらいの着工数で推移しているという状況でございます。

そういうことで、全体としての需要が非常に停滞をしているわけですが、これが一体どの程度の需給ギャップであるか、生産能力と需要の差がどの程度あるかということにつきまして、計算の仕方によりましてかなりさまざまな結果が出るために、特定の計算根拠だけを一律に論ずるわけにはいかないというふうに考えている次第でございます。

その上で、あえて一例を申し上げますれば、例えばOECDの試算によりますと、九七年、昨年でございますが、GDP対比で三％程度の需給ギャップがあるという結果が出ています。これをいまして、私もそういったところでも、おおむねそんな感じかなというふうに考えているところでございます。

○小島慶三君 その結果、かつて例を見なかったような大規模な財政出動というものがあつたわけでございますけれども、その場合に私どもは、過去四回の補正予算、財政出動のときに、計算によりますが六十五兆ぐらい使つて公共事業を中心とした対策をやつたわけでございます。その効果も確かにあつたと思うんですが、思ったほどはもう終わりかというふうなことが言われているわけでございます。

それで、今回の対策を拝見してみますと、確かにそういった公共事業に対する従来の支出の反省というふうなことで公共事業中心にはなつておりませんけれども、そのかわり多数の多目的のいろいろなプロジェクトがみんな補正の中に入っているわけでありまして、例えば環境・新エネルギー、情報通信、医療・教育、物流、国土、市街地、災害、防災、地方、住宅、十二項目もあるんですね。

だから、これではばらまきになって重点化ができていないというふうな感じを私は持つのでございますが、公共事業の見直しの修正はいいですが、新しいそういう社会資本のばらまき方という点についてはちょっとどうかという感じがするわけですが、この点はひとつ大蔵

大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(松永光君) いわゆるばらまきといったような批判が起らないような、そういう社会資本整備でなければならぬと思ひます。

これは総理みずから記者会見で述べられたこととありますが、後世代の人から整備してくれておいてありがたいと感謝されるような、喜ばれるような社会資本、その整備に重点を置くという考え方であるわけでありまして、特に緊急性の高いダイオキシンあるいは環境ホルモン対策、新エネルギー対策、それから将来の発展基盤となる科学技術の振興や情報通信の高度化への対応、そして少子・高齢化の進展等に対応するための福祉・医療・教育、こういった分野に重点的に公共事業費を配分した、こういうふうになっておるわけでありまして、その意味で、従来の公共事業のやり方とは相当、何といひましようか重点化をし知恵を絞つてやることにしておる、こういうことでございます。

○小島慶三君 ありがとうございます。

確かに御苦心の跡はよくわかりますが、余りにも広い項目にわたつておる、これはちょっとどうかという気がしたわけでございます。

こういう形でやつて、前の公共事業の場合と効率という点ではどういうことになりますでしょうか。例えば、前の公共事業の場合にはいろいろ付加的な需要が起きてきて、そしてそれが例えば新しい民需につながつたとか、そういうこともあるであろうと思うんですが、今回の場合には、そういった追加需要というふうな面あるいは波及効果といったような面から見て、前の公共事業と比べてどういうことになりますでしょうか。

○国務大臣(尾身幸次君) 公共事業という大きな分類に入りますものと施設費というふうな分類に入りますものが今回いろいろあるわけですが、需要を拡大するという意味の波及効果という点ではそんなに大きな違いはないのではないかと、ただしかし、供給サイドでその支出の効果によ

りまして日本経済の体質を強化する。例えば、情報通信とか技術革新とかあるいは福祉、そういう意味におきまして、日本経済の体質を強化し、生活を向上させるということあるいは環境、そういうところに特に意識的にお金を投入することによりまして、中長期的に我が国経済の体質改善を図り、そしてそれがもとでまた民間活力を十二分に生かせるような体制にする。そういう意味におきまして、供給サイドへの効果という点では、従来のいわゆる公共事業とは一味違ったものになっているというふうに考えております。

○小島慶三君 ありがとうございます。

何かその辺の切れ味と申しますか、そういう点をちよつと不満のような感じもないわけではありません。

今回の施策が急速に効果を出していくということとを望みたいわけですが、問題は、さっき申しました減税の問題でございまして、これはやはり所得税の、宮澤さんも言われた五〇%までのレベルダウンと、それから法人税の方の四〇%までのレベルダウンと、これは今回の対策ですとこれから検討すると書いてあるんですが、これが景気に対する政府の施策への一般の熱望というのか、これを冷ましたんじゃないかと私は思っております。

これはできるだけ早くやっていただきたいし、大体この実現というのはいつごろになるのか、また今どんな準備段階で進めておられるのか、その辺、大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣 松永光君 景気対策としては、今審議をお願いしております法案にありますように、特別減税の実施として追加、これが景気対策としての特別減税でございまして、しかし税制のあり方としての議論は、これは景気対策としての特別減税とは別に行う必要があるというふうに考えます。すなわち、税制というものはそもそも公共サービスの財源としての性格を踏まえて、公共サービスの財源をどういう形で負担するのが妥当かという観点から議論をしなきゃならぬ問題だと思

います。

そういうことを踏まえまして、税に関する専門的な知識あるいは経験をお持ちの国民を代表するような方々に税制調査会というところにお集まりを願って、そこで公正、透明、国民の意欲が引き出せるような税制のあり方についての御検討をお願いすることにし、そして基本問題小委員会というところでそういう問題についての検討を始めていただいているところでございます。これは個人所得税課税の問題でございまして、

法人課税につきましては、先ほどから委員の仰せのとおり、この三月の国会で法人税の基本税率三七・五%を三四・五%に三%引き下げることを実現させていただき、また中小法人については二八%を二五%に引き下げていただきました。これは国税でございまして、しかし、地方税の方がこれからの検討課題ということで残っているわけですが、方向としては三年以内のできるだけ早い機会に実効税率、現在四六・三六でございまして、これは欧米先進国に比べるとまだ高い、したがって、それを四〇%そこそこぐらいのところへ引き下げるようにというところを念頭に置き、その場合には当然のことながら、国税の方は三%下げていただきましたので、地方税の方で法人課税のあり方を中心として小委員会を設けていただいて、そして検討に入っていくところであります。

その検討の結果が出次第、政府としてはその答申を尊重して具体的な改正案を準備して国会にかけて御審議をお願いする、こういう手順になろうかと思うのであります。問題はいつ税制調査会の答申がいただけるか、そこにかかっておるといふふうに思うのでございます。

○小島慶三君 私は今のお話を伺っていて大変がっかりしたのであります。要するに、今の景気対策の根幹をなすものはやっぱり民間が活力を取り戻すということだと思っております。民間が活力を取り戻すためにはやはり税金が一番決定的な手になるということで、私はこの二つの減税につい

ては非常に期待しておりますし、またそれなくしては今の政府の施策が実を結ばないというふうに思っています。

ですから、今のような手順を伺っていますと、これは大分先のことになりそうでありまして、俗にけんか過ぎての棒ちざりということがありますけれども、そういうことにならないように、やはりある程度期待感を政府で十分がっちり受けとめたという形の施策が欲しいというふうに思うのでございます。ぜひその点の検討をお願いし、スピードアップをお願いしたいと思います。

それからもう一つの課題は、これは前の改革法案自体にも関係するわけですが、景気回復と同時に目標の一つとして忘れてはならないのはやつぱり構造改革だと思ふものですから、構造改革の焦点というのは、これはスリムな政府をつくることとよく言われますけれども、それに尽きるのではないかと。できるだけ効率的な政府をつくるというのが私は眼目だと思ふのでございます。

その点、これは前の構造改革のときにも私申し上げましたけれども、できるだけ政府の中の業務を削るということと政府の負担を減らす。そして、やるものは大体アウトソーシングという手法を活用して、そうしてそれによってできるだけ政府の支出を減らす、一般会計を減らす。これを真っ先にやって、それと連動させて特殊法人の整理合理化、そして民主化、民営化ということを実施していく。そういう手法が非常に欲しかったと私思っておりますけれども、この点、これからいろいろな機会もございまいし、できるだけそういう方向で考えていかないと政府のスリム化ということはできないというふうに思うのでござい

ます。この点は、もう時間もございせんから意見として申し上げておきたいと思ひます。それから、これは一番最後の質問になるかと思いますが、現在のアジアの危機と言われるこういった情勢について、これは日本にどういうふうな影響をこれからもたらしてくるであろうか、その影響の大きさはどうか。これも予測で

ありますから難しいとは思ふんですが、例えば今のインドネシアのあの問題については、たしか三百億か何か予算が組まれておると思いますが、そんな程度ではとても済まない。インドネシアが氷山の一角であつて、恐らくその後にもいろいろ出てくる。政治的な問題も絡んでおりますからかなり深刻な問題も経済的には出てくるというふうに思ふんですが、この影響の度合いとか、こういったものについての研究、これはどの程度進んでおられますでしょうか。今の段階である程度わかることがございましたら、アジア全般についてひとつお教えをいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(尾身幸次君) アジアにおきましては、昨年夏以降幾つかの国で通貨・金融市場に大きな変動が生じまして、通貨価値が下落し、企業倒産がふえており、また生産調整をしている、株価急落等々の状況にありますし、インドネシアにおきましてはいまだ非常に厳しい状況が続いているわけでございます。

こういうアジアの通貨、経済の変動は日本経済にどういう影響を及ぼすかということとございまして、考えられますことは、アジア向けの輸出の減少。あるいは向こうからの輸入圧力といえますか、そういうものによりまして輸入増加。それから、アジア向けの債権がありまして、その不良債権化。あるいは現地進出企業の収益悪化などを通じて日本経済に相当な影響があるというふうに考えられるわけでございます。

輸出へを通じてきた影響につきましては、既に輸出への影響がかなり顕著に見られておりまして、例えばインドネシア、タイ、マレーシア、フィリピンなどのASEAN四カ国向けの輸出金額は昨年の十月・十二月期以降減少に転じておりまして、この四月には前年同月比で三七%減と大幅な減少になっているところでございまして、また韓国向けの輸出も七月・九月期以降減少に転じておりまして、四月には前年同月比四一%減と大幅な減少になっているわけでございます。

これらの国に対しまして日本の輸出入に占める比

率でございますが、九七年で見ても、ASEAN四カ国が輸出が一％、輸入が一・二％、韓国に対しては輸出が六％、輸入が四％ということでございます。今後ともその推移を注意深く見守っていく必要があると考えている次第でございます。

それから、輸入につきましては、先方の輸出余力の減少とかあるいは輸出金融の混乱などによりまして、むしろ日本向けの輸出、つまり日本がアジア諸国から輸入している金額等につきましては、このところやや減少傾向になっているというところでございます。アジアの国々が立ち直ってくれば輸出余力が出てきて、体制を整えばアジアからの日本向け輸出は増大してくるものと考えております。

それから、邦銀のアジア向け融資でございますが、これもかなりの金額がございまして、昨年の六月末現在の数字でございますが、ASEAN四カ国向けが七百三十五億ドル、韓国だけで二百三十七億ドルという融資が行われているわけでございます。それから、直接投資残高も、インドネシアで三兆七千億円、タイ一兆三千億円というような状況でございます。そういう貸し付けにも影響が出てくる可能性がございします。

それから、現地におきます日本系の企業の収益悪化等につきましても大きな問題になる可能性はあるわけでございます。したがって、私も、私どもといたしましては、アジアの国々が一日も早く立ち直って、潜在的な成長力は非常に強いわけでございます。立ち直って順調な回復過程になるようにあらゆる支援をしてまいりたいと考えている次第でございます。

大ざっぱに申しまして、韓国とタイはやや山を越したかなというふうに出ておりますが、インドネシアは政治の状況もございましてなお注目をしてまいりたいというふうに出てくる次第でございます。

○小島慶三君 これが最後の御質問になるわけですが、最近円安というものが進行してお

て、これはさつきもちよつと申しましたクーさんの説であります。円安一円について、ちよつと数字が大き過ぎると思うんですが、一兆円の貸し渡りがかかるというところのうちの中小企業の委員会です。そういう話がありました。

ちよつと私びっくりしたんですけれども、確かに円安というものがこのところ急速に進行している。これについてどういうふうな対策を講じていくか。国際協調といったようなことしかないかもいれませんが、貸し渡りという問題にまでこれが影響してくるというところになります。ほうつてもおけないという話になると思うんですが、大蔵大臣、これはいかがでございますか。

○国務大臣(松永光君) 具体的な円相場について細かく発言することは事柄の性質上差し控えさせていただきますが、経過だけ申し上げますと、五月のサミットの前の蔵相・外相会議というものがロンドンで開かれました。そのときに、私はルービン米財務長官と会いました。行き過ぎた円安というのはいわゆる我々としては実は放置することはできない。したがって、この問題については常に注視をしていきたい。行き過ぎた場合には適切な措置をきちつとするとする。日本の姿勢であるが、アメリカ側もその点については理解をし、そして時によつては協調してもらいたいという話をルービンとしたのであります。

それに対してルービン米財務長官は、行き過ぎた円安というものは適切でないという点についての認識は共有すると。そして、行き過ぎに対する是正措置についてはアメリカも理解を示す、こういうことを五月のサミットの前の蔵相会議のときに話し合いをし、合意したところであります。先週の土曜、日曜にかけて行われましたAPECの蔵相会議におきましても、その点については再確認をしてまいりました。

したがって、行き過ぎた円安が続けばいろいろな方面でよくない現象が出てくるわけでありす。例えば、日本のアメリカ向けの貿易収支、非常な赤字になっておるわけでありまして、その黒

字の六割以上が実は為替要因だと、こう言われておるわけでありす。このまま放置すればさらに日本の対米赤字はふえるという問題が出てくるわけでありまして、その問題も考えますというところまで行き過ぎた円安については懸念せざるを得ない、こういうふうに出てくるのでございす。

○小島慶三君 ありがとうございます。諸政煩多であります。ぜひその面にも御注意をお願いしたいと思ひます。

○小山崎男君 ます、総理に質問したいと思ひます。

先ほども若干お話があったわけでございますが、今回の景気対策につきましては、十六兆円超というふうな過去最大の規模のものとなつておるわけでございます。これはやはり現在の景気の状態が過去最悪のものになつていっていることを示しているものだろうというふうに出てくるわけでございます。また、この景気対策につきましまして、単に景気回復だけではなくて、二十一世紀に日本の経済を活力あるものとしていくための施策も盛り込まれていっていることとございまして、大変難しい課題に対応しているというふうに出てくると思ひます。

さて、今回の十六兆円の中の主要な部分を占めます。いわゆる国と地方の減税、さらに公共事業、社会資本の整備というふうなもので十二兆円超が予定されているわけでございます。その中身あるいは手法等については、後ほどもう少し具体的にお聞きしたいと思ひますが、どうも従来型の中身あるいは手法になつていっているというふうに出てくると思ひます。

既に、平成四年から平成七年度にかけまして、いわゆる景気対策として六十兆余の対策がとられたわけでございます。この対策につきましても、その後いろいろの評論等がございまして、従来型その対応では必ずしも景気対策につながっていないというふうなことが実証済みだというふうに出てくると思ひます。

は思つておるわけでございます。そこで、今回の十六兆円の景気対策につきまして、総理はどういうお考えでこの十六兆円の中身を決定されていったのか。また、既に一部の人の発言においては、追加でまた景気対策をやる必要が出てくるかもしれないというふうな発言もされたというふうにも聞いておるわけでございます。その辺も含めて総理の景気対策につきましてのお考えをお聞かせしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 過去の経済対策も含めて、今回の総合経済対策というものについて考え方を述べるといふ御指摘をいただきました。これは私が申し上げるというよりも、今まで出ております御議論の中、過去の対策というものを振り返りましたときに、公共投資というもののそれが自身が需要、同時に波及効果を通じて経済に好影響を与える、これは一つの考え方として定着してきたと思ひます。そして、そういう目で振り返りましたとき、九〇年代に入りましてからの累次の経済対策の中で行われてまいりました公共投資の追加、これはパブル崩壊後の民間部門の設備投資の急激な落ち込みを相殺する、そうした形で景気がスパイラル的に悪化していくことを防止する下支えに貢献してきたということは言えると思ひます。同時に、減税が可処分所得の増加を通じて個人消費に対してプラスに働いた、さらに民間部門のマイノリティにもプラスの影響を与えたということとを言えると思ひます。

その中で、今回政府が行おうとしております総合経済対策、それは当面の景気回復のための内需拡大という柱、同時に景気回復の足かせになつております不良債権問題の本質的な処理というものを旨とする、同時に構造改革を見据えてそれに向けた方向を内容とするものになつてい、そのような考え方を整理してまいりました。

そして、後ほど具体的に細かいところに入ると言われましたので、今申し上げませんけれども、公共事業につきましても従来型という御指摘もありましたけれども、私どもは社会資本を整備

していく上で、将来を見据えた場合必ず必要となる社会資本を重点的に整備しよう、そうした基本的な考え方のもとに、環境あるいは新エネルギー、さらに情報通信高度化・科学技術振興、福祉・医療・教育という分野に重点的な配分を行ってきたつもりであります。

また、税制については、既に本年特別減税を実施しておりますけれども、これに二兆円の特別減税を追加実施し、来年の二兆円の特別減税を既に公表しており、合計四兆円規模の減税を行う、あるいは設備投資、住宅投資を刺激するための政策減税をここに組み合わせていく、法人課税、所得課税についても方向性を打ち出す。そうした考え方を総合し、今回の景気に効果的に作用していく中身を盛り込んだ、私どもとしてはそのように考えておまして、でき得る限り早く十年度補正予算案並びに関連する法律案の成立を両院にお願い申し上げたい、そのような思いを持っております。

重要な課題ではございますが、私は環境だとかそういう問題を考えると、同等に重要な課題というのがあるのだらうというふうに思うわけでございまして、なぜ社会保障関係費だけ別枠にしたのか、その辺についてお聞きをしたいと思っております。

二点、非常に中途半端だということ、社会保障費の問題、大蔵大臣にお願いします。

○国務大臣(松永光君) 財政構造改革を進めていく上での大切な枠組みの一つが、主要項目について量的削減目標を定める、そして削減をしていくというのが一つの骨組みであります。その骨組みの中で、平成十一年度限り、従来の骨組みはおおむね二%を超えないこと、こうなっておるのを、極力抑制という形に改正をさせていただいたこととしておるわけでありますけれども、その趣旨とすると、これは、社会保障関係費は、他の歳出分野と異なりまして制度的に高齢に伴う多額の当然増が生ずるわけであります。その削減には制度改変を必要とするという特質があります。

次に、大蔵大臣に財政法の改正につきましてお聞きしたいと思います。いずれにしましてもこの財政法そのものが補正予算は除外されているとかいうようなことでもかなり抜けになっているという感じもあるわけでございまして、今回の改正も大変中途半端なものであるというふうに思うわけでございまして、こういう形でいく限り、景気回復にもつながらないし、また財政改革にも本来の意味でつながっていないだらうというふうに思うわけでございまして、今のような形で減税あるいは追加公共事業、内需拡大というようにことが繰り返されていくとすれば、来年度もまた同じような補正予算を組まないとはいわゆる現状の維持ができませんという状況になるのではないかとこのように思うわけでございまして、そういう意味では大変中途半端な改正になっているというふうに思っております。

最初に質問されたもう一つの事項についてでございますが、私もこれはこれからの高齢社会を考えますという、高齢社会になりまして、国民の方々が安心して暮らせる、そういう社会をつくり上げていかなきゃなりませんし、同時にまた経済の面では活力のある状態を維持しなきゃなりません。そういう施策に十分対応できるだけの財政の構造というものを實現しておかなければ、二十一

世紀の本格的な高齢社会になった場合に大変なことになる、そういう厳しい認識を持っております。したがって、本格的な高齢社会に入る前に、何と申しても今申し上げたような安心して暮らせる社会、経済に活力のある社会、そういう社会を實現するに足る財政対応力を持つておく必要がある。そのことを考えると、財政構造改革の必要性、これは変わらないう。ただその中で、そのときそのときの景気の動向、経済情勢、それを見ながら適宜適切に景気対策を打っていくのもこれまた大事なことであります。

そういう観点に立ちまして、財政構造改革法の基本的な骨組みは維持しながら、景気対策を打てるような仕組みとしての財政構造改革法の一部改正をお願いしておる、こういうことであります。御理解をお願いしたいと思います。

○小山崎男君 最初の社会保障費の関係、それならなぜ去年の段階でそういうことを見通せなかったのかという気がいたすわけでございまして、また今の財政構造改革にしても、やるのならやっぱり補正予算までびしと枠をはめるぐらいにやらないと本意の意図の財政再建にはならない。私はおとしの予算委員会、財政改革法をつくつたらどうだというお話をしたわけでございまして、それが一年半ぐらいいくたしたためにこういう形になってしまったというのは大変残念だというふうに思っております。

時間の関係もございまして、次に減税についてお聞きしたいわけでございまして、減税につきましても大変将来を見通した形にはなっていないというふうに思っております。これでは本当に経済効果があるのかという気がして仕方がないわけでございまして。

課税最低限の問題、今度四百九十一万というような形でいわれる最低限が設定になるわけでございまして、私は果たしてこういう形でいいのかなという若干疑問を持っております。基本的には、所得税減税ももちろん重要なわけですが、私は政策減税を中心にするべきだとい

うふうに思っております。

この政策減税につきましても、今回の中身を見ますと、先ほど総理から住宅の問題もお話がありました。六年でいわれる百七十万から百八十万というところで十兆円の減税効果、あるいはベンチャー企業対策等については一年限りの措置というように非常に短期的な対応がなされているわけでございまして、これでは余り減税効果というのとは出てこないだらうというふうに思っております。

また、教育減税というのを大いに進めるべきだというふうに私は思っております。長野県から大學生を一名東京に出すとすれば最低年間二百万円かかる、二人出せば四百万円というふうになるわけで、現在のいわゆる特定扶養控除五十八万円です。それから普通の扶養控除三十八万円と二十万円の所得控除がある、だから税額にすれば二万円から三万円ぐらいいわゆる減税になっているというところでございまして、これは教育減税としての余り意味がないというふうに思っております。

住宅減税あるいはベンチャー企業等について本当に効果があるのかどうか、その辺どういうふうにかかっているのか、また教育減税については総理の見解をお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員から、政策減税を中心に考えるべきだ、そしてそういう場合に、議員は、一つは教育、そして住宅、ベンチャー企業育成という観点から柱を立てられました。当然のことながら、政策減税というものは、これはその時点における社会経済情勢などに対応するものとして、政策の緊急性あるいは効果の程度、手段の妥当性、さらに税制になじむかどうかといった総合的な観点から検討が行われるものであります。

また、社会保障関係費だけいわれる別枠という形になっておりますが、確かに社会保障関係費も

第二十一部 行財政改革・税制等に関する特別委員会

ぐらいの金額がかかるという例示を挙げられましたが、私どもは教育というよりも子育てという視点からこの問題をとらえ、これに対しては歳出の部分、すなわち基金を造成するという形で対応することを考えました。これは私は両方の議論のあり得ることだと思えますけれども、今回、教育というより子育てという視点からとらえ、これを税ではなくて歳出の側で組み立てたということをまず申し上げたいと存じます。

その上で、政策減税の中、投資減税につきまして、民間投資を促進するための税制上の措置、あるいは研究開発を促進するための税制上の措置、さらに住宅減税、それぞれの柱立てをいたしました。その研究開発を促進するための税制上の措置の中に、議員が御指摘になりましたように、ベンチャー企業を含む中小企業の研究開発を促進する観点からの中小企業者などの試験研究費に係る税額控除の特例についての臨時、時限の措置としての税制改正を含んでおります。すなわち税額控除率を六%から一〇%にと。こうした税が単年度でいいのかという御指摘は、これは私どもも真剣にやはり受けとめて今後の検討課題としていく必要がある課題だと思えます。

その上で、教育という面で減税という考え方が望ましいのか、あるいは子育てという観点から税ではなしにむしろ皆さんからいただいた税金の使い道の方で基金をつくって対応しようとする考え方、これは私はそれぞれの判断のあり得るものと。私どもは、今回、むしろ歳出によって基金をつくり、子育てだけではございません、ハンディキャップを持たれていて、あるいはお年を召しておられる方々、それぞれの問題に対応しようと考えて次第でございます。

○小山峰男君 私、消費につながるような減税をということになる、まず教育減税。教育、子供たち、そういう形で金がかかっている人たちは消費を比較的抑えている。そういう人たちに消費をしてもらう。それから住宅についても、住宅をつくってもらうことによって消費が拡大する、そ

ういう意味の私は減税をするべきだというふうに思っているわけでございます。これは今後十分検討をしていただきたいというふうに思っております。

次に、社会資本整備の関係でちょっとお聞きしますが、これは補正予算が出てくると思いますが、公共が四兆五千億、非公共一兆五千億、トータルで六兆というような形で予算が組まれてくるわけでございます。

先ほどもちょっとお話がございましたが、この中身を見ますと、確かに環境・新エネルギー特別対策費だとか、余り今までになかった名前がついているわけでございますが、どうもいろいろお聞きしてみますと、従来型のいわゆる公共事業というものが相当あるというふうに聞いているわけでございます。従来型が必ずしも全部悪いとは言いませんが、一体この中で従来型と言われている公共事業はどのくらいあるのかということをお聞きしたいと思えます。

○政府委員(浦井洋治君) お答え申し上げます。従来型あるいは新社会資本というような言葉が使われているわけでございますが、そういう明確な定義があるわけではございません。ただ、強いて挙げれば、予算書上、主要経費の区分といたしまして、社会資本整備の中では、道路とか下水道とかそういうものは公共事業関係費として整理するところでございます。それから、学校の施設だとか福祉の施設、医療の施設の施設とか、そういうものについてはいわゆる施設費というような言葉で、各省その他の、例えば福祉ですと社会保障関係費とかというところの中に含まれております。

そういう面から申し上げますと、六兆円のうち約四・五兆円が公共事業関係費、それから一・五兆円が施設費という形になろうかと思えます。

○小山峰男君 そうすると、概念的には四・五兆円が従来型の公共事業というふうに解釈させてもらうていいということでしょうか。

○政府委員(浦井洋治君) 世の中で、新聞等で使

われている従来型の社会資本整備というものは大体このいわゆる予算書上の主要経費別分類における公共事業関係費ということでございますので、先生の言われるところかなと思います。

○小山峰男君 それでは、総理の四月九日の記者会見につきまして、総理にお聞きしたいと思えます。

総理は、社会資本の整備につきましては、将来の世代が整備しておいてくれるようになって、それによって感謝してもらえようという分野を重点にしたいと思えますというふうにおっしゃられていますわけです。それで、例示として、例えばダイオキシン問題あるいは地球環境問題に対応するためのための投資、少子化、高齢化社会に対応するために老人ホームあるいは育児施設の整備といった問題、さらに将来の発展基盤となる科学技術の振興と情報通信の高度化、将来を担う人材の教育など、こういう分野について重点を置いて社会資本の整備にしていこうということをおっしゃっているわけでございますが、今の従来型四兆五千億みたいな話になるとこれとかなり矛盾をしてくるだろうと思われわけですが、総理、その辺はいかがでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今の主計局長の答弁を聞いておりましたら、私は首をひねったのであります。もともと従来型の社会資本あるいは新型の社会資本、そういうふうな定義づけがそんなに彼が言うほど簡単にできるのかと、実は私は本当にそう思いました。

確かに、社会資本整備全体の六兆円の中で、予算書の分類からいえば彼の言うのはそれなりに正しいのかも知れません。しかし、大きくくりましました場合、環境・新エネルギー一兆六千億、情報通信高度化及び科学技術振興で一兆円、福祉・医療・教育といったくり方で一兆円、物流効率化、緊急防災あるいは中心市街地活性化などの民間投資誘発型、これにそれぞれが約八千億円ずつ、こうした分野を重点的に整備しておりますし、これはすべて二十一世紀を見据えた社会資本

の整備だと考えております。

例えばこの中で、これはちょっと主計局長の説明のくり方と違うんですけども、今申し上げたような、例えば環境・新エネルギーという形でくりましたとき、事業費一兆六千億の中は国費七千八百四十九億、そして約一兆五千億の公共事業の中に国費は七千三百七十二億でございます。そして、それは特に緊急性の高いダイオキシン対策などの廃棄物処理施設などに充てられております。こういうものは旧式と言っているのは新式と言っているのか。

少なくとも現在の廃棄物処理施設においては処理ができないうからこそのこういう対策をとるわけでありまして。しかし、ダイオキシン対策などを考えた廃棄物処理、あるいは水質の保全、これも実は下水道ということにしてしまえば同じこととあります。従来型ということになるのかもしれませんが、ダイオキシン対策あるいは環境ホルモンの対策、地球温暖化を初めとした地球環境問題に対する取り組み、あるいは新エネルギー施設やサイクル施設の整備などがこの環境・新エネルギーという分野にございます。しかし、似た名前、言いかえれば下水道というものは従来からございました。廃棄物処理施設という言葉も従来から予算書にございました。ただし、ダイオキシンに対する対策を十分に行えるような廃棄物処理施設という意味では、これは新しいものということになるんじゃないでしょうか。

ちょっとそこところの分類につきましては、私は、私自身が考えておりましたのと主計局長の予算書上の説明との間に違和感を覚えております。(不統一)と呼ぶ者あり)いや、不統一なんて言われちゃ困ります。それは同じ名前であることは事実なんです。廃棄物処理施設という名称は同じです。しかし、従来の処理施設のためにダイオキシンが発生したとするならば発生しないような対策をとる。名称としては同じでありまして、内容としては違うんじゃないでしょうか。

○小山峰男君 また中身については主計局長によく聞いて、総理と同じ意思に統一をしておいてもらわないと、私の方も混乱するわけでございますので、それはまた政府として対応していただきたいと思ひます。

それで、中身をまたよく聞いた上で、いずれ機会があればというふうに思っておりますが、総理としては先ほどの記者会見の中身を胸を張って今回の経済対策の中に盛り込んだというふうに理解していいわけですね。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、ダイオキシンで例をとって申し上げましたけれども、胸を張ってというほどうぬぼれてはおりませんけれども、私は今必要なものを一生懸命にやろうとしてきたことだけはそれとおりであります。

○小山峰男君 時間もあれですから、自治大臣にお聞きしますが、今回の景気対策の中でも地方公共団体に地方単独事業として一兆五千億とか、あるいは公共事業の担い手として地方公共団体に要請する部分あるいは肩がわりしてもらった部分というのがあるわけでございします。私は、まず景気対策としての減税は国のみで実施すべきものであろうというふうに思ふわけでございします。今回の特別減税のように、国につき合うというような形で地方税の減税というようなものが軽々しく行われるということにつきましては、地方分権がこれだけ叫ばれている時代の中でどういうふうにかえたらいいのかなというふうに思ふわけでございします。自治大臣、どうですか。

○国務大臣(上杉光弘君) 国が行います減税等に対しては軽々しくという受けとめ方があるようでございします。それは誤解でございまして、我々は軽々しくはやっておりますんで、重々しくやっておりますわけでありまして。

特に、今回の減税につきましては、地方財政は大変苦しい。今回の補正にいたしまして、最終的な地方債残高百六十兆というところでもない地方債の残高を抱えるわけでございしますから、当然これらのことは念頭に置きまして対応してきたわけ

でございますが、まず私は地方団体の御意向を十分お聞きしました。みずから求めて地方団体の代表の皆さんとお会いをいたしたわけでございします。

そのような経過をいたしまして、結論として申し上げれば、我が国経済及び経済運営に関する内外の信頼の回復というものは、これは国家として当然必要なことでございまして、国を挙げて対処する必要がある。そうでありましたら、地方財政が苦しくとも国と一体となつてこれに取り組まなければならぬというふうにいたしたわけでございします。

特に、総理からもございしましたように、国の財政、地方の財政、これは公経済の車の両輪と同じでございまして、個人住民税については所得税と共通する税源ということで国民の皆様負担をしていただいておりますのでございしますが、先ほどから申し上げておりますように、国と一体として景気対策に取り組むという考え方に基づいて国と一体的に減税を行うことといたしたところでございします。

○小山峰男君 もう一点あつたわけでございします。総理にお聞きしたいと思ひます。

先ほど、補正予算の審議についても促進してはしいというお話が総理の口から出たわけでございします。景気対策として現在審議している財源法の改正案それから減税法案、補正予算案といふものは一体のものだというふうに考えてしかるべきだと思ひますが、その辺の見解はいかがでしようか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 政府といたしましては、平成十年度補正予算並びに補正関連の法案を去る五月十一日、同時に国会に提出をさせていた

だきました。でき得る限り早い成立を両院に對してお願ひをいたしたいという気持ちは先ほど申し上げたとおりでございします。

○小山峰男君 あわせて、この三案が成立することとが景気対策に寄与するんだというふうにお考え

かどうか、もう一度ちょっとお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私どもは、我が国の経済及び経済運営、殊に景気を回復していくという点、また日本の経済に対する内外の信頼を回復するために、五月十一日にこれらを同時に国会に提出させていただいた次第であります。

○小山峰男君 私たちとしましては、補正予算の審議をできるだけ促進をしなければというふう

に思つてゐるわけでございします。

ところで、具体論を少しお聞きしますが、先ほどから従来型の社会資本整備というふうなことでいろいろお話を申し上げましたが、私はやっぱり環境保全型の社会資本の整備というふうなものを積極的に進めることが景気対策につながるのだらうというふう

に思つてゐるわけでございします。社会資本の概念というものが大きく変えていく必要があるだろう。こういう環境というふうな問題でいろいろ課題が多いときには変えていく必要があるというふう

に思つてゐるわけでございします。一兆円の投資が二兆円の消費につながるというふうな事業を建設的に実施すべきだと。

例えば建設省、私もびっくりしたんですが、雨水の貯留・浸透施設等の普及というふうなものにつきましても、企業がやるとかそういうものについては融資等があるわけでございします。また合併浄化槽の貯留ます、下水道がつくられて要らなくなる、それを今度は雨水をためるものとして利用する

というふうなことにについては、市町村が補助した場合にまた建設省が補助しているというふうな、私も知らなくてこの間建設省から聞いたんです。大変画期的な事業もやっていると

いうにお聞きしています。

ここまで行くとすれば、この前もちょっと予算委員会でお話ししましたが、各戸に雨水をためるような施設をつくつてもらつて、そこへある程度の補助を出すというふうな形で需要効果を喚起することが大変大事だというふう

に思つてゐます。

○国務大臣(丸力君) 小山委員には予算委員会でも下水道の問題につきまして御質問をちょうだいいたしました。また今回、雨水流出抑制施設整備促進事業について御質問をちょうだいしたわけでござい

ますが、これは下水道による雨水対策につきましまして、雨水を速やかに排除する環境を整備する、このことは大切なことでございしますが、貯留・浸透など流出抑制策を含めて総合的な対策を実施して

いるところでございします。

不要になつた浄化槽等を雨水流出抑制施設として活用する事業でございします。平成九年度に創設されま

して、まだ新しい事業でございします。千葉市など十三カ所に実施をいたしております。補正予算におきましても下水道事業による緊急浸水対策の推進を図つていくことといたしております。限られた財源でござい

ますが、事業の効率化に努めてまいりたい。

そこで、委員に、くどいようでございしますが、従来型という

ことになりました。やはり国土の整備をするわけでござい

ますが、やはり国土の整備を図つていくということになりますと本来的な目的があるわけでござい

まして、時代時代の要請にどうしたていくか、いろいろ費用対効果でありましてとか何が益するものであるか、そういうことを時代とともに追求してまい

どうもありがとうございます。
 ○牛嶋正君 私は公明の牛嶋でございます。
 きょうは一時間というちよつと長目の質問時間をいただきましたので、よろしくお願いをいたします。

昨日からずっと各同僚委員の御質問を聞いておりまして、特に昨日一番バッターに立たれました片山委員の御質問でほとんど問題点の議論は尽くされているような気がいたします。そこで、きょうは私は少し視点を変えまして御質問をさせていただきます。

まず、私、この法律について審議する前に、昭和五十六年の第二臨調によって打ち出されました増税なき財政再建、この経過をもう一度振り返ってみました。そして、この財政構造改革法の見直しが多分今回だけで終わるのではなくて、恐らく繰り返してこれからも見直しを行わざるを得ないのではないかと今懸念を持っています。この懸念はちよつと不幸なことではないです。で、増税なき財政再建との比較をしながら、特に大蔵大臣に御質問し、この懸念をできれば払拭したい、こんなふうに思っております。

なぜそんなふうな懸念を持ったかということですが、私は、今申しました第二臨調が打ち出した増税なき財政再建の基本的な財政再建のフレームと、今回のこの財政構造改革法の財政再建のフレームというのには基本的には同じではないかというふうに思っております。すなわち、歳入歳出のギャップをどう埋めていくかということですが、その埋め方として、歳出の伸びをできるだけ抑える、そして歳入の伸びを待ちながらそのギャップを埋めていく、これが二つの財政再建の基本的なフレームになっているのではないかと思います。

両者の違いは、その歳出の伸びをどう抑えるかということでありまして、増税なき財政再建のときは、シーリング方式と呼ばれましたように、各省庁からの概算要求に当たりましてシーリング、上限を設定するという方式をとったわけであ

ります。今回は主要経費につきましてキャップをはめるという方式でありますけれども、私は基本的に今申しましたように両フレームとも同じ基本的なフレームに立っているのではないかと、こういうふうに思っております。

まず、この点について大蔵大臣の御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(松永光君) 昭和五十六年の第二臨調による増税なき財政再建のフレームと、今回の財政構造改革法のフレームと同じじゃないか、似ているんじゃないかという御指摘でございますが、第二臨調の答申における財政再建策としては各省ごとの一律削減であった。しかし、財政構造改革法の場合は財政赤字の対GDP比を三%以下にするという財政健全化目標を定めた上で、その達成に向けて主要な経費ごとにめり張りのきいた量的削減目標、すなわちキャップを定めた。片方は一律削減と。その点が私は第一の違う点だと思ひます。

二番目は、財政運営の方針として官と民、国と地方の役割の見直し、歳出全般の見直しに当たっての具体的な観点とを定めて制度自体の見直しもする、そして徹底してむだを省く、こういう考え方で財政構造改革法の基本精神はなっておるわけでありまして、そこに違いがあるというふうに私は思っております。

○牛嶋正君 私も同じような認識ですが、私がお尋ねしたのは、最初に申し上げました歳入と歳出のギャップを埋める場合に、埋め方はいろいろあるわけですね。すなわち歳入の歳入線をできるだけ歳出の歳出線に近づける、これは増税です。それに対して、歳入の伸びを待ちながら歳出の伸びをできるだけ抑えていく、こういうやり方があると思うんですね。それでいきますと、両方とも私が今申しましたように歳出を抑えながら歳入の伸びを待つてそのギャップを埋めていく、こういうことで基本的には同じではないかというところを申し上げたわけでありまして、抑え方については大臣が今御説明されたとおりでございます。

そこで、この基本的なフレームが問題なんですね。と申しますのは、歳出と歳入は別々ではないわけですね。すなわち、国民所得あるいはGDPを挟んで相互に関連しているということです。ですから、歳出を抑えようと、それがかなりGDPを決まづける、総需要の中で大きなウェイトを占めておきますから、それがGDPの伸びを抑えて、そしてGDPあるいは国民所得に依存する歳入も伸び悩むということになります。ですから、五十六年以降の歳出と歳入、歳入は収収ですが、この線をずらすとどういいますと、シーリングによって歳出の伸びを抑えようと歳入の方も同じように頭を下げるわけでありまして、これはもう見事に線を描くことができます。

そうしますといつまでたつてもギャップは埋まらないということになるわけで、今のこの基本的なフレームはもととそういう大きな欠陥、あるいは矛盾と言つていいのかわからないものを持っていますというふうに考えますけれども、この点について大蔵大臣はどういうふうに御理解されておられますか。

○国務大臣(松永光君) 委員のおっしゃいました増税に頼らず財政の立て直しを図る、そのためには歳出の削減合理化を図る。そのことについては第二臨調の場合と基本的には同じじゃないかという先生の御指摘、この財政構造改革法の基本的な考え方としては、歳入増じやなくして歳出の削減合理化を図る、それによって財政構造を改革する、その点については第二臨調の場合と同じだということ御指摘であります。それは我々もそうだと思います。ただ、その手法は相当異なるというふうに申し上げておきたいわけでありまして。

なお、一般歳出を削減すれば、一般歳出そのものがやはり需要になるわけでありまして、それが削減されれば需要減という結果になるでしょう。しかしながら、我が国の経済は、実は中心的な役割を果たすのは民間部門、民間活動でありまして、したがって、一般歳出を削減させたから

それによって需要減が生じ経済活動が停滞するという考え方は私は私は立っていないわけでありまして、むしろ民間活動を活性化させることによって日本の経済全体を活性化させる。先ほど申し上げました民と官の役割分担を明確にし、そして民のより一層の活発な活動に期待するという考え方に私たちは立っているわけでありまして。

○牛嶋正君 恐らく増税なき財政再建のときもそのようなことで進められたかと思ひます。ただ、私が申し上げておきますのは、先ほど申しましたように、もう一度その増税なき財政再建の経過をずつと振り返つてみたわけでありまして、その分析結果を申し上げているわけでありまして。

そこで問題になったのは、最初、五十六年の増税なき財政再建のときの再建目標年次は昭和五十九年だったんですよ。それが次々に延ばされて、今と同じです。延ばされて、六十二年、六十五年、そして結局六十五年まで延ばされた。六十五年というのは平成二年です。そしてようやく特例公債の発行がゼロになるわけですが、ここで注意しなければならぬことは、その間に、平成元年に消費税が導入されているということ、それからいま一つ、昭和六十二年ごろからバブルがずっと続いております。税収の伸びが非常に大きかったというわけです。そういう意味で、この基本的なフレームがその財政再建目標でありまして、この特例公債の発行ゼロをもたらしただけではなくて、私

は外的要因ではなかったかというふうに思っております。

ですから、増税なき財政再建そのものの評価というのには、私はそれほど高く評価することはできないと思っておりますけれども、改めて大蔵大臣に、増税なき財政再建、一応平成二年に目標を実現しましたけれども、これについてどのように評価されておられますか、御見解をお願いします。

○国務大臣(松永光君) いろいろの経過をたどつて、五十八年の第二臨調のもとにおける財政再建は当初の目標が延びて、そして平成二年とおつ

却することができた。その理由、そのわけは何であつたかということですが、その間に歳出の削減も相当やったということも事実であります。同時にまた、バブルの影響で歳入が思わざるふえ方をしたということも事実であろうと思ひます。両々相まって赤字公債依存体質から脱却できた、こう思ひます。すなわち、バブルの発生によつてだけじゃなくして、その間に政府側も歳出の削減のために相当な努力をした、そのことにプラスして好景気による歳入増があつた、それで達成できた、こういうふうな歴史的な過程じゃなかつたかというふうに思ひます。

○牛嶋正君 当時はまだ、第二次のオイルショック以降成長率がダウンしたとはいえ、大体平均三％から三・五％ぐらいのところまで推移しておりました。それでもなおかつ、やっぱりバブルというふうな一つの大きな収収をもたらすような期間がなければ平成二年の財政再建目標というのはなかなか実現しなかつたのではないかと、いうふうには私は今申し上げたわけではございません。そうだとすると、その当時よりずっと悪い今の経済状況のもとで、基本的に同じフレームを持つて今回の財政構造改革案、この財政再建フレームというのは私は非常に実現は難しいのではないかと、そういうことで、一番最初に申し上げましたように、今後とも見直しは繰り返さざるを得ないのではないかと、いうふうなことを申し上げたわけでありまして、どうも今の大蔵大臣の御見解を聞いておりました、私はまだその懸念は払拭できないわけではございますけれども、もう一度改めて大蔵大臣の御見解をお尋ねします。

○国務大臣 松永光君 先ほどもちよつと触れましたけれども、今度の財政構造改革の具体的な手法、主要項目ごとに削減目標を定めて、そして歳出の削減合理化を図ると。キャップでありますからこれは相当厳しくかつておるわけでありま

す。そのことが一つ。
もう一つは、官と民との役割を明確にして、そして官の扱う分野を削減する、それで歳出の削減

を図るという手法、これは五十八年の場合には余りなかつたんじゃないか。この点も新たな財政構造改革を実現するのに貢献する手だてだろうというふうに思ひます。

それから三番目には、国から地方へという合い言葉にありまして、国と地方との役割分担の見直し、それを実行するという手法も取り込まれております。

それからもう一つは、これは経済の分野で経済の構造改革を進めていく、規制緩和を進めていく、それらを通じて経済活動が一層活性化するように、そういうこともあわせて実行していくわけでありま

す。したがって、五十八年度の第二臨調のときのやり方だけでやるんじゃないか、新しい手法を幾つも取り入れた上でやるわけでありまして、楽な道とは思つておりませんけれども、後世のためにぜひともやり遂げなきゃならない我々の世代の極めて重要な責務である、その責務を果たすために全力を挙げて取り組んでいかなきゃならない、そういうふうな思つてるところでございます。

○牛嶋正君 それでは次に、今回の法案改正のポイントであります弾力条項についてお尋ねいたします。

これにつきましてもう皆さん随分と御議論なさつたわけですが、弾力条項を導入する場合の前提といたしまして二つ並べて書かれております。一つは「著しく異常かつ激甚な非常災害」、それからいま一つは「経済活動の著しい停滞」であります。

この後の方を取り上げて、皆さんもそうでしたので、御議論をちよつとさせていただきたいと思ひます。

こういうふうな並べますと、異常かつ激甚な非常災害、これは恐らく十年か十五年に一回ぐらいあるような非常災害だと思ふんですけれども、経済活動の著しい停滞も、そういうふうな十年とか十五年と言わなくても、いかに二、三年に一回

起こるような状況のように受けとめるわけではございません。私は、今回のこのフレームにおきまして、キャップのはめ方によつてはむしろこれは臨時的かつ著しい停滞ではなくて常態ということになるのではないかと、こんなふうな懸念をしております。

この経済活動の著しい停滞につきまして、一、二、三と三つ挙げられておりますが、特に一と二につきましては、私はキャップのはめ方では臨時的じゃなくて常態になつてしまふのではないかと、いう懸念を持っておりますけれども、これにつきましては企画庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 先ほどから大蔵大臣が御答弁を申し上げておりますように、経済活動の著しい停滞等があつて国民生活等に重大な影響を及ぼす場合に、例外的に特例公債が前年度に比べて増加することを許容されるというふうな直して

いるわけではございません。これは財政構造改革の基本的な骨格を維持しつつ緊急避難的に適切な措置を講ずるということでございます。いま、牛嶋委員の今おっしゃいますには、そういう状態が頻りに起こるのではないかと、御趣旨かと思ひます。

私も、これに對しましては、いわゆる赤字国債の発行も含めまして国内需要喚起対策をやるというのが今回の総合経済対策の柱になつておりますが、同時に、ベンチャー企業を育て、あるいは情報通信や科学技術の振興等によりまして日本経済の体質を強化改善し、民間需要中心の経済活動を活性化すること、つまり、民間の経済活動を活性化して、それによつてその力を喚起する政策、経済構造改革と一言に言つてもいいかと思ひますけれども、そういう政策によりまして経済の体質を改革する、そういう点を実は大きな柱にしているところでございます。

そういう対策をとることによつて経済が自律的な発展軌道に乗る、民間需要中心の自律的な発展軌道に乗る、そのことをぜひ実現していきたいと考えているわけではございません、そういう体制によつて、いわゆる財政出動的な手をそう大きなもの

のを打たなくても順調な発展軌道に乗るようなことに全力を注いでまいりたいと思ひてゐる次第でございます。

○牛嶋正君 ちよつとお話がかなり抽象的でございますので、私は私なりに計算をさせていただきました。そうでないと、さつき私が懸念したような問題がやっぱり起こるのではないかと、いうふうな思ひ方でありま

す。実は、予算委員会に、私、この四、五年続いてまいりました消費パターンを分析いたしました、消費の所得弾力性という概念をこゝで発表させていただきます。

今、私懸念しておりますのは、四、五年続いてまいりました消費パターンが今しばらく続くというふうな想定いたしますと、仮に二％の成長率を維持するためにも、住宅投資及び民間企業設備投資の伸びというのは大変な伸びを維持しなければ実現しないという計算が出てまいります。

もう少し具体的に申し上げますと、消費の所得弾力性を今〇・六というふうな想定いたしますと、本来ならば二％の成長に對して消費の方も二％伸びてくれると成長の足を引く張らなくていいわけですが、今申しましたように、弾力性が〇・六でございますので、一・二しか伸びてくれない。そうしますと、〇・五分だけ経済の回復の足を引く張らなくていい。

それに加えて、公共投資にキャップをはめる。これははめられましたマイナスイナス七％というふうなキャップをはめるにいたしますと、本来二％伸びなきゃいけないのに七％マイナスですから、九％ギャップが出てしまふわけでありま

す。これが経済全体のどれぐらいの足を引く張るかといひますと、〇・八ほど足を引く張ります。両方で一・三。消費の方の伸び悩むと、それから公共投資にキャップをはめるといふことで一・三％の分だけ足を引く張ることになります。

そうしますと、それを補うために住宅投資と設備投資を、今申しましたようなところをそれによつて補つていくといひますと、常に六・五％

伸びなければならぬのであります。六・五％、これは大変な数字ではないか。今の住宅投資を見ておりまして、また設備投資を見ておりまして、幾ら先端技術を導入した新しい分野での投資をといいますが、六・五％の伸びというのは非常に難しいのではないかと。

今、仮にこれが三％にとどまったといたしますと、先ほど言いましたようなGDPの成長率は一％以下になります。ですから、こういうふうにかえると、必ずしも臨時的じゃなくて常態じゃないかなというふうには私は思うわけですが、これについて経済企画庁長官の御見解をお願いいたします。

○国務大臣(尾身幸次君) 経済の状況につきまして総合的にいろんな試算をされておられます牛嶋議員の計算に對しまして、私は全体としては敬意を表する次第でございます。

しかしながら、内容につきましては、私自身の感じと相当違っておりまして、第一に、消費がどうなるかというところでございますが、所得弾性値を〇・六というふうにおっしゃっておられますが、現在の経済の停滞というものは、消費者のマインドが低下し、事業家のマインドが低下をして、経済の先行きに対する不安感というものが実は消費の減退の原因でございまして、家計調査の消費性向でやってみましても、昨年の九月の七一・九％がことしの二月までで六八・四％と三・五ポイント下がっているという状況にございまして、三月にこれが七一・七％に上がって、ほぼ七二％程度の水準に戻っているわけにございまして、この三月の数字、七二％程度が続いていくといたしまして、これは限界消費性向も、所得が上がり経済が順調な回復軌道に乗るにつれて消費者のマインドがむしろプラスの方向に転換をしていく、そのことによります消費の回復、増大ということも実は私も計算に入れられるのではないかと、というふうにつけておられるのではないかと、それから、政府の公共投資でございまして、マインナス七％という数字をおっしゃいましたが、こ

れは十年度の数字でございまして、十一年度、十二年度につきましては前年を下回るということになっておりますが、どのくらい下回るかということについてはこれから経済状況等を見ながら対応をしていくということになっているわけにございまして。

したがって、両方合わせて一・三％のマインナスギャップが出るということ自体は、私も消費の伸びあるいは公共事業につきましてもそういう数字にむしろならない可能性が強いというふうな考えでおりますので、一・三％という数字にはならない、むしろ消費が回復してプラスに伸びるという可能性も見込めるのではないかと、いうふうに感じている次第でございまして。

それから、設備投資、住宅投資につきましては、設備投資につきましても同じようにマインドの向上によりまして回復する点があると思っておりますが、特に今回の対策で設備投資促進税制を導入をしておりますし、住宅につきましても住宅投資促進税制を導入し、さらに住宅金融公庫の金利も二・七五％へと下げるなど、住宅投資、設備投資の増大を目指すいわゆる政策減税も相当程度思い切ったものをやっている次第でございまして、そういう点からもプラス効果があると考えている次第でございまして。

それからもう一つは、先ほどの繰り返しになりますが、やはりベンチャーの問題にいたしまして、予算規模で一億円の投入をしてベンチャーを育てる。信用保証の面とかあるいは投資という形で資金を供給するというような面においてベンチャーを育て、その面から新しいサプライサイドの政策を実行していく。あるいは情報通信、科学技術、ビッグバン等々ございまして、そういう意味で民間のマインドが変わり、活力が出てきて、新しい二十一世紀に向かって全体の経済社会が動き出すならば、むしろそういう意味から経済が順調な回復軌道に乗り、本当の底力のついた発展が実現でき、それによって税収等も改善の方向に行くのではないかと、いうふうな考えでいる次第でございまして。

○牛嶋正君 企画庁長官は非常にマインドという言葉をお使いになるんですね。私は、政策を立案していく場合に、マインドという言葉は余り使わない方がいいのではないかと、いうふうに思っています。

と申しますのは、企画庁長官が昨年の秋ごろから消費の低迷に關しましてマインドを非常に強調されましたので、実は私はそれに何らかの分析をいたしまして反論しようとして、先ほど言いましたような、バブル以降じゃなくてその前から含めまして消費パターンがどんなふうに変化してきたのかというところを分析してきたわけですから、その過程で所得の弾力性という概念を導き出したわけですから、

そうしますと、そのマインドというのは二、二年の話でありまして、私は、バブルを一つの契機としながら、日本人の消費パターンというのは非常に大きく変わってきていると見なければなりません。これをきっちり見きわめなければ、いたずらに消費を刺激するというふうな政策をとりましても、それはかえって、非常に落ちついた賢明な消費パターンを今ずっとみんなが形成しつつあるのに、これに案外余分な攪乱を起こすようなことになるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味では、私は余りマインドという言葉をお使いになるのはよろしくないのではないかと、いうふうに思っているわけにございまして。

ですから、どうしてもマインドが変わればこうなるというふうな説明せざるを得ないわけですが、私も、我々としてはなかなか理解できない部分があるわけにございまして。むしろ私は、今の消費パターンというものはかなり続くのではないかと、いうふうに思っております。

そういういたしますと、先ほど言いましたように、経済活動の著しい停滞という解釈でありますけれども、これは常態とは言いませんけれども、しばしば起こり得る現象ではないかというふうに思います。そう考えますと、私は財政構造改革法の発想

を百八十度転換すべきではないかというふうに思っています。

と申しますのは、GDP成長率が仮に二％を超えたときに特例公債発行額を圧縮する、こういうふうな発想に変えてはどうかというふうに思うわけです。そうすることによって、先ほど私が申しました基本的なフレームの中に含まれている歳出と歳入のGDPあるいは国民所得を介しての相互的な関係、これがもたらす矛盾、こういったものを回避することができるとは思いません。

これは基本的な考え方の発想転換でございまして、総理に御見解をお尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) さんざん論議をされましたが、ボールをパスするというのは、ちよつとずるいと思うんです。

と申しますのは、私は、第二臨調のフレームと現在のフレームとの対比から始められました部分に多少、異論があるわけではありませんが、しかし根底で考え方として整理しておくべき部分があるのではないかと、いうところが、ボクンとしてかけ違っているのかなという感じがございまして。

というのは、ある意味では大変失礼な言い方ですが、当然ですけれども、歳入と歳出が国民所得を介して相互に関連し合っている、そしてその部分をとりえて、現在のフレームと当時のフレームは基本的に同一のものという論拠を立てられました。そして、その延長線上で、マインドの部分ばかりと別にいたしまして、ずっと議論を進めてこれ、その上で議員としては、経済活動の著しい停滞というのがむしろ常態に近いのではないかと、いう結論を導き出されました。私は、学問的な分析の上からであれば、その両者のフレームがほぼ相等しいと言われることに必ずしも異論を唱えません。

ただ、そこで、たまたま第二臨調の時期に党としての責任者をいたしておりました立場から考えてみますと、大きく違ふのは行政の質的な変化を求めたか求めないかという点でございまして。申し

上げるまでもなく、私どもは今、行政の質的な転換、量的にももちろんであります、を求めなければならなくなっております。

言いかえれば、俗に護送船団方式という言葉で形容されましたような、多かれ少なかれどの分野にも共通した手法でありまして、従来の行政という中には事前管理型の行政というものがあるものであります。これを自己責任原則、もちろん行政の透明性とか公正性というものは確保するわけでありまして、それを前提にした事後チェック型に変えていくとした場合、ここには問題として相当大きな変化を与える要素だと考えております。これはある意味ではプラスの方向に作用する大きな要因でありましょう。

もう一つは、第二臨調当時と今日とで一番著しく変化いたしましたのは、人口予測と実態であります。これは、高齢化が私どもが当時予想していたよりもはるかに進んだということ、少子化の速度が依然として衰えていないという両面でありまして、これは必ずしもプラスと評価のできる部分ではございません。

しかし、そういった大きな変数がありますときに、果たして議員が置かれたフレームだけではないのか。この辺には私どもとしては議論の部分を残しておるように思います。

むしろ、一方で進めております規制の撤廃、緩和、あるいは官から民、分権、いろんなものがありますけれども、質的な変化というものをどのように変数としてとらえるのか。これによりましては出された結論に相当変化を生ずるのではないかと。学生としてそのように思います。

○牛嶋正君　そういうお答えをいただけるものと思っております。そういう一番最後にまとめて御質問させていただきます。

それでは次に、財政の健全な運営とは何かというところで、少し基本の問題に返りまして御質問させていただきます。

私は、財政というのは幾つかの機能、本来的な

役割を持つていて、普通それは資源配分機能、所得再分配機能、そして経済安定機能、こういうふうに分けております。

今、総理がおっしゃいました行政の質の問題あるいは規制緩和の問題、私は、それは資源配分機能のところも含めて考えなければならぬ重大な問題であらうというふうに思っております。

従来は、資源配分機能の場合一番問題になりましたのは、公共部門と民間部門をどういうふうに分けるかということであつたわけですが、それではもう今から十年も二十年も前の話でございまして、大事なものは、首相が今おっしゃいました行政の質の問題、すなわち公共部門に振り向けられた資源、それがどういふふうな効率的な結果を生み出すかということも非常に大事だということでございます。それだけに、財政の運営というものは非常に難しくなっているというふうに私は思います。

それから、所得再分配機能、これは社会保障制度にかかわる問題であります。そして経済安定機能、これはもう言うまでもございません、フィスカルポリシーの問題であるわけでありまして、こういう三つの基本的な役割を考えた場合に、財政が非常に健全に運営されていくということ、その三つの機能が十分に果たされて国民の生活が守られているということになるのではないかと。そこに判断基準を置くべきではないかと。十分にその機能が發揮されて国民の生活が一応守られているということになれば、財政は非常に健全な運営をされているということにならうかと私は思います。

そうだといたしますと、単純に収支の均衡を図るだけではないで、やはりそういう財政が持つていく諸機能が十分に發揮されるような財政構造を準備していく、これがこの法律の基本的な目標ではないかというふうに思いますけれども、これについて総理の御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君)　今の議員の御質問を私なりに組み立て直してみますと、財政の健全な

運営という問いかけにならうかと思ひます。その場合に、議員が今挙げられました三つの機能、すなわち資源配分の調整、所得の再分配、経済の安定化という三つの機能に整理をされる、そして財政運営についてこの三つの機能がバランスよく發揮されることが期待をされるもの、これは私は本当にそのとおりで、素直にそのとおり受けとめていかなければならないと思ひます。

その上で、先ほど私は議員の御議論に対して変数という提起の仕方をいたしましたけれども、今、人口構造の変化、これは間違いなしに財政を取り巻く環境としての大きな変数の要因であります。そういう中において、その変化に対応しながらも、将来に向けてさらに効率的なこの三つの機能をバランスよく果たしていく、そのためにはやはり財政構造改革というものが必要なものではないかというところをまず私は申し上げたいと思ひます。

同時に、その財政の三つの機能と財政構造改革というものが矛盾するものではない、これはもう議員に申し上げるまでもないことでありますけれども、例えば財政が破綻した状況の中で適切な資源配分調整ができるか。できません。あるいは所得の再分配機能においてもいまいかでありまして、そうしたことを考えてまいりますと、議員御指摘のその役割を十分果たしてまいりますために、我が国の財政構造というものを中長期的にさまざまな政策要請に十分対応できるだけのものに変革していく必要があるというものは否定できないのではないかと、と思ひます。

○牛嶋正君　大体同じようなお考えであつたというふうに思っております。

私、ここでもう一つ、納税者の立場から見た財政の健全な運営というのを考えてみたいわけでございます。

これまでの議論では納税者の立場というものは余り議論されませんでしたけれども、それは暗黙のうちには、納税者から見ても、今申し上げましたような財政が持つていく基本的な機能が十分

發揮されて自分たちの生活が守られるということ、を一番望んでいるからであります。

ところが、納税者の立場から見た場合、もう一つつけ加えなければならぬ問題があるかと思ひます。それは個々の納税者から見ると受益と負担の対応関係が非常に明確であるということだろうと思ひます。私は、全体的に負担が重くなるに依りましてこの条件というのはこれから非常に重要になつてくると思ひます。赤字国債の發行に伴う負担の将来への引き延ばし、これは恐らく現世代の納税者から見ても必ずしも好ましいものではないというふうに私は思ひます。

それでいきますと、財政健全化目標を二つ挙げておられます。一つは財政赤字の対GDP比3%以下というのと、いま一つは特例公債発行ゼロであります。私は、特例公債発行ゼロの目標は非常に理解できるんですけども、財政赤字の対GDP比3%以下というのは、増税なき財政再建のときもなかった目標値でありますし、なぜ3%以下なのかという点も含めてちょっと理解ができませんが、これについて大蔵大臣の御説明をお願いいたします。

○政府委員(涌井洋治君)　お答え申し上げます。国、地方の財政赤字の対GDP比3%以下という健全目標がなぜ掲げられたのかという御質問でございますが、この3%以下という数字は、我が国における国及び地方の財政赤字の債務残高、いわゆる債務残高そのものの、その対GDPの比率の上昇をとめて現状程度に収束させるために必要な単年度の財政赤字の対GDP比が、それが経済計画の名目成長率見込み以下である、3%程度でと、もう一つは、EUの通貨統合に参加するたきの3%以下の基準、それがこの数字を決めるときに勘案したもう一つの要素であつたということでございます。

○牛嶋正君　何かこれまでと違つた目標を設定しなければならぬというふうなことで設けられた

目標のような気がしてなりませんけれども、私は先ほど申しました納税者の立場から見ても、受益と負担の一致をできるだけ求めていく、そういう形の財政運営というのがこれから求められるのではないかとふうに思います。

この受益と負担の一致で一番問題になりますのは、耐用年数が二十年あるいは三十年といったような社会資本、これは耐用年数にわたりまして便益がもたらされていく、その便益に応じて将来世代の納税者がそれに応じた負担を税金でしていく、こういうことでなければならぬわけであり、そういう点で、それを現行のままでいくためには、今行われておりますように建設費を借り入れて賄う、そして耐用年数にわたりまして受益に応じて借り入れを返済していく、償還していく、こういう償還ルールをきちっと立てることが一番肝心ではないかと思えます。

そういう意味で、私は財政再建健全化目標の中にむしろこういった償還ルールをきちっと定めることの方が重要ではないかというふうに思っておりますけれども、これについての総理の御見解をお尋ねいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、建設公債について、議員は借り入れと言われましたが、建設公債で賄います部分につきましては六十年償還のルールがあることは御承知のとおりであります。

このルールが定められたそのもとを尋ねてみますと、建設公債の見合い資産全体につきまして、その耐用年数などに従って平均的な効用発揮期間を計算したところおおよそ六十年、そこから一つの目安として六十年で償還を図っていく、そういうルールが採用されたという説明を受けてまいりました。そういう意味では、現在の建設公債の償還ルールは、議員が提起をされましたような個別の資産と償還期間を直接的に結びつけておりません。そして、その発行につきましても、国会の議決を得てお許しをいただきましたその金額の範囲内において、期間あるいは毎回の発行額について国債市場の状況などを踏まえながら計画的に行っ

ているわけであります。

私は、議員の提起をされましたお考えは一つの立法政策上の判断であると思えます。公債発行につきましても、各国のルールにそれぞれに違いがあることは、申し上げる必要がありません、もうよく御承知のことであります。そしてまた、これについてさまざまな議論がございます。本院において既にちょうどいい例えをいたしました中に、幾つかの発行ルールの変更についての御議論がございました。私自身も、例えば五年とか十年といった、そういった短期の国債というものは考えられないものかという自問自答をしているということを答弁で申し上げたこともございます。

こうした点につきましても、いろいろな議論をしていただく、議員の今提起をされましたようなお考えも含め、こうした議論を深めていただく、あるいは広めていただくことは非常にむしろ有益なことではないか、そう思いながら私は今御意見を拝聴してまいりました。

○牛嶋正君 この問題について若干まだ質問は残っておりますが、もう一つどうしてもお尋ねしたい問題がありますのでそちらの方へ移らせていただきます。

今まではほとんど議論されなかった問題の一つに、健全な財政運営を行っていく場合の一つ一つの条件として、私は税収の安定性というのがあるのではないかと思います。

これは国の方ではそれほど問題にはならないわけですが、地方財政の方は、地域住民の日々の生活に関連するいろいろな公共サービスを提供しておりますので、税収が安定的に入つて、そして過不足なくそういった必要な公共財を供給していくということが必要であります。そうでないと、地方財政の場合にはなかなか健全な財政運営はできないということになります。

ところが、先ほども申しましたように、税収というのは国民所得なりGDPに依存するわけであり、ますから、これを安定させるといことは、言いかえれば国民所得の安定した伸びということに

なるわけでありまして、これは経済目標へと今度返っていくわけであります。

ところが、税収の安定性を考える場合にもう一つ重要な要因がございます。これは税収弾性値でございます。

御承知のように、国民所得の伸びに対して税収がどういふふうに伸びていくか、仮に国民所得が一〇〇伸びて税収が一〇〇伸びる場合には、これは税収弾性値は一・一というふうに申します。これは一・一という数字を挙げましたのは、大蔵省が税収を予測する場合にお使いになる税収弾性値のために一・一というのを使わせていただきましたが、これは聞くところによりますと過去何年かの平均値であります。しかし、各年度をとつてみますと税収弾性値というのはかなりばらつきがあるわけであります。

大蔵省にお聞きいたしますが、過去十年間のこの推移をちょっと教えてください。

○政府委員(尾原榮夫君) お答え申し上げます。昭和六十二年から平成八年までの十年間につきましては名目GDPに対する税収弾性値の推移を見ますと、一般会計分の税収の合計では、一番高いときが五・七五、低いときが三角の五・二一、こういうふうになっております。

なお、御承知のように、この税収弾性値、名目GDPで割るわけですが、近年、バブルの崩壊でGDPが低いところがある、あるいは税収は資産所得に対して課税が行われるというような要因もあろうかと思っております。

○牛嶋正君 私が問題にしたいのは、今の数値というのは税収全体の弾性値であります、この税収全体の弾性値は個々の税目によって決まるわけであり、ます。ですから、今、年度で変動があると申しましたけれども、個々の税目でもその弾性値は違います。そして、最も変動的な税目というのは法人税であるわけであり、ます。

ですから、法人税の税収予測が非常に難しいわけでありまして、これが財政運営を非常に難しくしております。しかも、我が国は幸か不幸か現在

でも法人税収は二六・二％ぐらいですか、まさに法人税依存型の税制であるわけです。私は、ここに問題がもう一つあるのではないかと。余りこれは皆さん指摘されませんが、本当に財政の健全運営のためにはそれは必要ではないかというふうに思っています。

時間が非常に迫ってまいりましたが、実はそういう意味では、私は、今の我が国の税制が早く法人税依存型の税制から脱却すべきである。これはもうまさに高度成長のときの税制です。ですから、こういう低成長になった場合は法人税依存型であつては財政運営を非常に難しくするというふうに思っています。

そこで、先ほどから法人事業税の外形標準化が議論されております。それは国際的なグローバルスタンダードに合わせるというふうな議論が多かつたわけですが、そうじゃなくて、地方財政、これからは非常に安定した運営を行っていくためには、地方税制そのものも法人税依存型から脱却しなければならぬ。

そこで提案するわけですが、もう一度シャープ勧告、シャープ税制の原点に返るべきではないかと。すなわち、シャープ勧告に基づきまして昭和二十五年の税制改正のときには今の法人事業税ではなくて付加価値税というのが立法化されているわけであり、ます。それが実施されないうちに終わっているわけですが、最後に自治大臣にお尋ねいたします。

私は今ここで付加価値税に戻すべきだという提案をさせていただきたいと思ひますが、自治大臣のお考えをお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(上杉弘君) 委員御指摘のとおり、昭和二十四年八月二十七日、シャープ第一次勧告がなされて付加価値税というのが示されたわけでございます。

地方法人課税の今後のあり方につきましては、昨年末の政府の税制調査会の答申におきまして、「地方の法人課税については、平成十年度におい

て、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要」とされておられるわけでごいまして、委員の御指摘の方向に私は大方あると思うわけでございます。

事業税に外形基準を導入する場合の具体的な外形基準につきましては、利潤、給与、利子及び地代等を加算した所得型付加価値などを幅広く検討されておるわけでございます。今後、政府税制調査会等の場におきましてこうした検討を進めることとなるのではないかと、こう思っております。

事業税の外形基準の導入につきましては、都道府県の税収の安定化が図られ、地方分権の推進に資することは申すまでもございせん。このような意義もあることから、自治省といたしましてはその実現に向けて努力を重ねてまいり所存でございます。今後、政府税制調査会の場合で、御指摘のありました付加価値を課税標準とする選択肢も含め、具体的な外形基準をどうするかなどの点につきまして幅広にさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○牛嶋正君 どうもありがとうございます。(拍手)

○清水澄子君 社会民主党の清水でございます。昨今の議論は日本国内の景気にばかり目が向いている感がありますが、私は、初めに昨年来のアジア通貨危機、特にこれに端を発した今回のインドネシアでの事態についてお伺いをしたいと思っております。

橋本総理は、ことし三月にはインドネシア・スハルト大統領を訪ねられてIMFとの取り決めについて会談をされました。しかし、インドネシア国内における社会経済情勢の混乱は、おさまるところがますます厳しさを増して、ついに五月に入ると国民の不満が一気に爆発したわけであります。

今回、インドネシアにおいて暴動に至るほどの事態になったのは、スハルト政権の腐敗があることは確かでありましても、他方、IMFの支援が多民族国家というインドネシアの国情やまた

今日に至る歴史的な経緯を無視して、いわば先進国の目から見た改革を一方的に押しつけているからではないか。公共料金の引き上げ等、その負担を庶民に大きく課したという点が問題ではなかったのか。複雑な民族関係やそれから宗教的な事情など、文化や歴史を抱えているアジア諸国の実情に合わなかったのではないだろうか。そのようなアジアの国々のことを最もよく知っており、またアメリカに次ぐ出資国であります日本が、なぜIMFに対してもっと弾力的な改革を行うべきであるということを忠告できなかったのかということをお考えを伺いたいです。

そこで、総理に、今後日本がIMFとアジア諸国との間で果たす役割というものは非常に大きくなっていると思うわけですが、それにつきましての御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) IMFが一連のこのアジア通貨危機の中におきましてそれぞれの国と合意をしまとめてまいりましたプログラム、これは御承知のように韓国、タイ、そしてインドネシア、三つの国が対象になるわけでありますけれども、私は、各国の直面しております経済困難あるいは経済情勢の違いというものに配慮しながら、IMFとして問題点を提起し、それぞれの国の政府あるいは関係者との間で議論をしまとめてきたプログラムだったと思っております。

その上で、我が国自身も、そのプログラムの策定やレビューを行う理事会などの場所におきまして、プログラムがそれぞれの国の経済情勢に十分配慮されたものになるように努力をしまいたつたつもりでございます。そしてその上で、タイ、インドネシアとIMFとの間でより実態に合うような修正と申しましようか、調整が行われてまいりました。

私は何もインドネシア政府をかばうつもりはございません、またIMFをかばうつもりもありませんけれども、IMFが求めたのは補助金の削減だったわけでありましても、その補助金の削減の結果、一気にそれが物価にはね返った、これは事実本

にそういう問題がございました。そして、それが民衆の反発を呼んだことも議員の御指摘のとおりであります。

同時に、その補助金をそれでは本当に続けることがインドネシア政府にできたかどうか、またそういう無理な運営はどれぐらい続いたかどうかということを考えますときに、IMFのプログラム、私自身も弾力性を求め、また多数の島から構成されているインドネシアの場合に、例えば地理的に一つの地域であれば人の肩で荷物を運ぶこともできますけれども、船または飛行機を使わなければならぬ、あるいは社会的弱者に配慮していくべきだということ、あるいはIMFへの日本としての忠告と申しましようか、インドネシア側に妥協を求めると同時に、IMF側にもそうした努力をしてきたことは申し上げておきたいと存じます。

○清水澄子君 アジア各国が非常にIMFの援助を受けるわけですから、日本はその中での役割をぜひ今後ともひとつ続けていたいただきたいと思っております。

次に、これは厚生大臣にお伺いをいたします。今回、総合経済対策が策定されましたが、世間の受けとめ方は、これでは今後ますます増税が見込まれるのではないかと、また医療や介護、年金、子育てなど、社会保障の将来に不安があるという受けとめ方があります。こういうことでは、幾ら減税をしても消費には回らず貯蓄に回つてしまつて、その効果というのは非常に限定をされてしまつてしまうのです。

消費を刺激して景気を回復していくためには、当然むだな歳出を削減する、それから財政赤字削減の展望を示すということが、これは引き続き大切なことであります。もう一つは、社会保障制度への信頼をどう高めるのか、国民の不安といふものを解消していく、そして安心できる仕組みとだと思っております。それが非常に今私は重要なことだと思っております。

そこで、私は去る五月十三日の本会議におきま

しても福祉への投資の経済効果について取り上げましたが、茨城県では県内の福祉整備がもたらす経済波及効果を調査しております。

それによりますと、特別養護老人ホーム建設などの総投資額は一九九六年度から四年間に千二百二十八億円投資しなければならぬと。それに対して、その波及効果は千八百六十二億円に上つて、それは関連産業も含めて新たに一万二千二百七十人の雇用が生まれるという数字を出しておるわけです。さらにそれは市町村への波及効果も大きくて、市町村の純生産額を二・三%引き上げる、そして従業員数を一%引き上げて、その結果市町村の税収増が期待できると、こういうふうな計算をしているわけです。

一方、同じ金額を建設部門に投資した場合に、その波及効果は金額で千八百二十七億円なんです。そして、新規雇用は千八百八十人にとどまっております。それで、福祉への投資というのは地域内でその効果が非常に発生しやすい上に、サービス産業への波及効果が比較的高いと結論を出しているわけです。

さらに、これは茨城ではなくて新ゴールドプランで、例えば九兆円の資金が投入されれば二十九兆九千三百億円の経済効果が生まれるという試算もあります。そして、それらは単なる投資というのじゃなくて、それは生産誘発効果があつて、公共事業と遜色がない、付加価値誘発効果はむしろ公共事業を上回っているという試算結果もあるわけなんです。

特に、この福祉サービスというのは対人サービスですから、その需要はすべて内需でありますし、消費であるわけですから、冷え込んだ消費への刺激策としても大変効果があつて、さらにそれらは安心の基盤づくりになつていふと思うわけです。ですから、私は、福祉といふものを今までの古典的な弱者対策という意味で理解をしているとか、給付が消費にだけ回つていふというふうな見方とか、経済にとつては福祉はお荷物だというふうなそういう認識を今私たちは改める必要がある

るんじゃないだろうか、このように考えます。
そこで、小泉厚生大臣、このような推計結果を御存じでしょうか、そしてまた、そのような結果についてどのような感想や展望をお持ちでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 福祉の投資が雇用の面においても消費の面においてもいろんな付加価値を生み出す、あるいはさらに福祉の投資が別の投資を呼ぶという論文あるいは研究が各方面においてなされているということは承知しております。また、その内容の概要についても聞いております。

介護基盤整備なんかを見ますと確かにその面が強いですね。雇用面において、これから福祉関係のホームヘルパーとか訪問看護、あるいは民間の事業者にもこの介護サービスに参入してきてもらうということ、農協にしても生協にしてもむしろ意欲的にその投資を始めていて、人材教育が始めている。今御指摘のように、確かに福祉が今まで考えられなかったような新たな投資なり需要を呼ぶという面がはつきり出てきているんじゃないかなと思います。

○清水澄子君 私は、福祉に限ればいいというわけではなくて、これからもさまざまな社会資本を整備する必要があることは認めております。しかし、従来型の社会資本整備をこのまま続けていけばいいのかというと、私はそうではないと思うわけです。

少子・高齢社会に対応した福祉への投資こそが、今、私どもはどういうことをやるべきかというところをやはり研究し、それを具体的な政策にする必要性が非常に求められていると思うわけです。それがさらに経済的にも大きな効果があるということが明らかになっている段階では、結局、福祉の経済的役割というのは非常にこれから高まっていくと思うわけです。このような観点から、財政法改正案によって平成十一年度の社会保障関係費のキャップが外されることになった点を私は評価するわけです。

しかし、これを給付の増加に対応するためという議論だけで終わらせてはならないと思います。肝心なのは、将来確実に増大する福祉需要に對して的確な供給をどのように確保していくのか、そのための投資のあり方とか、そういうことをやるための構造改革という中でもっとも究明されるべきだと思えます。

今般の補正予算にも新ゴールドプランの前倒しが盛り込まれているわけですから、さらに福祉への投資を充実させていくということ、それらをやっぱり景気対策とあわせて、今度、社会保障を福祉中心の社会構造に転換させるというチャンスにすべきではないかと私は思いますが、厚生大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今の財政構造といえますが国民負担率を見ても、このままの制度を維持していきましますと、いずれ社会保障関係の費用がほかの費用を大きく上回って、もし将来五〇%を超えない国民負担率にしていこうというのなら、ほとんど福祉にとられて、公共事業も含めてほか投資が回らなくなるおそれがあると思えます。それほど高齢者の伸びの勢いというのはかなり大きいんです。だからこそ構造改革しなきゃいかぬと。

今でこそ公共事業が地方と合わせると社会保障関係予算を上回っております。しかし、一般会計では既に公共投資よりも福祉投資の方が上回っております。今後地方で、福祉投資というものは、むしろ社会保障関係の投資を公共事業、今までの箱物の公共投資よりもより充実していこうという雰囲気、環境は強まっていきたいと思います。このままの制度を維持していくと、ほかの福祉関係以外の財政需要に対応できない。深刻な問題を抱えております。

だからこそ、社会保障の制度改革も必要だ、構造改革も必要だ、各省庁予算も大事だ、バランスを見た投資が必要だということ、今構造改革に着手しないと大変なことになるということで、年金も医療も介護も制度改革、構造改革に取り組んでいくことを御理解いただけると思うのであります。

○清水澄子君 総理は厚生行政に非常に造詣が深く、いろいろな御見解が、やはり総理御自身の御見解と相違ないかと思えます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど厚生大臣から御答弁を申し上げましたように、社会保障あるものは福祉関係のサービス提供、そうしたものをまためた社会保障制度というものが安定した購買力を国民に与える、あるいは新たな産業や雇用を創出する、そういう効果があることは私自身も存じているつもりです。そういういろいろな推計あるいは論文等があることも承知をしております。

同時に、人口構造の変化というものを頭に置いたとき、若い方々がどんどん減っていく人口構成の中で、将来ともに必要な給付を確保しながら制度の効率化あるいは合理化をどう進めていけば国民の協力を得ることができ、しかもセーフティーネットとしての役割を維持し続けられるような仕組みをつくるだろう。そういう視点で考えるときに、社会保障制度改革の難しさ、同時にその必要性といふのも考えなければなりません。

私どもは、この非常に大きな変化の中で、先ほど厚生大臣小泉さんも言われた国民負担率というものを頭の中に常に置きながら、将来ともに維持し続けることのできる、そして必要な給付の確保のできる仕組みづくりをこれからも考えていきたいと思います。

○清水澄子君 そこで、今度は大蔵大臣にお伺いしたいわけですが、財政の構造改革を推進しつつ福祉重視型の構造に転換していくということとは、これはこれからの日本では避けられない課題だと思っております。しかし、今いろいろ御答弁はあったわけですが、現実には社会保障のありべき姿というのはまだ明確に示されておらず、そういう議論の方が先行してしまっている感があるわけです。片や、それで公共事業費等にむだがないかといえは、例えば道路特定財源の問題などがあるわけです。

私は、この特定財源がこれまでの日本の発展に貢献したことは認めますが、今後の福祉社会への転換に当たって、この道路特定財源の一部をもう少し福祉社会構築のために活用していくことが必要ではないかと考えます。この揮発油税、ガソリン税、自動車関連税収というものを道路建設のためにだけ使うというのはやはり問題があるんじゃないでしょうか。

昨年の十月十四日の本院の予算委員会におきましても、当時の三塚大蔵大臣は、財政構造改革特別措置法で、歳出を洗って適正なものにするという時に、税収のあり方にも公平、中立、簡素なものを目指していこうというふうな断言が、そして、この道路特定財源についても、検討を進めていかざるを得ないというふうな述べておられるわけですが、特にこの道路特定財源は余りにも多額で、年間二兆円を超えているわけですから、ですから使い残しがあるほどであるという点すらも指摘されております。

ここで、この財政構造改革のあるべき姿を展望したときには、こういった公共事業型の特定財源というものをやはり早く見直していくということ、私は、これは必要なことだと考えますが、大蔵大臣の検討は進んでいるのかどうかということをごお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(松永光君) 委員御指摘のように、道路特定財源、これは相当な額に上っております。これは委員も御承知のことだと思いますが、この特定財源につきましては、去年の六月三日の閣議決定「財政構造改革の推進について」、これを踏まえまして、その歳出面での取り扱いについて、狭い意味の道路だけでなく、道路関係社会資本への活用を図ることによって運用の見直しを行うということになったところであります。

少し説明させていただきますと、建設大臣の方が適当かもしれませんけれども、同じ道路でも、例えば高齢者が安心して歩行できる、高齢者が安

心して買い物に行ったりすることのできる、そういう形での整備という面などに相当力を入れて、街路整備といいますが、そういったものもなされております。また、物流効率化といいますが、そういうような面にも十分配慮して、例えば路切をなくして立体交差式にするとか、そういったいろいろの知恵を絞った形でむだのないような使い方がなされつつある、そういった方面は認めていたいただきたいものだというふうに思います。

○清水澄子君 これをすべて福祉に回さないと言っていますけれども、必要などころには道路関係でもそれは使用することだと思いますが、道路建設以外には使えない、こういう制度はやはり問題が残ってくると思います。

そこで、総理にお伺いしたいわけですが、こういう問題に踏み込まないままでは財政の構造改革ということにはならないのではないかと、思いますが、私は、不要とすべき特別会計を整理して、今後ますます必要となる福祉とか環境、そういう分野にこの財源を振り向けていくべきだと考えるわけでは、

ですから、総理、道路特定財源の見直しを初めこの関連制度、法律などの改正をどのように考えていらっしゃるか、そのことについての御所見をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは私が申し上げるまでもなく、特別会計という仕組み、それは国が特定の事業を行う場合などに一般会計と区分して経理をすることが合理的だと、そういう場合に法律によって設置をされるわけでありまして、これは特定の事業についての事業収益あるいは受給と負担の関係など、こうした点が明らかになるという利点があります。

ただ、会計として独立している、そのためにほかの施策との調整が難しくなるといった問題、あるいは財政全体の一貫性が害されるのではないかと、そういった議論も従来からありました。そうしたことから、必要なものは当然認めていかなければなりませんけれども、全体的には抑制的に取

り組んでいく、あるいは既存の特別会計についてもその必要性について不断の検討が必要であるというところは、私は議員の御指摘を否定するものではありません。

先ほど大蔵大臣が御答弁をしておりましたように、道路財源としての特会についても新たな工夫が凝らされた、そのような答弁がございました。同時に、一般会計と同じように特別会計それぞれにつきましても歳出の抑制や見直しを図ってまいりました。

個別のことに一々触れはいたしませんけれども、今その上で申し上げたいこと、それは議員がお述べになりましたような形で特別会計を整理する、そしてそれを財源として他の分野に転用する。これは一つ一つの特別会計が特定の財源を持つていくか持つていないかにかかわらず、この厳しい財政事情のもとでそれぞれの設置の趣旨や目的に従って一生懸命適正な運営を図っている中では容易なことではないということを私は御理解いただきたいと思っております。

殊に、これは負担して下さる方々がその目的というものの対して負担をしてくださっている。それを他に転用するということは、私はそう軽々にお引き受けをしていいのかどうかというためにも率直に言っておきたいです。

むしろ、環境あるいは福祉の分野におきましてこれから先も大事なものをどういうふうにするか、これは当然のことながら我々が努力すべき分野であります。またそうしたものを考えていく、これは不断に必要なことであります。特定の特別会計を一般会計に転用する、あるいは特別会計を廃止する、それなりに慎重な検討が必要ではないだろうか、そのような感じを率直に今受けております。

○清水澄子君 道路に絶対使ってほしいと思つてガソリン税を払っている人ばかりじゃないと思つてます。そういう法律になっているから、税ですから払っているというのが多いと思いますが、ぜひひとつ御検討いただきたいと思つてます。

次に、現行の財政構造改革法では、当初予算で社会保障関係費の伸びについて、平成十年度で三千億円、そして十一年度、十二年度で二%以下に抑制するとされております。

それで、改正案では十一年度に限って社会保障関係費のキャップを外すこととされているわけでありまして、それだけでも、そもそもこのキャップというのは何を根拠に策定されたのだろうか。これは前から私は疑問を持っていたわけですが、また、その財政構造の枠の中でどのような社会保障の構造改革を進めようと考えられたのか。その辺について、大蔵大臣にお伺いいたします。

○政府委員(涌井洋三君) お答え申し上げます。当初の財政構造改革法におきまして社会保障関係費のキャップを二%としていたわけでございしますが、その根拠というところでございします。

これは、財政構造改革会議の「財政構造改革の推進方策」、昨年の六月三日に閣議決定されておりますが、その中で、集中改革期間中、社会保障関係費は、「対前年度伸び率を高年齢者数の増によるやむを得ない影響分以下に抑制する。」と、そういう表現になっております。

この考え方を踏まえまして、九年度の社会保障関係費約十四・六兆円のうち、年金、老人医療費に對する国庫負担等のいわゆる高年齢者関係予算額、これが約八・二兆円でございます。それから、これら高年齢者関係予算の対象となる高年齢者数が人口推計によれば十年には三・七%程度増加するということでございます。そういうことで、十年度の社会保障関係費の増加額の上限が三千億円程度。つまり、計算式で申し上げますと、八兆一千五百億、これが高年齢者関係の予算でございますが、高年齢者関係の数が三・七%伸びるとこれは約三千億になる。それから、二%と申しますのは、社会保障関係費全体が十四兆五千億であつたというところで、十四兆五千億分の約三%と、これが二%ということでございます。

○清水澄子君 余り理解できないんですね。何かいろいろ説明されましたが、結局高年齢者の人口増

というんですか、高年齢者数が人口推計によればふえていくという中で、大体二%という形で決められたんでしょうね。

でも、それは非常に疑問なんです。高年齢者人口は社会保障の重要な要素ではあつても、それは私は絶対の基準ではないと思つてますし、特に人口のみを見ても、全体の人口構造の変化とか就業構造の変化、その他さまざまな要素によつて負担も給付も変動していくのであつて、それが高年齢者人口というとき、六十五歳以上の高年齢者の人口は、こういうふうに入らずに入っていくんですが、そういう数字の割り出しは今後の社会保障とか福祉というの、それこそさつき小泉大臣がこままの制度ではというのは、私はそこをむしろ一度考え直すといひますが、六十五歳以上が必ずしもすべて社会的扶養をされる人口であるのかどうか。やはりそういう点で、これだけ寿命が延びて元氣な人、それから自立的に生きていきたいという人たちも多いいです。だからそういう中でのどういう社会保障、福祉に変えていくのかというふうなところをきちんと踏まえないと、高年齢者人口という年齢でもつて切り取つたその数字でこういう社会保障予算のキャップをはめたり外したりというのは私は非常に問題があるのではないかと、思ひます。

そして、高年齢者人口というのは、結局一方で少

子という問題があるわけですから、そちらの方はどうするかという問題とこれは含めて考えないと、高年齢者人口の割合だけでどういう決め方をするか、このようにはやっぱり当然見直すべきではないですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 今、御指摘の高年齢者人口をどのように考えるかという視点で構造改革なり制度改革が始まっているんです。というのは、年金にしても、このままだと年金をもらう方がふえる。今の給付をそのままにしていると、これは若い人の負担が大変な重いものになってしまう。当初、今の給付を維持するんだつたらば、サ

ラリーマン等の厚生年金は一七〇程度の負担が、三〇％までに抑えようといっていたのが三四％になつてしまふ。これは企業と折半にしても負担が重過ぎるのじゃないか。三〇％を超えないのはもちろんだけれども、できればもっと低く保険料は抑えたいという若い世代の希望もあるのではないかと。このまま放置していきまふと、年金一つとっても、年金を受ける人が大体毎年百万人ふえる、しかも長生きの時代ですからもう期間が長くなる、若い人は減つていく。年金一つとってもこういう構造です。

そして、医療をとつてもそうです。構造改革しない限り、大体高齢者の医療費というのは若い世代の五倍以上かかっています。これは今まで経済成長の伸びに関係ない。となれば、若い人も、病院に行かない人も、医者に見てもらわない人も、保険料を負担していただいている。二十代、三十代の所得というのは、平均をとつてみると高齢者の所得と余り変わらない。保険ですから、病気になる人も保険料を負担してもらわないと病気になる人は困るわけですから、それとやばり限度があるだろう。高齢者だから月千二百円だけでいいかという問題が出てきたわけですね。

それで、去年これを一回五百円にして四回まで、二千円というように変えたんだけど、これも今の現状を維持すると貴重な医療資源がむだになるんじゃないか。負担できる人にも負担してもらわなくて済むという面があったのじゃないか、必要のない薬ももらつていたんじゃないのか、必要のない検査もしていただかないのか、必要のない治療もしていただかないかという問題が出てきたからこそ、薬価基準制度を抜本的に見直す、診療報酬体系も見直さしようということで本格的な制度改革、構造改革が始まつたんです。

それは当然高齢者があつてきたという要素もありますし、これからの少子化、そしてお互いが、高齢者だけが給付を受ける立場じゃない、その例が介護保険であります。高齢者にも保険料を負担していただきますし、サービスを受ける人

だったから一割負担していただきますように。既に本格的な構造改革、制度改革が始まつています。それは、お互いがこの福祉制度、社会保障制度というのは支え、支えられ、助け合つていく、協調と連帯の精神で安定的に運営していくこと、うこと、既に本格的な改革が始まつていて、いますけれども、今後ともこの改革の動きをとめてはならないと思います。

○清水澄子君 私は、今日までの全体の社会保障の体系とか体制というのを根本的に見直す時期にきていると、このことについては同感です。もつと根本的に見直していくべきだと思つてゐるわけですね。

しかし、そこに最初にキャブありき、その枠の中という社会保障制度のあり方は問題が起きるのではないかとこのことを申し上げております。特に、財政のあり方というものは、そういうふうな何を今どう改めるかということが先にあつて、それに対してこういう財政の支出になるのだ、負担になるのだということが必要なのでございまして、それから医療制度でもやはり抜本改正が先です。

そして同時に、女性の年金のあり方を含めた公的年金制度がこれでもいいのか。女性の場合も、きょうは私は問題を申し上げませんけれども、すべて家庭の女性に全部社会的扶養者になるというのはこれもまた問題でありまして、やっぱり働ける人は働く、そのために働けるための支える条件というものが政策として必要でしようし、そういう人たちが税金も納める、そして保険料も納める、年金の保険も納めるという納める側に立つというところ、私は女性の場合ももっとふやせるでしようし、それから高齢の人でも定年後だって働ける人は働いて年金を納める側にもなるといふ方だつて、今度制度を変えていく中でみんながそれ生きがいを持つて支え合う、そういう制度がやれていくと思ふんです。

で、厚生大臣、勇気が要るかもしれませんけれども、平成十二年度においてもキャブにとらわれることなく予算編成が行われるようにすべきだと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) これは、予算をふやしてやるというのは一番やりたい、楽なんです。いかに予算を減らすか、削減するかというのには、それほど苦労が要る。みんな総論は予算、歳出は削減しなさいと言つてゐるんだけど、いざやつてみたら、委員会でも削減したところばかりじゃないですか、批判が出て不満が出てゐるのは、とんでもない。あの歳出削減、補助金なんか全部廃止しろといった議論はどこへ行つちやうたのか。補助金を廃止しろと言つたところが、一〇％補助金をカットしたらみんな文句が出てゐる。

これほど、歳出削減こそ本当に勇気が要ると思ふんです。歳出をふやせという改革だったら、こんな楽な改革はないです。しかし、このような財政状況、幾らふやせといつたつて、福祉だけふやしていただろか。省庁が文句を言いますよ。それはやっぱり予算の現実の問題を考へて、お互いの調整をしながらバランスを見ながら、国民全体の均衡ある負担はどの程度か、給付はどの程度かというのを考へてやらないと、財源は有限、要望は無限、これをどう調整していくか。お互いぜひと知恵を出していただきたいと思います。

○清水澄子君 どうもありがとうございます。

(拍手)

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。当委員会が財政構造改革法案の審議をしたのはわずか六カ月前、半年前でありました。十一月十日の総括質疑で私もこの場で質問をいたしました。この法案の問題について、この法律の枠を超えた予算を出さなさいいけないとどうするの、改正なんじゃないかということを経理初め閣僚の皆さんと議論をさせていただきました。今回、総理がその法律の基本は変えないということが必要最低限とおっしゃつていますが、景気

対策上改正せざるを得なくなったというのがこの経過だつたと思ふ。

昨年の審議の中でも議論をさせていただいたんですが、そして多くの委員からも議論がありました。大抵、結局、財政構造改革をやらなかつたら大変なことになるんだということを総理初め政府側はおっしゃいました。そして、そういう改革に伴う痛みについては耐えていただきたんだというのをとおっしゃいました。相変わらず今回の改正に当たつてもその立場は変わつていらつしやらないというふうには私は疑問を伺いながら感じてゐるところであります。

あのときも問題になりましたが、改革の先にどういう豊かで活力ある社会があるのか。安心して豊かな福祉社会ということを言われるわけですから、でも、それをつくつていくのか。経済成長ができるかを示し得ないで、国民が感じるのは痛みということになります。そういうやり方で財政健全化を進めようとしたために、九兆円負担と相まつて経済成長もとまつて、税収も落ち込んで、早くも行き詰まつたという中で流れのなかなというのを私なりに感じてゐるところであります。

総理はこの改正をめぐつて二〇〇五年ということに相当こたわつていらつしやるといふふうに思ふんですけれども、今改正を必要最小限とおっしゃいますが、それを提案されるならば、そのことで今度こそ景気も上向いて、そして国民が安心して暮らせる、そういう日本になつていくという保証はどこにあるとお考えなのか、国民に納得いく説明をしていただきたと思ふんですけれども、総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 二年間延長をしたが、それで大丈夫かというお尋ねであります。その二年という時間の延長というものは、弾力的な運営を考へていかなければならない今回の事態の中で、中期的に安定した財政運営を示す姿勢が我が国の経済の現状を踏まえれば必要だ、そういう判断から出してきたものであります。

その場合にも、今までよく御党からようだいをいたしました御意見の中に、要調整額が残るがというお話があり、それは赤字国債で埋めるのかといった御議論に何回か発展をいたしました。今そこまでの御問いかけはありませぬけれども、いずれにしても要調整額というものを処理していくのは大変な努力を要することでありまして、私もその努力をしようと考えております。

○笠井亮君 今、二〇〇五年までやってどういう展望が、社会が開けるのかということを知ったんですけれども、それについてはお答えいただけなかったように思うんです。しかし、ただいま総理がお問いかけがなかったですが、たまたま総理がえいたできました。ではこれで本当に大丈夫なのかということについて、まさに総理が言われたことに関連して具体的に私は伺っていきたいと思うんです。

まず、今回の改正で言われております目標期限の問題であります。

今、二年間延長して大丈夫かということで、この間、御党からもということがありました。もともと財政健全化のためには二〇〇三年までに財政赤字を対GDP比三%以下、特別公債を毎年度縮減してゼロにするという目標をやらないうとだめだというのがこの法律の至上命令であり、財政法はまさにそのためにつくったというのが政府の説明だったと思うんです。ところが、それが早くもできなくなつて、目標年次を二年間延長するという事になったわけでありまして。

これは事実確認です。大蔵省に伺います。先日、五月に「財政事情の試算」というのを改めて出されましたが、この試算というのは昨年度の財政法審議のときからしますと何回目の改訂版ということになりますか。

○政府委員(浦井洋治君) お答えいたします。昨年秋のこの法案審議の段階におきまして、平成九年度予算を前提とした試算をお示ししました。それから、平成十年度予算の成立に伴い、平成十年度予算を前提とした試算をお示ししている

ところでございます。それから、今回この法案の御審議をお願いするに当たり、あわせて補正予算も提出ということでございますので、補正予算も含めたところの試算を示したところでございませう。

○笠井亮君 昨年から三回目ということでありまして、これまでこの試算というのは大体年一回、予算審議の際に大蔵省から出していただいたものでありますけれども、半年間に三回というのはいずれも極めて異例なことを示していると思ひます。どうしてこんなことになったんですか。

○政府委員(浦井洋治君) お答え申し上げます。昨年秋の試算はあくまでもその法案の御審議のための、その法案で財政健全化目標を示しておりますのでそれを前提とした機械的計算、これは昨年度の秋の段階は平成九年度当初予算を前提とした計算でございます。

それから、平成十年度予算の編成に伴いましてその土台が変わるものから、これは御承知のとおり、毎年度毎年度、当初予算の審議の段階で御提出しているところでございます。

それから、今回はこの法案の審議をするに当たり、その材料として改めて提出しているところでございます。

○笠井亮君 要するに、見通しが甘くて狂った、こういうことでありまして、そのはつきりした証拠だと思ひます。それをはつきり認めていただきたいと思ひます。

半年間にいろんな変化があったとは言われながらも三回ですから、これで二〇〇五年の最終年限まででどうなるのかというのは私は非常に心配なんですけれども、一体あと何回つくり直したらいいのか。このペースなら四十五回ぐらいになるのかなと。つくられる方は大変に御苦労さまでありますけれども、そういうことになる。

収入を毎年度一兆円ずつ減らさなさいといけないというところで、十一年度についてはそれに加えて特別減税のための特別公債発行分を二兆円減らすということになると思ひますけれども、大蔵大臣、二〇〇五年に赤字国債発行をゼロにするには十一年度以降一般歳出の伸びをゼロに抑えたとしても最大四・七兆円の要調整額、つまり財源不足が生じる、そういうことをこれは示しているんですね、そうなんです。

○国務大臣(松永光君) 要調整額が出るということを示しておるわけでありまして。

具体的に新しい年度の予算を編成する場合に、それを念頭に置きながら歳出について徹底した見直しをして、むだを省きあるいはコストの削減等々あらゆる創意工夫を凝らして予算の編成をする、こういう大変な努力をしなければならぬ、こういうことでございます。

○笠井亮君 二年間延長しても大変な努力と言われるほどぎりぎりの、余裕というよりは大変なそういうやりくりが求められている、そういうことで理解してよろしいわけですね。

○国務大臣(松永光君) 国民の幸せのためにそういう努力をしていくのが政治家の務めであり、特に政府の務めである、こう思っております。

○笠井亮君 半年前にも同じような御答弁を、当時は松永大蔵大臣ではありませんが、前大臣初め閣僚の皆さんから伺ったわけでありましてけれども、要するに必ずやれるということではないんですね、これは。

○国務大臣(松永光君) 必ずやらなきゃならぬんです。それを申し上げておるわけですよ。

○笠井亮君 やらなきゃならぬ。そうしますと、幾つか問題があるんですけれども、この試算の大前提の一つが歳入の問題であり、なかなか算の前提となる問題でありますけれども、どこに根拠があるのかというふうには私は拝見して思わざるを得ないと思ひます。

例えは平成九年度の補正後の税収見込みというのは五十六兆二千億円ということになっておりますけれども、これは大蔵省に伺いますが、今確定している分、ことしの三月までの税収というのは幾らになっておりますか。

○政府委員(尾原榮夫君) お答え申し上げます。九年度税収でございますが、三月末税収まで判明しているところでございます。三月末の累計で申し上げますと四十一兆五千九百九十五億円、こういうことになっております。

○笠井亮君 つまり、この試算で言われている五十六兆二千億円ということをや切り切るためには、四、五月で十五兆円なくちゃだめだ、そういうことになってまいります。

○政府委員(尾原榮夫君) 三月末までの税収は進捗割合七三%でございます。三割残っているわけでございます。

○笠井亮君 三割、要するに十五兆円ということになるわけですよ。これは今の景気では大変なことでありまして。ちなみに、消費税率アップの駆け込み需要があった八年度でさえ、その辺を反映しての四、五月の税収というのは十二兆円だったと思ひます。昨年度は石油ショック以来二十三年ぶりにマイナス成長になるということさえ言われている。税収が昨年同時期を上回って十五兆円確保できるという保証はどこにあるんですか。

三月決算法人に係ります法人税収、消費税等々三割の税収があるわけでございまして、まさに今後どのようにあらわれてくるのか十分注視していく必要がある、こういうふうにご考慮しております。

○笠井亮君 大変に楽観的だと思ふんですね。去年四、五月が十二兆ということ、これは十五兆円やらないといけないということになりますと、景気は悪くなっているわけですから大変なことだと思ふんです。三月期決算を注視していくと言われました。しかし、東証一部上場の企業の三月期決算が四年ぶりで経常減益の見通しとなっている。これはもう大変な問題としてきき、おとといあたり大きく報道されているところであります。

和光経済研究所の集計した結果を見ますと、前年同月と比較した経常利益の伸び率はマイナス一%、一年前の伸び率の二〇・〇%に比べて大きく落ち込んだ。そして、今後ともなく出る業績悪化の著しい自動車や電機メーカーを加えると、経常ベースで五%程度の減益になると予測されていると思ふんです。

この三月期決算の企業というのは五月に法人税を納めるわけですね。厳しい決算を反映される。法人税の三分の一が五月に納税される。昨年度で見ると、五月の税収の七割が法人税だったはずであります。四、五月期の納税額がその前の年が十二兆円のうち半分が法人税ということでありまして、法人税だけじゃなくて、消費税だって厳しいということが今度の場合については言えると思ふんです。

つまり、注視していくと幾ら言われても、到底この十五兆という見通し、その最初さえできない。大きな見込み違いか、さもなければ言葉は悪いですが、これまでも言っているのかという、この試算の前提になっているんじゃないかと言わざるを得ないと思ふんですけれども、どうですか。

○政府委員(尾原榮夫君) ただいま、最近発表されております民間調査機関の企業収益の見通しについてのお話がございました。

法人税収でございますけれども、これらの機関の発表なさっておりますのが経常利益ベースで発表されているものでございまして、したがって必ずしも法人税の課税ベースと一致するものではないというふうには考えております。

したがって、今この発表されている数字がそのまま税収に反映してくるわけではないというふうにご考慮いただいておりますが、一般的に申し上げまして、税収の見通しをやったときのいろいろな指標、悪化しているものもございまして、そういう点も勘案しながら、今後の四月、五月、税収がどう出てくるか、よく注視してまいりたい、こう考えているわけでございます。

○笠井亮君 幾ら注視して期待をされても、経済はそうならないんですから、これはそもそも試算の前提自体がもう最初からできない相談になつていっているんじゃないかと言わざるを得ないと思ふんです。

しかも、税収そのものを見ますと、バブルの時期とか、その最後のころになりますか、九〇年、平成二年のときでさえ税収は六十兆円程度でそれ自体が過去最高だった、一年間の税収でいうと。バブル崩壊後、税収自体は減少しまして、私も表を拝見して改めて感じたんですけれども、九〇年代の後半になりますと五十一兆円とか五十二兆円ということに停滞しているわけですね。ところが、この試算を拝見しますと、順調に税収が伸びていくということ、平成十七年度、二〇〇五年度、この最終年度については六十六兆四千億から七十五兆八千億に税収がなるといふふうに見込んでいます。

大蔵大臣、これは達成できるという見通しをお持ちなんですか。

○政府委員(尾原榮夫君) 平成十七年までの税収でございますが、これは御承知のように、財政事情の試算ということで、各目成長率に弾性値を一を掛けてございまして、定性的な、機械的な試算を行つたわけでございます。そのような性質の数字でございまして、

○笠井亮君 この財政法改正で二年延長するといふ裏づけとしてこの試算を出しているはずで、機械的にやりましたなという話では、経済は生きているといふことをもうさんざん政府は言われているわけですから、そんなことじゃとてもこれは裏づけにならないわけですね。努力目標にすぎないといふふうに言われるのであれば、これはまさに政治的に無責任と言わざるを得ない。

伺いたいんですけれども、税収の落ち込んだ不況期に財政収支を改善した例というのは過去にも外国にもないということが専門家からも指摘されておりますけれども、不況の時期に財政収支を改善した例というのがこれまで内外にありますか。

○政府委員(浦井洋治君) 突然の御質問で、手元に資料がありませんので、後ほど資料を提出いたします。

○笠井亮君 私はこのテーマで質問することはもう通告しているわけでありまして、テーマといふのはこの問題をめぐってです。とつさに出ないといふことは恐らく念頭にないでしようね。

特別減税の財源も来年分の二兆円がカウントされていらない、さらに今後検討するとされている恒久減税の問題、あるいは法人税率の引き下げなど、少なくとも短期的には財政赤字拡大要因がやっぱあると思ふんですけれども、それらもこの法案の改正の前提になる、前提といふことが裏づけになるようなこの試算の中には考慮されていない。その上、昨日来議論がおりますけれども、不良債権の処理をめぐっての財源問題といふのも出てくるだろう。そうなりますと、さらに財政を圧迫するといふ要因が生まれることは明白だと思ふんです。試算の前提になる成長率といふのもあります。一・七五から三・五。これ自体どうなるか。いろいろ議論を聞いてもあやふやだ。

要するに、この試算といふのは、税収の見込みも無理をして、財政法の破綻が明らかにならないように苦し紛れに数字を置いただけで、とてもできないと本音では思っているんじゃないですか。ちよっと意地悪な言い方になりますか、

いかがですか。

○政府委員(浦井洋治君) 先ほど大蔵大臣から御答弁がありましたように、この財政健全化は現在の我が国経済、財政が置かれた中では絶対行わなければならぬということでございます。いろいろ歳入歳入、特に歳出削減で厳しいキャップをかけているわけでございまして、それに向けて全力を挙げて進んでいかないと考えております。

○笠井亮君 やらなくてはならないということも繰り返されます。しかし、一方では財政赤字拡大要因がある。先ほど宮澤元総理の発言の問題も出されていたと思ふんですけれども、大蔵大臣は先ほどともやらずにはならないと言われました。大臣は衆議院、参議院の審議の中で、この法案については改正をお願いしている以上やらなきゃいけないことだし、石にかじりついても達成するということを繰り返して言われております。そして、再延長するんじゃないかということについて、そういうことで可能性を否定されるということに答弁されているわけだけれども、やらなければいけない、一体どう石にかじりついたら達成できるんですか。

○国務大臣(松永光君) 基本的に言えば、歳出のすべてについて聖域なく徹底した見直しをして、むだを省いて経費の縮減、そして場合によっては合理化、重点化を図る、そういった形で歳出の徹底した見直しが必要だと思ふんです。同時にまた、経済政策の面では、これはよく経済企画庁長官の言う言葉でありますけれども、規制緩和あるいは経済構造改革を進めて経済の活性化を図っていく、それを通じて歳入を確保する、その両面からの最大限の努力をしていくことが目標達成のために大事なことであらう、こういうふうに思っています。

なお、先ほど主計局長の方に資料がなかったようでありまして、私の手元に資料がありました。それは何かというと、景気が悪く税収増がないのにもかかわらず財政再建が実現した例が歴史上一

つてもあるかという御質問でした。すぐ答弁できなかったのが局長は怒られましたけれども、私の手元にあった。

それはIMFのワールド・エコノミック・アウトルック、九六年五月においては、デンマークやアイルランドを初めとする過去の経験からすると財政健全化と経済状況の改善を同時に進めることは可能とされている。デンマークは一九八三年から一九八六年、アイルランドは一九八七年から一九八九年の財政健全化期間においてそれれ歳出削減を中心とした財政収支の健全化を行い、必ずしも大幅な収入の増加を伴うことなく財政健全化と順調な経済成長とを達成していると承知している、こういう資料がございます。

○笠井亮君 今のは私もぜひ具体的な資料をいただいで研究してみたいと思うんです。ただ、総理が先ほども、今回の改正をめぐってというか、この財政法の考え方をめぐって、二〇〇五年という議論の中で、平成七年のG10の報告書の問題を取り上げられました。私も大蔵省の国際金融局の資料をいただいで見たんですけれども、その中で言われている問題の一つで、「経済が外的ショックを受けていない時期には、財政政策は債務GDP比率を低下させることをめざすべきである。」という指摘もされているわけでありまして、私はこの問題もあわせてよく研究をしてみたいと思います。

そして、いずれにしても石にかじりついていうことでは言われませんが、それに対するお答えがございましたけれども、具体的にどうするかという、そういうものが結局は聞かれなかったんじゃないかと思うんですよ。聖域なく見直しをすると言われても、まさかこの間成立した予算の中にむだがあるとは大臣からおっしゃらないと思うんですが、むだをなくしということとは逆に言えばむだがあるということなのか、そういうことも出てまいります。

○国務大臣(松永光君) 来年の予算の話なんです。

○笠井亮君 いや、今の財政構造の中であるということは、それが反映したのが今度の予算ですから。そういう問題があります。

それから、財政・経済構造の改革を今後も進めていく。しかし、これからやるのでどうなるかわからないわけでありまして、にもかかわらず絶対にこいつだけはやるんだ、やるんだという決意だけ幾ら示されても、国民は全然納得できないんじゃないかというふうに思うんです。改正を提起する以上、確かな見通しを持って考えて出すのが当たり前のだし、どういふことを考えているのかより具体的に、そこはこういう考えでこういうふうにするからこうなっているんだと、石にかじりついてというのとはただ精神条項じゃないんだというところをはっきり言っていたいただきたい。そして、それが達成できなかったらそれが責任とるんですか。

○国務大臣(松永光君) 例えば今参議院の財政・金融委員会が御審議を願っている金融改革四法、あれを成立させていただければいろいろな面での規制緩和、少なくとも金融証券取引等に関する業界は相当活性化してまいります。これは一例でございますけれども、その他、経済企画庁を中心に規制緩和の計画を立てて実行に移しつつあります。

そういった構造改革、規制緩和、それによる経済効果というののもぜひ達成させなきゃいかぬし、達成させたならば税収の増は見込める。歳入増と、それから先ほど申し上げました十一年度以降の予算についての徹底した歳出の見直し、縮減合理化、これを進めていって、そして目標年次にその目標を達成できるようにあらゆる努力をしてみたいというのを申し上げる次第でございます。

○笠井亮君 半年前もやはりあらゆる努力をすると言われました。それは政府ですよ、政府が言われたんです。経済構造改革も含めてさまざまな改革をするという効果が出てくると。実際は半年やって効果が出てきていないわけですよ、まだこれから

と言われるかもしれませんが。

しかも、先ほど私が提起した試算の問題というのは、既に三月の時点で、要するに法人税についてもその前提になるものが固まっている問題について、十五兆もいく見通しがないじゃないかとやっているのに対してそこがもう最初から狂っているじゃないかという話をしていくわけ、今後の見込みで何とかなりますというだけの話では、これはきちっと納得がいくような話になりません。明確に達成の根拠も示せないということでありまして、これは逆に破綻を認めたということになるわけですよ。

大体、過去三十年以上にわたって、むだと言われましたけれども、放漫財政のツケをつくってきたわけで、これを短期間で解消しようとするのが自体が無理な理屈じゃないか。二〇〇五年までに赤字国債をゼロにしようとするよりも、むしろ弊害の方が大きいということでは感じざるわけでありまして。

もう一つ、弾力条項の問題に関連して伺っておきたいと思えます。

去年の秋、財政法という政府の予算編成を制約する法律を政府みずから提出した理由について、政府はこう強調されてきました。内閣がこの間みずからの判断のみによって自由に法定された方針等を変更して予算を作成することは許されなくならないという点にこの法律案の大きな意義があると繰り返し聞いたわけでありまして。総理、これは今も基本的に考え方は変わらないわけですね。

○国務大臣(橋本龍太郎君) でありますから、財政法の一部を修正し、国会の御了承を得ようとして御審議を願っております。

○笠井亮君 ところが、そういうふうには強調されているんですけども、今回の改正では二つの条件はつけておきます。要するに、改正の中身というの、内閣みずからの判断によって赤字国債を増発できる予算を作成することが許されるようになる。理由はどうかであっても変えたことをお認めになりますね、基本的な立場は。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変失礼であります。ただいま議員のおっしゃる意味がもう一つのみ込めません。恐縮ですが、もう一度繰り返していただけますか。

○笠井亮君 昨年議論をしたときに、政府の説明は、内閣がこの間みずからの判断のみによって自由に法定された方針等を変更して予算を作成することは許されなくなるという点にこの法律案の大きな意義があるというふうに言われてきたわけでありまして。説明されてきた。そして、それは変わっていないとおっしゃったんですが、今度の改正の中身というのは、内閣みずからの判断によって赤字国債を増発できると。いろいろ条件をつけていますよ。しかし、そういう予算を作成することが許されるようになるということなんじゃないんですか。だから、変わっているんじゃないですかということですよ。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変難しい理屈をおつけになれますけれども、要するに今御審議をいただいでおります修正案を国会がお認めをいただければ、その修正された範囲内において政府は行動するということであります。

○笠井亮君 政府自身が説明してきた財政法の根本の構造、これが明らかに変わるものだと思うんです。

では、弾力化の条項を聞いていきましよう。

条件の一つに「経済活動の著しい停滞」というのがあります。法案では「国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況」、具体的には三項目を想定しているというところでありますけれども、ではなぜこれを法律に書き込まずに政令で定めようか、大臣。

○政府委員(浦井洋治君) お答え申し上げます。通常、その他の法律においてもそうでございますけれども、基本的な内容は法律で定め、あと具体的な実施基準は政令で定めるということはよくあることでございます。

今回のこの法律におきまして、「経済活動の著しい停滞」それにつきましては法案におきまして

て「国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等」という基準が示されておるわけでございます。

その具体的内容につきましては、御答弁申し上げておるとおり、これは財政構造改革会議で決定し明らかにしているところでございまして、GDPの四半期ごとの成長率の対前期比ということで非常に技術的な規定でございまして、この部分については政令の規定になじむという考え方でこのような扱いにしたわけでございます。

○笠井亮君 法律事項にしたらまずいんですか。

○政府委員(浦井洋治君) お答え申し上げます。この基準の内容というのは極めて技術的なものでございまして、むしろ政令事項の方が適当ではないかと考えたわけでございます。

○笠井亮君 政令というのは政府の判断でいつでも変更できる、そういう点では恣意的判断の余地がある、私はこういうものだと思うんです。法律に縛られずに政府が自由に判断できるようにしたのか。こんな重要な法律要件を欠いて、政府に適用要件と判断権をゆだねるような本法案というのは、これは欠陥があるんじゃないかというように思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(浦井洋治君) お答え申し上げます。この基準に該当した場合に直ちに特例債について例外規定が働くということではないのでございまして、まずこの要件に該当した場合にトリガーが発動される。つまり、赤字国債を減らさない、要するに一つの時点においてしかるべき対策を打つ、その場合に赤字国債がふえるような対策を打つ必要があるかどうかというように検討を行う基準でございまして、その上で政府として必要がないとした場合にはこの規定は働かない。とりあえず予算編成権を持つ政府としてそういう対策を打つべきだと判断した場合には補正予算を組んで、その上でかつ最終的には国会の御了解をいただくということでございます。

○笠井亮君 国民に痛みを求めてやるような財政構造改革で、絶対にこれはやらなきゃいけないというところで二〇〇三年までと言ってきたわけで

す。それを二年延長すると。

今までこの法律の意味というのは、内閣をきちんと縛って、内閣の勝手な判断でやれないようにするんだということを繰り返して言ってきたのに、今度は赤字国債を発行できるように、増発できるようにすること自体を内閣の判断でやれるようにして、それで政令だ。こんなことで本当に国の財政再建を真剣にやる、そして国民にそのための痛みを甘受してくれと言うことができるのかということでありまして、そんなのは説明になっていませんよ。しかも、政府が判断すると。適切に判断できるかという問題があります。

経企庁は昨今の景気動向について判定する景気基準日付検討会議を近く開いて、昨年五月が景気の後退し始めた時期だということを宣言することも含めて検討しているということを言われました。経企庁長官に何うわけではありませんので結構ですが、一年たつていつから落ちたのかを判断するみたいな話です。しかも、政府は昨年の七月九は上がったので財政構造改革を推進した、しかし十一月十二月の結果が三月に出て悪化したので今度は改正をお願いするんだということを言っているわけでありまして、こういうことで本当に経済活動の著しい停滞の判断を適時適切にできるのか、こういうことが問題になるわけでありまして。

○国務大臣(松永光君) さつきから委員の御意見を聞いておりますと、政府が勝手に何でもするよという言い方をなさいますけれども、そうじゃないんです。

○笠井亮君 やれるようになってるんですよ。○国務大臣(松永光君) いや、そうはならないんです。この法律に基づいて、現行法のままだという毎年毎年の予算編成に際して特例公債の発行高を前の年よりも減らしていくというのが定められておる。今度の改正案では、その原則は認めつつも、特別な事情がある場合には、予算編成上特例公債を前年度よりも減らすということでは必要な対策が打てないという場合にのみ特例公債発行

の減額を義務づけられなければならない予算が組める。その条件は政令で明らかにし、それに基いて政府は予算案を編成する。それを国会にお出ししてそして御審議をお願いするわけであります。最終的には国会で決めていただくわけでありまして、政府が勝手にやるなどというのは全く理屈に合わない話だと思っております。

○笠井亮君 先ほど言いましたけれども、もともとこの法律を去年つくったのは、政府の予算編成自体を制約するような法律をみずから出すんだというところで提案されたわけです。国会審議はまた別です。しかし、あれこれの経済状況の判断、それが正確にできるのか。しかも、その中に政治的な判断、裁量が入らないのかということを含めて……

○委員長(遠藤要君) 笠井君、時間です。

○笠井亮君 はい、終わりますから。

そういうことを含めて、この問題というのは多くの問題を含んでおまして見通しもない。そして、結局国民には痛みを求めるということで改正をする。こういう法案では本当に国民は納得しないし、国民には一層の痛みが寄せられるだけだし、そこだけが残るということとは重大な問題だということを重ねて指摘申し上げて、きょうの質問は終わります。(拍手)

○星野朋市君 まず、自治大臣にお伺いいたします。

今度の十六兆円の景気対策の中で、地方単独事業一兆五千億というのが計上されておりますけれども、自治大臣の頭の中ではこの一兆五千億はどのような形のものにしておられるのか、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(上杉弘君) 政府の方針であります社会資本整備の基本線に沿ってこれはやらなければならぬ、このように考えております。

○星野朋市君 問題は、正式にまだ決まったわけではございませんけれども、首都圏を中心として幾つかの地方団体、県ですね、これがこの地方単独事業一兆五千億の使われ方に対して拒否反応と

いいますか、自分のところは積極的にやりたくないというような意思表示をされていると私は聞いておるんですが、その実態はいかがなものでしょうか。

○国務大臣(上杉弘君) 拒否されたということはまだ私は聞いておりません。

ただ、地方におきましては、六月の補正、九月の補正、これはそれぞれ都道府県も市町村もやるわけでございます。財政事情等もございまして、そこらも含めて弾力的にこのようなことを考えて地方団体にはしていただくものと、このように考えております。

○星野朋市君 東京都の例で見ると、東京都は今のままで人員費のアップもできない、それから事業費のアップもできない、このままでいくとやがて数年にして財政破綻を来すんじゃないか、こんな状態も伝えられておりますし、それから各県もいわゆる箱物をつくれと後の維持費が大変で、そのときはいいんだけれども、ほとんどこれは後の維持費のためにマイナスになってしまいうというふうなことで、必ずしもそういう形のものをお勧めするわけではないんです。

そうすると、この事業費を消化させようと思えば従来型の公共投資的なものにならざるを得ないというふうには私は考えますけれども、自治大臣はどうお考えでございましょうか。

○国務大臣(上杉弘君) 自治省というか政府から今回の景気対策、公共投資で箱物をつくれという指示はいたしておりますし、またできるものじゃございません。それは自主的な判断におきまして公共事業とお取り組みいただく、こう思うわけなんです。

ただ、今までの経験から、実績から申し上げますと、経済対策をずっといたしておりますが、地方単独事業の追加要請に対しまして、補正予算においておおむねそれに相当する額以上の額が計上されておる実績がございまして、例えば平成四年度、これは九月までの補正額でございますが、追加要請は一兆八千億でございま

したが補正は一兆九千二百億、平成五年度は一次から三次までやりまして要請額三兆一千億に對して三兆二千四百億、平成七年度は一兆円に對して一兆五百億と、それぞれ要請をいたしましたものを上回る補正額を計上いたしておる、こういうことでございまして、それぞれの地域の財政事情あるいは地方団体が取り組みなければならぬ社会資本の整備にお取り組みをいただくものと、このように考えております。

○星野明市君　そうすると、この一兆五千億は完全に消化されるという御自信だと思ひます。今は低金利の時代でございまして、地方債を発行すれば直ちに売れてしまふというのが一つ根底にあるわけでございまして、地方債の発行残高も百六十兆という単位になつてまいりました。そうすると、国の財政だけではなくて、地方財政というのはこれからどういふ展望を持つてやうていくのか、その点については大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(上杉弘弘君)　私は、今後、地方の問題は地方分権を抜きにして考えられなかつて考へております。地方財政は八十七兆九百六十四億円で、その中に一般歳出が七十三兆四千億でございす。その七十三兆四千億の七〇％は社会保障あるいは教育、公共事業でございまして、公共事業がすべてそれであるという意味ではございせん。七〇％、七十三兆四千億の中に占めておるわけです。政府の法律や制度や人の配置、予算の問題も含めてこれはなされておるものでございまして、地方分権は秩序を持ってやらなければなりませんけれども、地域住民に身近な施策をおよそどこまでどのような形で分権していくか、こういうことにならうと思ひます。

そうした場合に当然財政問題が伴つてまいります。財政問題となれば、それでは交付税の率はそのままのまゝでいいのかという問題は必ず議論の中で出てくることであります。消費税の国と地方の配分も率的にどうするかという問題は当然出てくると思ひます。そして、先刻から議論されております

地方税の外形標準課税の導入をするのかしないのか、これも含めた議論として当然これは地方財政の問題に絡んでくる問題でございまして、これらのことを国会にも御相談申し上げ、政府としてもぎりぎり研究をいたしまして、安定的に地方財政が財政健全化をしていくような方策というものは財政構造改革とあわせて地方分権とともに取り組んでいかなければならぬ課題だ、このように考えております。

○星野明市君　過般の予算委員会において私はこういう質問をして、これは途中でとまつておるんですけれども、例の三月三十一日に公的資金を導入した主要十八行というのがございまして、主要十九行なんです、中の日本信託は別として主要十八行、このうちの三行だけが時の不良債権といひますか、私は銀行局長なども問題債権といひつてゐるんですが、問題債権をSECの基準でもつてあらわしたら幾らになるかということに當時の七人委員会が求めたはずなんです。

そうすると、この十八行のうち三行だけがSEC基準の金額で提示をした。他の十五行は間に合いませんといつてこれを出さなかつた。公的資金を導入するのには、全部が間に合ふなら話はわかるけれども、三行だけは出しておいて十五行は出さないというのは何事だ、そして五月になつてもまだそれがわからないのか、そういう質問をいたしました。銀行局長からは、これは督促をして五月の末には全部そろへますというお話がございました。さらに、新聞報道によると、各行の頭取を呼んで督促するといふような報道までなされておりますけれども、それは私にはわかりません。

結局、きのうかおととい明らかになつたんでしよう。けさの新聞に主要十八行の不良債権の償却額とSEC基準による新しい問題債権額が発表されました。先日はこの主要十八行では十兆円が償却されるだらうと。私は十兆三千億ぐらいじゃないかといつておつたんですが、結局最終的には十兆四千九百億という不良債権の償却がなされた。そして、この十八行だけに限つてみれば、

もとの自己査定基準よりもSEC基準によると実は三九％ふえていた。ふえていたのは、いわゆる滞りの分を六カ月から三カ月に延ばした分まで入れたということになりますけれども、しかしSEC基準というのは少なくとも国内の自己査定よりも国際的に認められてゐる基準なんです、それに沿うのは当たり前のことなんです。

○政府委員(山口公生君)　お答え申し上げます。今、先生から御指摘いただきましたように、主要銀行の決算のいわゆる短信というレポート、ディスクロージャーが真つ盛りでございまして、今十八行そろつております。

概略申し上げますと、今までの全銀協の統一基準の公表不良債権というものの系列で見ますと、実は十八行であつた一行残つておりますが、単純に十八行ずつ比べますと六・七％減つております。その系列でいいますと、しかし一方で、新しい基準、SEC基準で、先生が今御紹介なさつたように、三カ月以上のものを拾ひなさいとか、あるいは少しでも条件を緩和したのは全部拾ひなさいといふことでSECと同じようにしましたので、それが二十一兆七千七百億。これは相当ふえておりまして、見方によつては約五割増し、経営支援先といふのを分母に入れますと四割増しになります、かなりふえました。

そういった新しい基準でやっておりますが、先生の御指摘の七十六兆といふのはこの議論ではなくて、少し違つて、回収の度合いの問題で、全く問題のないもの以外のものが全部で幾らあるかといふことでございす。

私が今紹介を申し上げておりますのは、いわゆるリスク管理債権という形に名前を変へさせていたいてありますが、結局何らかの客観的な形で傷がついてゐるもの、例えば延滞があるもの、それから相手が破綻したもの、あるいは金利を上げてやつてゐるもの、元本をまけてやつてゐるもの、そういった客観的に拾へるものを全部拾つたものという系列でございす。

それで、こういったSEC基準というのが世界でも一番厳しい基準でございす、これは今度の三月期から全国銀行、つまり第一地銀までこれで行つてほしいといふことで強くお願いし、全国銀行も大変な事務作業であります。やってみようといふことでやつております。これがそろそろ決算が出てまいりますので、また決算がまとまりましたらその辺の数字を私も集計いたしたいといふふうにしてございす、少なくとも十八行ベースでいいますと、せんだつてから、昨年度の公表不良債権額二十八兆ですと申し上げてゐたのが、この十八行ベースで見ますと五割増しとか四割増しとか、そういう数字になつておるといふことでございす。

これが現状でございす。

○星野明市君　私が何を言いたかといふと、結局のところ日本の問題債権といふのは一体幾らなのかといふことなんです。これが何かのたびにふえていくといふ形が日本の信用を落としてゐると思ふんです。

大蔵省の管轄にない例えは系統金融機関、農中とその下にある信連、今度はここもSEC基準でこの問題債権を出さなくちゃならないですね。そうすると、恐らくこれは今三千億ぐらいあるはずですから、これも三割増しでいくと約四千億になる。もつと多くなるかもしれません。それから、大蔵省の管轄にないいわゆる信用金庫、信組、ノンバンク、それから大手ゼネコン、商社、こういうものを含めると一体日本の不良債権は幾らなのか。それをはつきりさせて、それから政府はこれをどう処理し対処していくかといふことでない

と、日本はいつまでも何かあるんじゃないかというふうな思われがちなところだと思ふんですけども、大蔵大臣、御見解を。

○国務大臣(松永光君) 私の考え方を申し上げます。

銀行を中心に金融機関の本来の体力がどの程度かということに明白にさせることが金融機関に対する内外の信託を得る道だと、総論として申し上げれば、そう私は考えております。

それからまた、不良債権については、総理がよくおっしゃいますように、バランスシートから消すというのが終局的な不良債権の処理だと思ひますので、バランスシートから消すためには何をすべきか。あるいは銀行にそのことの実行を要請しなきゃならぬだろうと思ひます。あるいはまた、消しやすいうようないろんな仕組みをつくらなきゃならぬと思ひます。

そういったことを通じて不良債権の終局的な処理すなわちバランスシートから消すという措置、これを速やかに実行することが日本の金融機関の体力をつけることになる。金融機関の体力がつけば、必要な企業等に対する資金の供給は順調になされるでしょう。それが日本の経済を活性化させる道だというふうに私は考えております。

○星野朋市君 事実関係で局長から。

○政府委員(山口公生君) 今年の三下期からSEC基準で開示を強く求めて、それを実行していただくのは全国銀行ベースでございます。借金、信組は今度の三下期につきましては破綻、延滞、金利減免という基準でやりますが、十一年三下期、つまり今年度の、来年の三下期のSEC基準での開示については金融システム改革法において義務づけしておりますし、借金、信組も全国銀行と歩調を合わせた形で開示がなされるというような方向で検討しております次第でございます。

それから、一つつけ加えさせていただきますと、海外からのこういう評価というものは、やはり外の国の、あるいはアメリカの基準、これはデファクトスタンダードといましようか、これに合っ

ているということ、かなり比較ができるというような見方もできると思うのでございます。したがって、これからはこのSEC基準で出した数字というものが主として議論の対象になるのではないかとこのように感じております。

○星野朋市君 そのほかに、私は一月二十九日の予算委員会において、東南アジア向けの貸し付け、与信残高に対する問題債権の問題を取り上げました。銀行局長は、その場合はドル建てである、それからデリバティブをやっている、為替予約もやっているからさほど問題がないというお答えでございましたけれども、各行は既に数百億単位でもってこの三下期に引当金を計上してまいりました。

今度のインドネシアの問題、それから昨年来のアジア通貨の下落によってこの問題債権が幾らになるかという問題は重要な問題であります。きょうここで論じていると時間がございませんで、これはあしたまたやることにいたします。きょうは別の問題をちよつと取り上げたいと思ふんです。

一九九五年の四月、日本の円がまさしく一番高かった、八十円をつけた四月十九日という日があります。この翌日に予算委員会がありまして、総理が通産大臣でおられて、まさしく日本の円がそんなに高くなると日本はいかにもつづれそうだという議論が盛んにされてきたときなんです。総理はそのときに通産大臣として、円が高くなっても日本の企業というのは努力して七〇％は転嫁するよと、こうおっしゃっておられた。

私も実務の経験上それはわかつています。そのときに私が申し上げたのは、日本の輸出輸入額は三十七兆円です。輸出額は四十九兆円、輸入額は三十七兆円です。十二兆プラスになってるわけですから、十年間ずっとどういう形態になつていくかという、輸出額の三八から四〇％が円建て、輸入額の二〇から二二％というものが円建てなんです。これを相殺して計算してみると、十円の為替でもって二兆数千億、これパーな

んです。だから、円高になるときは直ちに輸出の関係であらわれますからいかにも損したように見えますけれども、これは同じことが円安になろうが円高になろうがしばらくたつとトータルではパーになるんです。

それだったならば、業者は円建ての比率をもっと高くして、円を国際通貨に持つていけないかというのを私は主張したんです。そうしましたら、時の大蔵大臣武村正義氏は、しかし議員、各国が円の通貨を持つても日本の証券市場、いわゆる東京の市場がいろんな規制があつてこれが有効に使えない、こういう状態ならば円を持つ意味が余りないからというお答えだったんです。

そんなばかなと言いたいところなんです。今まさしく並行してやっている財政・金融委員会でも金融システム四法案、いわゆる通称ビッグバンと言われることで、改正外為法の問題はもう済みましたが、金融四法案が成立すると日本の市場というのはまさしく外国並みになるわけです。

そうしたら、日本はいかに円をローカルカレンシーで終わらせないでいわゆる国際通貨に持つていくか、この努力をしないと、今やドル圏とユーロ圏というものができてしまつて、日本は三極構造の一角を占められない、こういうことになりはしませんか、まさしく規制は撤廃されたわけなんです。

大蔵大臣は先日とも円の国際化ということを訴えられたそうなんですけれども、今の日本の現状というのは、景気は悪い、円は安い、条件は非常に悪いんですけれども、こういう規制撤廃、それからフリーの市場ができたこの機会に円の国際化というのををもつて進めたい、私はこう思ひますけれども、総理、いかがお考えですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私はただいま議員の議論をしておられることに全く異論がありません。というよりも、我々は、ユーロ建て取引に近い将来考えなきゃならないとき、円が少なくなるとこのアジアだけではなく決済通貨の一つとして生き

ていけるような環境をつくらなきゃなりません。そのためには使い勝手がよくならないとダメです。そして今、議員からお述べをいただきましたように、金融四法の御審議をいただいております。あと、確かに非居住者の使い勝手がいいようにとか、まだやることはあります。ありますけれども、これは日本だけのメリット、デメリットの話ではないと思ひます。

今回のアジアの通貨危機の中で、もしアジアにおけるドルへの過度の依存というものが、円がより国際化され、そして円による決済というものが通貨面、金融面において多少ともその負担を軽くしていった場合に、私は随分状況は違つたろうと思つております。そして、その意味ではそういう方向を脳裏に描きながら、今まで努力が足りなかったことを悔いておられますが、その限りにおきまして問題意識を共有していると感じましたし、その努力はこれからも真剣に続けていきたいと思ひます。

○星野朋市君 若干時間は余りましたけれども、これで終わります。(拍手)

○佐藤道夫君 朝来まことに御苦労でございますが、今しばらくおつき合いください。私が最後でございます。

私も星野議員に倣ひまして銀行の不良債権問題を取り上げたいと思ひます。

この問題がにわかにはクローズアップされまして、本来は法律問題、せいぜい社会問題でもありといふところですが、今や政治問題になりつつある、こう言つてもいいわけでありまして。総額が幾らだといふんな議論がありますけれども、どうもはつきりしません。額はさておきまして、私の関心はこの不良債権を取り立てるために全国の銀行がどれだけの努力を傾注してきたか、こういうこととあります。

これは一般の例で申し上げても、バブル期にある人がある人に土地を担保に金を貸した、バブルがはじけて金は返らない、どうするか。言うまでもないのでありますけれども、弁護士を頼ん

で土地について競売の申し立てをする、それから訴えを提起する、相手方が多重債務者の場合には破産の申し立てをする。手間暇がかかる、お金がかかる、しかしみんなそういうことをやっておるわけでありませう。銀行だけがそういうことをやらないでいい、こういうわけにはまいりません。

そこで、バブルがはじけてから今日に至るまで銀行がどれだけの努力をしてきたか。これを調べるのはそう難しいことではない。聞けば、やっておりませう、頑張っておりますと、こう言うに違いないんですけれども、努力というのは数字と比べてあらわれるわけでありませうから、銀行がここ何年か、五年なら五年の間で申し立てた競売件数、破産件数あるいはまた訴えの件数でしょうか、そういう数字を出してくれば、どれだけの努力をしたか、どれだけの費用をかけておるかある程度見当もつくわけでありませうけれども、大蔵省はこういう数字は把握しておられるでしょうか。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。結果として申し上げますと、大蔵省としてはその数字は把握してございませう。

銀行もそういう法的な処理に訴える場合もございませうし、法的な処理に行く前に当事者間で一生懸命話し合いをして解決するというケースもございませうので、その辺をございませうといたただければと思っております。

○佐藤道夫君 これは実は調べようと思えばそう難しいことではありませう。どうか監督官庁といましてこの数字ぐらいいは出して、銀行もこれだけ頑張っておる、あるいは全然何もしていない、こういうことは国民の前に明らかにしていただきたい、こういうことを希望しておきます。

実は私は銀行は余り信用していません。多分余り取り立ての仕事はやっていないんじゃないか。これは住専の場合がまことに顕著な例でありまして、住専が破産しかかった場合に何もしていません。法的手段に訴えたと手間暇がかかる、費用がかかるということでそのまま放置しておい

て、いずれ政府が乗り出してくるだろうと。案の定政府が乗り出して、六千八百億円という公的資金を投入して問題を一応解決した。

最近でもまたそういう話が出てきておりまして、具体的な例を挙げて恐縮でございませうけれども、昨日、自民党の山崎政調会長がどこぞやらの講演会で、公的資金を投入して不良債権を買い上げるという提案をしておるようであります。これはある意味では銀行の思いつきなのでありまして、それを待って解決すればまた問題をしのげるのではないかと。

私は国民に対するメンツというものがあろうかと思っております。国民も銀行をじつと見ておりまして、これだけ銀行が頑張っておるならばなるほど公的資金の投入もある程度やむを得ないのかと、こういう気持ちにもなってくるのだらうと思えます。私は、金融システム安定のために公的資金を投入する、本当に必要なならばどうぞ遠慮なく投入してくださいと、そういう考えを持っておるわけでありませうが、やっぱりその前提として銀行がやるべきことをやる、これは大変大事なことでございませう。そのために若干の手間暇がかかるが費用がかかるが、これはやむを得ないことであります。何もやらないうで、さあ公的資金で処理してくださいよと言われても、国民としては到底納得できない。

そこで、大蔵大臣にお願いするのでありますけれども、あすでもいいと思いますが、銀行に対してもうとんどん大号令をかけていただきたい、やるべきことをやれと。そもそも日本人というのは借りたものは返す、貸したものは取り立てる、これは当たり前の、法律論というよりむしろ道義の話でもありますから、やるべきことをやれと、公的資金の投入その他はすべてその後の問題だということをお大蔵大臣として銀行業界に厳しく注文をつけていただければと思います。いかがでしようか。

○国務大臣(松永光君) きょうもこの席で申し上げたんですけれども、銀行というのは案外夢をも

う一度で、土地がもう少し上がるかもしれない、そのときに競売、申し立てなんかをした方が得かもしれないという感じで放置しているのがあるかもしれない、こういうことを私は申し上げました。

委員御指摘のとおり、銀行がどれだけ貸し出した債権の取り立てのために努力をしておるか、これは裁判所の受付のあれをずっと見ることも可能でしようし、あるいは銀行そのものに問い合わせても可能だと思っておりますので、問い合わせをし、また不良債権であろうが多少傷ついた債権であろうが債権者としてしっかりと法的な措置をするように要請したいと思っております。

それと同時に、今また公的資金で不良債権を買い上げるといふ発言をした人がいるそうでありませうが、そういったことをする気持ちは私はありません。少なくとも貸し手の責任、借り手の責任、いずれもその責任を果たさうことが日本の法秩序を保つ道だと、こう私は思っております。

○佐藤道夫君 大変力強いお言葉で、どうぞ後日撤回することのないようにしっかりと肝に銘じていただきます、このように思います。

次に、昨日の本委員会でも総理がこの問題で、債権者、債務者の権利関係を調整するために独立の行政委員会の設立も考えておる、こういうお話があつて、けさの新聞にも各紙それぞれ取り上げておりました。まだ構想の段階だらうと思ひます。詳しい詰めもしておられないので余りこういうことを申し上げるのもどうかと思ひます。私の意見だけを述べさせていただきます。これは実は憲法上大変重大な問題をはらんでおるといふことも当然お気づきだと思ひます。

まず第一に、明治以来、債権、債務者の間で紛争があれば、それは裁判所に持ち込んで解決してもらつたというものでござつて来ているわけでありまして、調停の申し立て、和解の申し立て、裁判所がそれを受け付けて解決に導いていただくと。要するに、国民の常識として、債権、債務者間の紛争の解決は司法事務だ、裁判の仕事だということがありまして、司法権は裁判所に属する、こういう

うことになっておりますから、この銀行の不良債権の關係だけを裁判所から引き抜いて別な委員会にやらせることは、司法権は裁判所に属すると定めた憲法違反の疑いがあるので、この点は十分に検討していただきたいと思ひます。

それから第二点、これも大事なことでありますけれども、一般の債権者は従来どおり裁判所に調停や和解の申し立てをすることになります。裁判所というのは、私も知っておりますけれども、そんなに能率的な役所ではないわけでありまして、またうるさいことはいくらもあって、書類が完備していない、判事が落ちていて、いや、何だかんだといつてなかなか事務が進まない。中には、朝から晩まで待たされて、きょうは済まないけれども帰ってくれと言われて帰されたとかというような状況もないわけではありませう。

そうすると、一般の債権者は、おれたちは何で裁判所に行つてこんなに苦勞せねばいかぬのか、銀行の關係だけは何か独立委員会なるものがござつたさつと処理してくれて、おかしいではないか、同じように扱つてほしいというのを言ひ出す人が多いたらうと思ひます。中には、法律を知っている人は、これは同じような扱いをするのは憲法が保障している十四条の問題ではないか、憲法違反の問題もあるのではないかと、こういうことを言ひ出す人もあるかもしれないので、これを後日法案化して、来国会には出したというようにも申し上げたようにございませう、十二分にこの点はお含みおきの上、内閣法制局等で検討されんことを要望しておきます。これは回答は必要ありません。

それから次に、外交問題というやや大げさになりますけれども、取り上げたいと思ひます。今、日本の経済問題、これは挙げて国際的な問題になつておりました、最近開かれる国際会議、外交会談あるいは首脳会議、これで必ずといっていいほど日本の経済問題が取り上げられて、いろんな意見が外国から日本につけられております。

注文がつけられております。

これが内需の拡大という程度の一般的、抽象的なことならば、そうですが、頑張りましょうというところで済むのでありますけれども、具体的な政策、例えば減税要求、大幅な減税をした方がよろしいということになってきますと、これは率直に言いますと内政干渉ではないのかと。要するに、景気を回復するためにいろんな政策の選択があるわけでありまして、減税も一つ、それから規制緩和も一つ、大幅な公共投資も一つ、いろんなことがあるわけで、何を選ぶかというのはその国の政府の考えることでありまして、外国からあれこれ言われることではないと私は思っております。

この四月にアメリカから国務次官が来たときに、外務省の柳井次官がはっきりと具体的な政策についてあれこれ言うのはやめてほしい、日本としてもやるべきことはやっておると、こういうことを申したということが新聞報道されておりました、私もそのとおりだと思います。願わくば、これは次官は次官、大臣は大臣という線ではっきりと申すべきことは申してほしい、こういう気持ちでおりましたらば、この前のサミットで総理とクリントン大統領の会談の際に、今度は不良債権の問題が提示された、こういうことになっております。その件に関する大事なことであります。読売新聞の五月十七日欄に掲載されております。クリントン大統領は橋本首相に、不良債権問題は「一手遅れにならぬうちに素早く対応することが、コスト負担を減らすことにつながる。解決に向け断固たる措置を取ることが重要だ」と。これは日本政府から新聞社に対して訂正の申し立てがないものですから、多分こういう話があったんだろうと思います。

私はこれを読みまして、率直に、何かこれは親が子供に、学校の先生が生徒に、あるいは大会社の社長が関連会社の社長に言っているような感じがしてしょうがなかったわけでありまして。ちよつとおかしいんじゃないかと。我が国とすればやることはやってきた、これからもやっていく、余計な口出しはしないであれと、そういう毅然たる態度をとっていただきたかったな、こういう感じもしたわけでありまして。

私、ある経済評論家、口の悪いことで有名な人ですけれども、この話をしたら彼いわく、それは日米間のやらせだよというのであります。日本がアメリカに頼んでそういう発言をしてもらつて、それを日本に持ち帰つて、さあ、こういうことだ。うそか本当か、多分うそだと思いますけれども、しかし減税の話が出た場合に減税がばつと日本の国内問題として出てくる。また今度は不良債権問題で政府、与党間で検討会を開こうと。余り手際がよ過ぎるものですから、そういう疑いもないわけではない。

どうか総理、ひとつこれからのこういう問題、日本の経済問題について外国からいろんな注文がついてくるんだらうと思います。筋道だけは間違ふことなしに、毅然とした態度で対応してもらえればと思います。

最後に、この点につきまして総理の考えを承つて、質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今のお話、実はその十七日という日付、後でちよつとその新聞を探してみますけれども、そういう報道になったとすれば私は大変残念だなと存じます。

なぜなら、事実は逆さ、逆さという言い方も変ですけれども、今度日本がとらうとしている総合経済対策の中身はこういう中身だと、その中で景気刺激策とともに金融改革、殊に不良債権をバランスシートから消したいという話を私は確かにいたしました。それは何もクリントンだけではございません。そして、それは大事なことでございまして、それを確かに言いましたけれども、議員のおっしゃるような内容のことを長々と話してはおりません。

そして、もともとそれほど長い時間の会談の予定ではございませんでしたが、むしろインドの核実験の問題あるいはインドネシアの情勢分析など、話す話題が急に飛び出したテーマもふえまして、ありましたために十分な時間というわけにはい

きませんでした。

そうした中で、確かに彼自身が、アメリカもかつてそういう時代を経験したことがあるよ、苦労したけれども今はうまくいっているよという話をしていました。それは間違いなしに私が説明したことに対していたことであります。これはクリントン大統領の名誉のために内政干渉というようなものではなかったことだけは申し上げておきます。

なお、先ほどの御意見は私なりにこれからの勉強の糧にさせていただきます。

○佐藤道夫君 一点だけよろしいですか。

五月十七日の読売新聞でございますので、御検討の上、もし間違つておればしかと読売新聞社に抗議していただきたいと思います。日本の首相の名誉のためにも私はそれを希望いたします。

以上です。

○委員長(遠藤要君) 次回は明二十七日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十三分散会

平成十年六月三日印刷

平成十年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局